七戸町地域防災計画

[地震災害対策編]



令和5年10月 七戸町防災会議

上 次

《地震災害	対策編》
第1章 絲	念 則
第1節	計画の目的
第2節	計画の性格
第3節	計画の構成
第4節	各機関の実施責任
第5節	各機関の処理すべき事務または業務の大綱
第6節	町の概況
第7節	青森県の主な活断層1
第8節	災害の記録 1
第9節	地震による被害想定19
第10節	節 災害の想定 22
第2章 『	方災組織
第1節	七戸町防災会議2
第2節	配備態勢 2
第3節	七戸町災害対策本部20
第4節	七戸町災害対策本部に準じた組織3
第5節	防災関係機関の災害対策組織3
第3章	災害予防計画
第1節	調査研究 30
第2節	業務継続性の確保
第3節	防災業務施設・設備等の整備3
第4節	青森県防災情報ネットワーク4
第5節	自主防災組織等の確立4
第6節	防災教育及び防災思想の普及5
第7節	企業防災の促進55
第8節	防災訓練 5.
第9節	避難対策 5
第10節	節 災害備蓄対策6
第11節	節 火災予防対策68
第12節	節 水害対策
第13節	節 土砂災害対策7
第14節	
第15節	節 都市災害対策7-
第16節	前 要配慮者安全確保対策75
第17節	新 防災ボランティア活動対策79
第18	

	第19節	文教対策	. 83
	第20節	警備対策	. 86
	第21節	交通施設対策	. 87
	第22節	上下水道施設対策	. 89
	第23節	危険物施設等対策	. 91
	第24節	複合災害対策	. 93
第	4章 災害	『応急対策計画	. 94
	第1節 均	也震情報等の発表及び伝達	. 94
	第2節 情	青報収集及び被害等報告	101
	第3節 追	通信連絡	108
	第4節	後害広報・情報提供	111
	第5節 自	自衛隊災害派遣要請	113
	第6節 Д	広域応援	116
	第7節 舟	亢空機運用	119
	第8節 過	壁難	123
	第9節 消	肖防	133
	第10節	水防	134
	第11節	救出	135
	第12節	食料供給	137
	第13節	給水	142
	第14節	応急住宅供給	144
	第15節	遺体の捜索、処理、埋火葬	147
	第16節	障害物除去	150
	第17節	被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	153
	第18節	医療、助産及び保健	156
	第19節	被災動物対策	161
	第20節	輸送対策	162
	第21節	労務供給	166
	第22節	防災ボランティア受入・支援対策	169
	第23節	防疫	171
	第24節	廃棄物等処理及び環境汚染防止	174
	第25節	被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	177
	第26節	文教対策	178
	第27節	警備対策	182
	第28節	交通対策	183
	第29節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	185
	第30節	危険物施設等災害応急対策	190
第	5章 災害	『復旧対策計画	194
	第1節 2	公共施設災害復旧	194
	第2節 目	民生安定のための金融対策	197
	第3節 初	皮災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	198

第	6章 日	本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	201	
	第1節	総 則	201	
	第2節	災害対策本部の設置等	202	
	第3節	地震発生時の応急対策等	203	
	第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	204	
	第5節	防災訓練計画	205	
	第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	206	

《地震災害対策編》

第1章総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号) 第 42 条の規定に基づき、地震災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務または業務の遂行により、七戸町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなど、日常的に減災のための住民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、風水害等防災計画及び原子力防災計画は別編とする。

- 1. 本計画は、県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、七戸町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画 を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、そ の相互の緊密な連絡調整を図るうえでの基本的な大綱を示したものであり、その実施細目等につ いては、さらに防災関係機関において別途具体的に定めることを予定しているものである。
- 3. 地震災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4. 町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

第1章 総則		七戸町地域防災計画(地震災害対策編)作成の目的、性格及び防 災関係機関等の処理すべき業務等について定めるとともに、災害 の要因となる自然的、社会的背景等について記載するものである。
第2章 防災組織		防災対策の実施に万全を期するため、町及び防災関係機関の防災 組織及び体制について定めるものである。
第3章 災害予防語	計画	地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、町及び防災関 係機関等の予防的な施策、措置等について定めるものである。
第4章 災害応急対	対策計画	地震災害による被害の拡大を防止し、又は二次的に発生する災害 を防御するため、町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置 等について定めるものである。
第5章 災害復旧対	対策計画	被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・ 復興を図るため、町及び防災関係機関が講じるべき措置について 定めるものである。

第6章 日本海溝·千島海溝周辺海 溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海構型地震防災対策推進地域について、 円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海構型 地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事 項等を定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進に当たっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1. 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、 身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及 び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村域を越え広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、 指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動 を実施するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から地震災害に対する防災力向上に努め、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心が けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与す るよう努める。

第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、防災に関し、概ね次の事務 または業務を処理するものとする。

処理すべき事務又は業務の大綱

				処理すべき事務又は業務の大綱
		100 101 101		ア. 町防災会議に関すること
				イ. 防災に関する組織の整備に関すること
				ウ. 防災に関する調査、研究に関すること
				エ、防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
				オ. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること
				カ. 防災に関する物資等の備蓄に関すること
				キ. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア
				活動に関すること
				ク. 要配慮者の安全確保に関すること
				ケ. 避難行動要支援者に係る名簿の作成等避難支援に関すること
	七	戸	町	コ. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、
		,	. ,	報告に関すること
				サ. 水防活動、消防活動に関すること
七				シ. 災害に関する広報に関すること
戸				ス. 避難指示等に関すること
町				セ. 災害救助法による救助及びそれに準じる救助に関すること
				ソ. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること
				タ. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること
				チ. 建築物等の応急危険度判定に関すること
				ツ. 罹災証明書の発行に関すること
				テ. 災害対策に関する他の市町村等との相互応援協力に関すること
				ト. その他災害対策に必要な措置に関すること
				ア. 防災教育に関すること
	+	戸町教育委員	<u></u>	イ. 文教施設の保全に関すること
		ウ. 災害時における応急の教育に関すること		
				エ. その他災害対策に必要な措置に関すること
				ア. 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
	七	戸 町 消 防	寸	イ. 人命の救助及び救急活動に関すること
				ウ. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること
				ア. 県防災会議に関すること
				イ. 市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及び総合調整に関
				すること
				ウ. 防災に関する組織の整備に関すること
				エ. 防災に関する調査、研究に関すること
				オ. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること
				カ. 治山、砂防、河川等の防災事業に関すること
青				キ. 防災に関する物資等の備蓄に関すること
森	青	森	県	ク. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア
県				活動に関すること
				ケ. 災害に関する予報・警報等情報の収集・伝達及び被害状況の調査、
				報告に関すること
				コ. 災害に関する広報に関すること
				サ. 避難指示等に関すること
				シ. 災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) による救助及びそれに準
				じる救助に関すること
				ス. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	セ. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること ソ. 災害時の交通規制及び緊急輸送に関すること タ. 建築物等の応急危険度判定に関すること チ. 金融機関の緊急措置に関すること ツ. 災害対策に関する隣接道県等の相互応援協力に関すること テ. 自衛隊の災害派遣要請に関すること ト. 県防災ヘリコプターの運航に関すること ナ. 県ドクターヘリに関すること ニ. その他災害対策に必要な措置に関すること
青森県教育委員会	ア. 防災教育に関することイ. 文教施設の保全に関することウ. 災害時における応急の教育に関することエ. その他災害対策に必要な措置に関すること
	ア. 災害に関する予報・警報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること イ. 災害時の警備に関すること ウ. 災害広報に関すること エ. 被災者の救助、救出に関すること オ. 災害時の遺体の検視・遺体調査、身元確認等に関すること カ. 災害時の交通規制に関すること キ. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること ク. 避難等に関すること ケ. その他災害対策に必要な措置に関すること
上北地域県民局地域健康福祉部保健 健総 室(上十三保健所)	ア. 災害救助に関すること イ. 医療機関との連絡調整に関すること ウ. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること エ. 防疫に関すること
上 北 地 域 県 民 局 地 域 整 備 部	ア.公共土木施設(河川、道路、橋梁、砂防、急傾斜地、下水道、公園等)の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること イ.水防活動に関すること
上北地域県民局地域農林水産部	ア. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること イ. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること ウ. 水産業に係る被害状況調査及び応急対策、復旧の指導、助言に関すること
上北教育事務所	ア. 防災教育に関することイ. 文教施設の保全に関することウ. 災害時における応急の教育に関することエ. その他災害対策に必要な措置に関すること
	ア. 公共施設の保全に関すること イ. 文教施設の保全に関すること ウ. 所有施設との連絡調整に関すること エ. その他災害対策に必要な措置に関すること
広 域 事 組 合 消 防 本	ア. 風水害、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること イ. 人命の救助及び救急活動に関すること ウ. 住民への情報伝達及び避難誘導に関すること エ. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること オ. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること カ. 罹災証明書(火災)に関すること

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	東北管区警察局	ア. 災害状況の把握と報告連絡に関すること イ. 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関すること ウ. 関係職員の派遣に関すること エ. 関係機関との連絡調整に関すること
	東北総合通信局	ア. 非常通信協議会の育成、指導に関すること イ. 非常通信訓練に関すること ウ. 防災行政無線局、防災相互通信無線局、災害応急復旧用無線局及 び孤立防止用無線の開局、整備に関すること エ. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関する こと
	青森 財務 事務 所	ア. 金融機関等の緊急措置に関すること イ. 地方公共団体の特に緊急を要する災害対策事業及び応急復旧事業 のための災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)の融通に関 すること ウ. 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の立会に関すること エ. 地方公共団体から応急措置の用に供するために申請のあった普通 財産の無償貸付に関すること
	東 北 厚 生 局	ア. 災害時における管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること イ. 災害時における関係職員の派遣に関すること ウ. 関係機関との連絡調整に関すること
指定	青 森 労 働 局十和田労働基準監督署	ア. 被災者に対する職業のあっせんに関すること イ. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること ウ. 被災労働者に対する災害補償に関すること
定地方行政機関	東北農政局青森県拠点	ア. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること イ. 農地、農業用施設等の防災対策並びに指導に関すること ウ. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること エ. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給あっせん及び病虫害防除の指導に関すること オ. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること カ. 農地、農業用施設等の災害復旧事業の査定に関すること キ. 被災農林漁業者への資金(土地改良資金、農業経営維持安定資金、経営資金、事業資金等)の融通に関すること
	東北森林管理局三八上北森林管理署	ア.森林、治山による災害防止に関すること イ.保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関する こと ウ. 林野火災防止対策等に関すること エ.災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること オ.災害時における情報収集・連絡及び応急対策に関すること
	東北経済産業局	ア. 工業用水道の応急・復旧対策 イ. 災害時における復旧用資機材、生活必需品及び燃料等の需給対策 ウ. 産業被害状況の把握及び被災事業者等への支援
		イ. 鉱山における人に対する危害の防止、鉱物資源の保護、施設の保全、鉱害の防止及び保安確保の監督指導に関すること
	青森河川国道事務所十和田国道維持出張所緊急災害対策派遣隊	ア. 公共土木施設(直轄)の整備に関すること イ. 直轄河川の水防警報及び洪水予報(青森地方気象台との共同)の 発表・伝達等水防に関すること ウ. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること エ. その他公共土木施設(直轄)の災害対策に関すること

機関名		処理すべき事務又は業務の大綱
		オ. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北運輸局青森運輸支局	ア. 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達に関すること
		イ. 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関すること
	東京航空局三沢空港事務所	ア. 航空事故防止のための教育・訓練に関すること イ. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関すること ウ. 遭難航空機の捜索に関すること エ. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること オ. 飛行場における事故の消火及び救助等に関すること カ. 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関すること キ. 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関すること ク. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関すること
	青森地方気象台八戸測候所	ア. 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること イ. 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること ウ. 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること エ. 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること オ. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること
陸	上 自 衛 隊 第 9 師 団	ア. 災害時における人命及び財産の保護のための救援活動に関すること イ. 災害時における応急復旧の支援に関すること
	東日本旅客鉄道㈱(JR東日本)	ア. 鉄道事業の整備及び管理に関すること イ. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること ウ. その他災害対策に関すること
	東日本電信電話㈱青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱ (㈱NTTドコモ東北青森支店 K D D I ㈱ ソフトバンク㈱ 楽天モバイル㈱	ア. 気象警報の関係機関への伝達に関すること イ. 災害時優先電話の利用又は「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に 関すること ウ. 災害対策機器等による通信の確保に関すること エ. 電気通信設備の早期復旧に関すること オ. 災害時における災害時用公衆電話 (特設公衆電話)の設置に関す ること
指定公共機関	日本銀行青森支店日本 郵 便 ㈱ 七戸郵便局/天間林郵便局/	ア. 災害時における通貨及び金融対策に関すること ア. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱に関すること
	独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所	ア. 災害時における独立行政法人国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援に関すること イ. 広域災害における独立行政法人国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援に関すること ウ. 災害時における独立行政法人国立病院機構の被災情報収集及び通報に関すること エ. 独立行政法人国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援に関すること
	日本赤十字社青森県支部	ア. 災害時における医療対策に関すること イ. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること ウ. 義援金品の募集及び配分に関すること

	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	日本放送協会青森放送局	ア. 放送施設の整備及び管理に関すること
	八 戸 支 局	イ. 気象予報・警報、地震情報、災害情報及び被害状況等の放送並び
	国去研究明 炎 进入日末度之	に防災知識の普及に関すること
	国立研究開発法人日本原子力 研究開発 幾構	ア. 原子力施設の防災に関すること
	青森研究開発センター	
		ア. 電力施設の整備及び管理に関すること
	十和田電力センター	
	日本通運㈱青森支店	
	福 山 通 運 ㈱	
	北東北福山通運青森支店	
	佐 川 急 便 ㈱北東北支店青森営業所	ア. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	ヤマト 運輸 ㈱	
	東北支社青森主管支店	
	西濃運輸㈱青森支店	
	(公社)青森県医師会	ア. 災害時における医療救護に関すること
指	(一社)青森県エルピーガス	ア. ガス供給施設の整備及び管理に関すること
定	協会上十三支部	イ. 災害時におけるガス供給施設の安全確保に関すること
地	上 十 三 支 部 十 十 五 五 二 </td <td></td>	
方	(公社)青森県トラック協会	ア. 輸送施設の整備及び管理に関すること
公共	上十三支部	イ. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送に関すること
機	青森放送㈱十和田支局	マールン・サールの前はロッドが、中リュ 目上ファー
関	㈱青森テレビ八戸支社	ア. 放送施設の整備及び管理に関すること イ. 気象予報・警報、地震情報、災害情報及び被害情報等の放送及び
	青森朝日放送㈱八戸支社	防災知識の普及に関すること
	(株) エフエム青森	マー町、旧ぶ行る地中心に囲木での地内名は壁の坊土に囲木できる。
		ア. 町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること イ. 農作物の災害応急対策の指導に関すること
公	JA十和田おいらせ	ウ. 被災農家に対する融資、あっせんに関すること
共	JAゆうき青森	エ. 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること
的		オ. 農産物の需給調整に関すること
団		ア. 町、県が行う被害状況調査その他応急対策の協力に関すること
体そ	上十二地区森林組合(七戸)	イ. 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
0	七戸町商工会	ア. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること
他	• •	イ.災害時における物価安定についての協力に関すること
防	商工業関係団体	
災		あっせんに関すること
上重	(一社)上十三医師会	ア. 災害時における医療救護に関すること
要	七戸町社会福祉協議会	ア・ボランティアセンターの設置に関すること
な		イ. 日赤奉仕団の炊き出しに関すること
施		ア. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること イ. 従業員等に対する防災教育・訓練に関すること
設の	病院等経営者	ウ. 災害時における病人等の受入に関すること
管		エ. 災害時における負傷者の医療・助産及び保健措置に関すること
理		ア. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること
者	社会福祉施設経営者	
	A =1 100	ウ. 災害時における入所者の保護に関すること
	金 融 機 関	ア. 被災事業者に対する資金の融資に関すること

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
学 校 法 人	ア. 防災教育に関すること イ. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること ウ. 災害時における応急の教育に関すること
その他 NPO・ボランティ ア 等 の 各 種 団 体	ア. 町が実施する応急対策についての協力に関すること
危険物施設の管理者	ア. 災害時における危険物の保安に関すること
運輸業関係団体	ア. 災害時における輸送等の協力に関すること
建設業関係団体	イ. 災害時における応急復旧への協力に関すること
多数の者が出入りする 事業所等(百貨店・工場等)	ア.避難施設、消火設備等の点検整備に関すること イ.従業員等に対する防災教育・訓練に関すること ウ.来場者等に対する避難誘導に関すること
災害応急対策又は災害復旧 に必要な物資若しくは資材 又は役務の供給又は提供を 業とする者(スーパーマー ケット、コンビニエンスス トア、飲食料品メーカー、医 薬品メーカー、旅客(貨物) 運送事業者、建設業者等)	ア. 災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する対策への協力に関すること
住民	ア. 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に 関すること

第6節 町の概況

1. 位置

七戸町は青森県の東部に位置し、西は青森市に、南は十和田市、北東は平内町及び東北町に接する内陸部の町である。東西約31km、南北約26kmで、総面積337.23kmを有している。

七戸町の地理的条件

面積	広に	 う	東	経	北	緯
(k m²)	東 西 (km)	南 北 (km)	東端	西端	南端	北端
337. 23	約31	約26	141° 16′ 29″	140° 54′ 17″	40° 37′ 49″	40° 48′ 52″

	隣 接	市町		役場の位置
東	西	南	北	上北郡七戸町字森ノ上131-4
東北町	青森市	十和田市	東北町 平内町	東経141°09′43″ 北緯40°44′31″ 標高35.2095m

2. 地 勢

(1) 地形及び地質

地形は西側一帯に広大な国有林野の八甲田山系が広がり、標高1,000mを超える八甲田山系が連なり、山麓から東に伸びる丘陵は高低差が少なく、緩やかに傾斜しながら台地を形成し、広大な水田地帯を有している。

七戸地区の地質は、ほぼ東西に二分され、西部八甲田山系の山岳地帯は新第三紀の安山岩質集塊 岩類が分布し、東部三本木原台地の丘陵地は新第三紀の水域岩類及び第四紀の洪積層が平行的に分 布している。表層は、黒色腐植質土壌で、下層は赤黄色の粘土質となっており、その下層は砂礫層 がみられる。

天間林地区の地質は、沖積層泥炭地が分布していて、火山灰土壌が多く耕地のほとんどは植土壌で酸性度の強い土壌である。

(2) 河川及び湖沼

主要河川のすべては、西側の八甲田山系に源を発し、丘陵間を東流して倉岡川、作田川、和田川、 大林川、坪川などを形成する。七戸地区の中央部を貫流する高瀬川(七戸川)は、作田川と和田川 を集め、市街地南部を流れ、天間林地区の中央部を貫流する坪川は東部で中野川と合流している。 さらに、高瀬川は坪川を集め、小川原湖に注いでいる。

耕地は、この河川流域に水田、丘陵地に畑、草地が拓けているが、北東部の台地は、人造湖天間 ダムによって、1,126h a が水田化され総じて水田の多い地域となっている。

(3) 道路等

本町は東北新幹線七戸十和田駅開業により、鉄道と道路の大動脈を有する県内有数の交通の要衝となっている。この利点を最大に活かして効率的な土地利用を推進する必要がある。

道路状況は、青森市と県南地方を南北に結ぶ大動脈一般国道4号及び国道4号七戸バイパスを軸に、みちのく有料道路と津軽・南部生活圏を結び、県土を横断する国道394号が交わる重要な拠点である。また、主要地方道八戸野辺地線及び三沢七戸線のほか一般県道3路線が補完する形で本町に

配置されている。これらの路線を骨格として町道が連結され幹線道路網を形成している。

また、東北新幹線のアクセス向上や観光・医療・経済を含めた地域の発展のため、上北自動車道 及び下北半島縦貫道路等の早期完成が望まれる。

3. 気 象

本町の気象は、一年を通じて変化が激しく、なかでも6月、7月には霧雨を伴ったヤマセ(北東風)のため気温の低い状態が続き、夏は短く、11月から4月にかけては北西の強い季節風が吹き、曇天、降雪の日が多い。

気温は、令和 3年の平均で約 10.5 \mathbb{C} 、最低気温は-13.2 \mathbb{C} 、最高気温は 34.2 \mathbb{C} を記録している。降水量は約 1005 mm/年前後で夏季から秋季にかけて多く、春季は比較的少ない状況となっている。

初雪は平年では 11 月中旬に見られ、積雪量は地域によってかなりのばらつきがあり、平坦部では 40 cmから 1 m、山沿いは最深積雪が 2 mを越える内陸型の豪雪地帯といえる。

気象の状況

年 次	気	温 ($(^{\circ}\mathbb{C})$	降	水 量	(mm)	日照時間	最大積雪
十 次	平 均	最 高	最 低	総量	日最大	月/日	(h)	(cm)
平成19年	9. 5	33. 2	-9.5	1, 283. 0	164. 0	11/12	1, 559. 8	80
平成20年	9. 2	31. 3	-12.6	877.5	67.5	6/24	1, 494. 6	90
平成21年	9. 2	30.6	-12.4	969. 5	82.5	6/6	1, 492. 7	60
平成22年	9.8	34. 9	-14.3	1, 201. 5	63.5	7/10	1, 395. 4	80
平成23年	9. 5	34.6	-14.2	1, 005. 1	102.0	4/4	1, 521. 1	152
				省略				
平成29年	9. 6	34. 5	-11.7	1239. 0	82.0	7/22	2122. 1	44
平成30年	9. 9	32. 1	-11.7	1656. 5	107. 0	5/18	1846. 4	49
令和1年	10. 2	34. 0	-9.9	1016.0	74.0	10/12	2133.8	71
令和2年	10. 3	33. 4	-8.6	1704. 5	68.0	7/11	1886. 9	74
令和3年	10. 4	34. 2	-13. 2	1341.0	84.0	8/09	1908.8	90

注:気温:本庁舎(森ノ上)

日照時間:本庁舎(森ノ上) 降水量:気象庁提供(牧場) 最大積雪:青森県提供(倉越)

4. 人口及び世帯

令和2年の国勢調査によると本町の総人口は14,556人であり、平成12年から減少傾向で推移している。令和2年の総人口を平成27年(15,709人)と比較すると、1153人(-7.3%)減少している。また、総世帯数は令和2年に5,447世帯となっており、平成27年(5,572世帯)と比較すると、125世帯減少している。1世帯当たり人口は、令和2年に2.67人となり、平成27年(2.82人)よりも0.15ポイント減少している。

総人口、世帯数の推移

区分	総人口(人)	男 (人)	女 (人)	女 100 人に対す る 男の人数(人)	世帯数 (世帯)	1世帯平均人員(人)
平成 12 年	19, 357	9, 256	10, 101	91.6	5, 938	3. 26
平成 17 年	18, 471	8,846	9, 625	91. 9	5, 827	3. 17
平成 22 年	16, 759	7, 942	8, 817	90. 1	5, 712	2. 93
平成 27 年	15, 709	7, 433	8, 276	89.8	5, 572	2. 82
令和2年	14, 556	6, 964	7, 592	91.7	5, 447	2.67

注)総人口には年齢不詳を含む。 資料:国勢調査

年齢別人口及び構成比の推移

区	分	総計	15 歳未満	15~64 歳	65 歳以上
平成 12 年	実 数(人)	19, 357	2,676	12, 099	4, 565
十八八 12 中	構成比(%)	100.0	13.8	62. 6	23. 6
平成 17 年	実 数(人)	18, 471	2, 317	11, 261	4, 893
十八八十	構成比(%)	100.0	12. 5	61.0	26. 5
平成 22 年	実 数(人)	16, 759	1, 949	9, 656	5, 152
— PJX 22 —	構成比(%)	100.0	11.6	57. 6	30. 7
平成 27 年	実 数(人)	15, 707	1,604	8, 419	5, 684
一次21年	構成比(%)	100.0	10. 2	53. 6	36. 2
令和2年	実 数(人)	14, 556	1, 406	7, 202	5, 943
777124	構成比(%)	100. 0	9. 7	49. 5	40.8

注)総計には年齢不詳を含まない。 資料:国勢調査

5. 土地利用状況

本町の総面積は 337, 230km² であるが、その約 41.5%に当たる 139, 969km² が山林で占められている ほか、農用地が 62,625km²、宅地が 6,596km²となっており、自然環境が豊かな地域となっている。

地目別土地利用状況

単位: km²

年 次	総面積	田	畑	宅地	山林	その他
令和3年	337, 230	41, 706	20, 919	6, 596	139, 969	128, 040

資料:税務課(固定資産概要調書)

6. 産業及び産業構造の変化

(1) 産業別就業人口

本町の基幹産業は農業であり、水稲、畑作、畜産等の複合的経営による農業経営が確立されているが、近年、第一次産業の就業者が第二次・第三次産業へ移行する傾向がみられ、農業後継者の不足が懸念されている。国勢調査によると平成27年の第一次産業の就業者は1,480人、第二次産業の就業者は1,783人、第三次産業の就業者は4,586人となっている。

第二次産業における主要産業は建設業及び製造業となっている。第三次産業、特に商業については、各地域とも役場(旧役場)を中心に商店街が形成されている。

産業別就業人口

区分	総就業人口	第一次産業		第二次	火産業	第三次産業	
年次	(人)	実数(人)	構成比 (%)	実数(人)	構成比 (%)	実数(人)	構成比 (%)
平成7年	10, 033	2, 815	28. 06	2, 632	26. 23	4, 586	45. 71
平成 12 年	9, 753	2, 115	21. 69	2, 844	29. 16	4, 794	49. 15
平成 17 年	9, 079	1, 857	20. 50	2, 252	24. 80	4, 966	54. 70
平成 22 年	8, 213	1, 667	20. 34	1, 926	23. 51	4, 601	56. 15
平成 27 年	7, 894	1, 480	18.86	1, 783	22. 72	4, 586	58. 43

注)総就業人口には分類不能の産業就業人口を含む。

資料:国勢調査

(2) 産業構造の変化

本町の産業構造を町内総生産(実額)でみると、平成30年度における町内総生産(実額)は429億4,800万円で、その変化を平成18年度との対比でみると総額で8.0%減少している。産業別では、第一次産業が39億5,600万円から60億円と51.7%の増加、第二次産業は114億8,600万円から93億1,300万円と11.8%の減少、第三次産業は313億4,400万円から278億8,100万円と11.0%の減少となっている。

町内総生産 (実額)

区分	町内総生産	第一》	火産業	第二世	欠産業	第三世	欠産業			
年次	(実額) (百万円)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)			
平成 18 年度	46, 698	3, 956	8. 5	11, 486	24. 6	31, 344	67. 1			
平成 19 年度	48, 922	4, 270	8. 7	13, 554	27. 7	31, 205	63. 8			
平成 20 年度	48, 985	4, 165	8. 5	15, 053	30. 7	29, 857	61. 0			
平成 21 年度	44, 272	3, 928	8. 9	11, 445	25. 9	29, 030	65. 6			
平成 22 年度	39, 027	4, 427	11. 3	6, 201	15. 9	28, 486	73. 0			
平成 23 年度	38, 245	4, 653	12. 2	5, 514	14. 4	28, 201	73. 7			
平成 24 年度	39, 542	5, 014	12. 7	6, 193	15. 7	28, 439	71. 9			
平成 25 年度	38, 534	4, 663	12. 1	6, 010	15. 6	27, 939	72. 5			
平成 26 年度	38, 806	4, 756	12. 3	6, 188	15. 9	27, 963	72. 1			
平成 27 年度	40, 752	5, 899	14. 5	6, 638	16. 3	28, 363	69. 6			

区分	町内総生産	第一次	文産業	第二次	欠産業	第三次	欠産業
年次	(実額) (百万円)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
平成 28 年度	42, 337	6, 351	15. 0	7, 917	18. 7	28, 289	66.8
平成 29 年度	43, 279	5, 859	13. 5	9, 328	21. 6	28, 411	65. 5
平成 30 年度	42, 948	6, 000	14. 0	9, 313	21. 7	27, 881	64. 9

※第一次産業~第三次産業の金額は税等控除前。

資料: 平成 30 年市町村民経済計算統計表

第7節 青森県の主な活断層

県の調査によると、本県において認められている主な活断層は次のとおりとなっているが、この調査結果を地震対策の基礎資料として活用するとともに、活断層の存在や活動性等について永続的に留意する。

名 称	分 布 状 況
津軽山地西縁断層帯	五所川原市飯詰から青森市浪岡銀にかけて約 16 k mにわたって分布している津軽山地西縁断層帯北部と青森市西部から平川市にかけて約 23 k mにわたって分布している津軽山地西縁断層帯南部からなっていることが認められている。
野辺地断層帯	東北町添ノ沢から七戸町にかけて約12kmにわたって分布し、さらに南へ 延びていることが認められている。
折爪断層	五戸町倉石中市から名久井岳東麓を経て県境まで約 21 k m分布している ことが認められており、岩手県葛巻町方向へ続いている。
青森湾西岸断層帯 (青森湾西断層、野木 和断層及び入内断層)	蓬田村から青森市にかけて約 31km にわたって分布し、北北西〜南南東方向に分布していることが認められている。



第8節 災害の記録

1. 七戸地域

発生年月日	地震名	被	事 状 況		被害額
昭和43年 5月16日	十勝沖地震	午前9時40分、十勝州 し震度5を記録、地震で の経絶、で があいで も多いで も多いで も多いで も多いで も多いで も多いで とも多いで とも多いで とも多いで とも多いで とり。 公共土木関係 農工木関係 農作物関係 大変を受けた。 との との との との との との との との との との との との との	の規模はM7.8 [°] 電気通信の不通 また、公共土木	であった。建物 、水道の断水な 、農業用施設等	471, 614千円
平成6年 12月28日	三陸はるか沖 地 震	午後9時19分21秒、 地震が発生し震度4を た。被害状況の概況は 商工業被害 家屋被害 機械設備 商品原材料 公共施設被害	記録、地震規模		50,630 千円

2. 天間林地域

発生年月日	地 震 名		被害	状 況		被害額
		重傷		3名		
昭和43年		住 家	全壊全焼	8棟		
5月16日	十勝沖地震		半壊半焼	113棟		104,700千円
5万10日			一部破損	620棟		
		非住家		17棟		
		軽 傷		5名		
		住 家	全 壊	1棟		
			半 壊	3棟		
平成6年	三陸はるか		一部破損	68棟		110 5147 11
12月28日	沖 地 震	非住家	全 壊	1棟		116,514十円
			一部破損	23棟	34, 184千円	
		公共施設		6 施設	22,330千円	
		建設関係			60,000千円	

3. 平成17年度以降(合併後)

発生年月日	地 震 名	被害状況	被害額
平成23年 3月11日	東北地方太平洋沖地震	午後2時46分三陸沖を震源に国内観測史上最大のM9.0の強い地震が発生し巨大津波や火災で多数の死傷者(死者15,769人・行方不明者4,227人)が出た。当町においては、M5弱を記録し建物被害の他、長時間にわたる電気通信の不通、公共施設の破損等被害を受けた。 死者、けが人 0名 建物被害 住宅半壊 1棟 住宅一部損壊 9棟 公共施設被害 5棟	78, 000千円

第9節 地震による被害想定

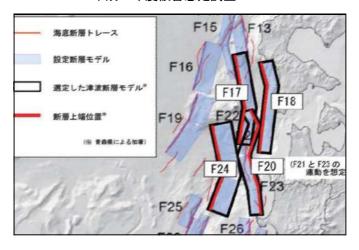
平成 24 年度から平成 25 年度及び平成 27 年度に実施した県の調査によると、想定太平洋側海溝型地震、想定日本海側海溝型地震、想定内陸直下型地震のうち、おおむね数百年に一度の頻度で発生する想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想された。これら3つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用する。なお、将来発生しうる最大規模の地震が本調査の想定とまったく同じになるものとは限らないことに留意する必要がある。調査結果の概要について、本町に関係する部分を抜粋・整理する。

1 想定地震



平成24・25年度被害想定調査

平成27年度被害想定調查



2 想定地震の概要

(1) 想定太平洋側海溝型地震

1968年の十勝沖地震 (M7.9) と2011年の東北地方太平洋沖地震 (Mw9.0) の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定した。おおむね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw9.0と想定される。

(2) 想定日本海側海溝型地震

1983年の日本海中部地震 (M7.7) の震源モデル及びその最大余震の震源モデルを考慮して震源モ

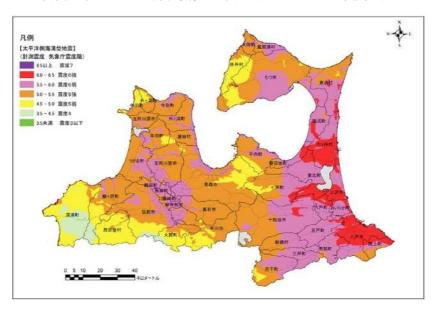
デルを設定した。おおむね数百年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw7.9と想定される。

(3) 想定内陸直下型地震

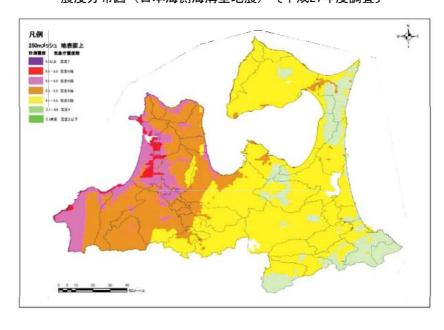
「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調奔(産業総合研究所(2009))」により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定した。おおむね数千年に一度の頻度で発生すると想定され、マグニチュードはMw6.7と想定される。

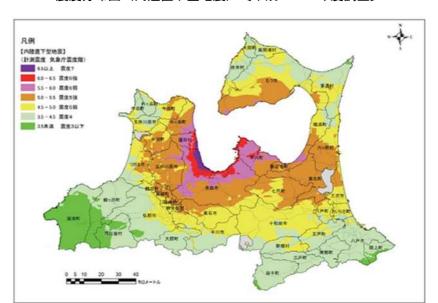
3 想定地震ごとの震度分布図

震度分布図(太平洋側海溝型地震) [平成24・25年度調査]



震度分布図(日本海側海溝型地震)〔平成27年度調査〕





震度分布図(内陸直下型地震) [平成24・25年度調査]

4 各種被害予測

県の算定する被害予測における本町の震度は、最大で震度6強と推定されており、その他の被害予測は次のとおりである。

		単位	(1)太平洋側	(2)日本海側	(3) 内陸	
			海溝型地震	海溝型地震	直下型地震	
最大震度			6 強	5 弱	5 強	
1 66 by 42	死者数	人	70	*	*	
人的被害	負傷者数	人	690	*	20	
7-72. 16.7	全壊棟数	棟	820	_	_	
建物被害	半壊棟数	棟	3, 100	_	110	
- , , .	上水道断水人口	人	13, 000	_	2, 700	
ライフライン 被害	下水道機能支障人口	人	360	50	120	
1次 音	電力停電軒数	軒	11,000	_	_	
避難者数 (直後)		人	1, 200	_	10	

[※]数値の表示方法:「-」は0、「*」はわずかな被害(5未満)「5以上1000未満」は一の位を四捨五入、「1000以上1万未満」は十の位を四捨五入、「1万以上」は百の位を四捨五入。

^{※(1)(3)}は平成24・25年度調査、(2)は平成27年度調査の数値。

第10節 災害の想定

1. 災害の想定

この計画の作成に当たっては、本町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市 化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における地震災害発生状況に加え、これを超える被 害の発生をも勘案し、発生し得る地震災害を想定し、これを基礎とした。

特に、平成 24 年度から 25 年度まで及び平成 27 年度に実施した青森県地震・津波被害想定調査では、最大クラスの地震・津波により甚大な被害の発生が想定されているが、耐震対策の実施や早期避難等により大幅な減災効果が見込まれることから、本計画の確実な実施が求められる。

2. 調査研究

この計画の前提となる災害の想定について、より具体化し、各種防災対策の充実・強化を図るため、 防災関係機関と連携をとりつつ、次の調査研究を行う。

- (1) 防災アセスメントの実施
- (2)被害想定の実施
- (3) 地区別防災カルテ、防災マップの作成

第2章 防災組織

総合的な防災対策の実施に万全を期するため、 町及び防災関係機関における防災組織、 体制、 所要要員の配備動員等は以下のとおりとする。

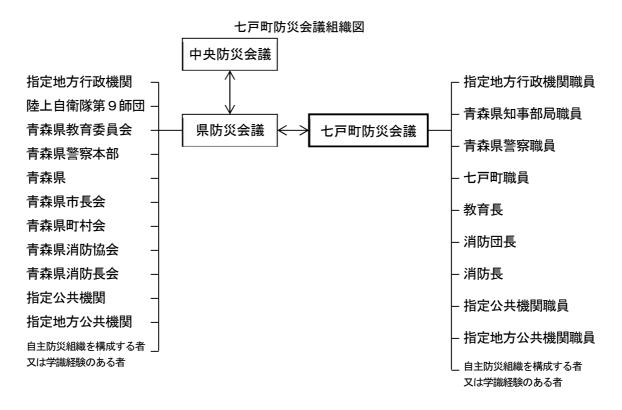
第1節 七戸町防災会議

町の地域内に係る防災に関し、当町の業務及び当町区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通じる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

1. 組 織

防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者(委員)をもって組織する。 (附属機関条例第3条)

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 町長が任命する中部上北広域事業組合消防本部の消防長
- (7)消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者



2. 事務局

防災会議の事務局を総務課に置く。

3. 所掌事務

七戸町附属機関条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 防災計画を作成し、その実施を推進すること
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

第2節 配備態勢

町域内に地震災害が発生し、または発生するおそれがある場合の配備態勢は次のとおりとする。

1. 配備基準

地震時の配備基準

(1) 地震時の配備基準

配備区分	配備時期	実 施 内 容	配備要員
準備態勢 災害情報等の収集・共有を実施し、 状況により警戒配備-1に円滑に移 行できる態勢	1 町内で震度4を観測する 地震が発生したとき		
警戒配備 - 1 災害情報等の収集・共有、応急対策を実施し、状況に応じて警戒配備- 2に円滑に移行できる態勢	示したとき	1 総務課は、地震情報 及び関係機関等から別情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は、各種情報収集に努め、総務課に報告するとともにそれぞれ警戒態勢を整える。	勢を強化する。 2 休日等の勤務時間外は、総務課及び関係課の職員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
警戒配備-2 災害情報等を急が 集・共有し、、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	1 町内で震度 5 強を観測する地震が発生したとき 2 前記に該当しない場合で、町の地域内で甚大な被害が発生することが想定されるとき 3 町長が特にこの配備を指示したとき	1 総務課は、関係 で関係機関しる。 をで関係機関しる。集急 で関係機関しる。集合 をでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	1 関係課及び災害応急 対策要員が災害警念。 2 休関の事時間外 は、策要員が動のの は、策要 対策を 対策を 対策を 対策を が が が が が が が が が が が が が が が が が が が
非常配備 全庁をあげて対処 する態勢 【災害対策本部設置】	生、又は発生するおそれがある場合で、町長が特にこの配備を指示したとき	災害対策本部の分担事務 に従って災害応急対策 を実施する。	2 休日等の勤務時間外 は、全職員が登庁して 対処する。

- (注) 1.「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。
 - 2.「災害応急対策要員」とは、災害警戒対策要員に指定された職員及び各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。
 - 3.「災害警戒対策要員」とは、関係課の長が災害警戒対策に当たることとして指名した職員をいう。
 - 4. 平成29年2月に消防庁即報要領が改正となり、報告基準が震度5弱からとなったことなどを 踏まえ、県では、職員参集における全庁対応の基準を「震度4」から「震度5弱」に変更してい る(平成29年4月1日から運用開始)

第3節 七戸町災害対策本部

本町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講じる必要があると認めるときは、町長は、災害対策本部を設置し、防災会議と緊密な連絡のもとに災害予防対策及び災害応急対策(以下「災害対策」という。)を実施するものとする。

なお、防災関係機関において、災害対策本部等を設置したときは、町防災会議に報告するものとする。

1. 設置・廃止及び伝達(通知)

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止するものとする。

なお、設置に当たっての防災会議の意見は、防災会議運営要綱第6条第1項第4号の規定により、 会長(町長)が専決処分する。

(1) 設置基準

第2章2節「配備態勢」の表中「非常配備」の項に定めるとおり。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア. 災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示するものとする。

通知及び公表先	主な伝達方法	担当班
防災会議委員	電話	総務班
本部員及び各班等	庁内放送、文書	総務班
県 (危機管理局)	青森県総合災害情報システム、電話(NTT、青森県防災情報ネットワーク等)、NTT-FAX・青森県防災情報ネットワークによるデータ伝送	総務班
警察 · 消防	電話、無線、口頭	総務班
指定地方行政機関 指 定 公 共 機 関 指定地方公共機関	電話、口頭	総務班
報道機関等	電話、口頭	広報 班
住 民 一 般	報道機関、防災広報車、防災行政無線、ホームページ等	広報 班

- イ. 災害対策本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。
- ウ. 災害対策本部を設置する本庁舎は、町の機能に関わる重要情報が集積しているが、現時点において耐震性が不足しており、耐震補強や建物の建替え等を計画的に講じ、災害対応に備えるものとする。

2. 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成

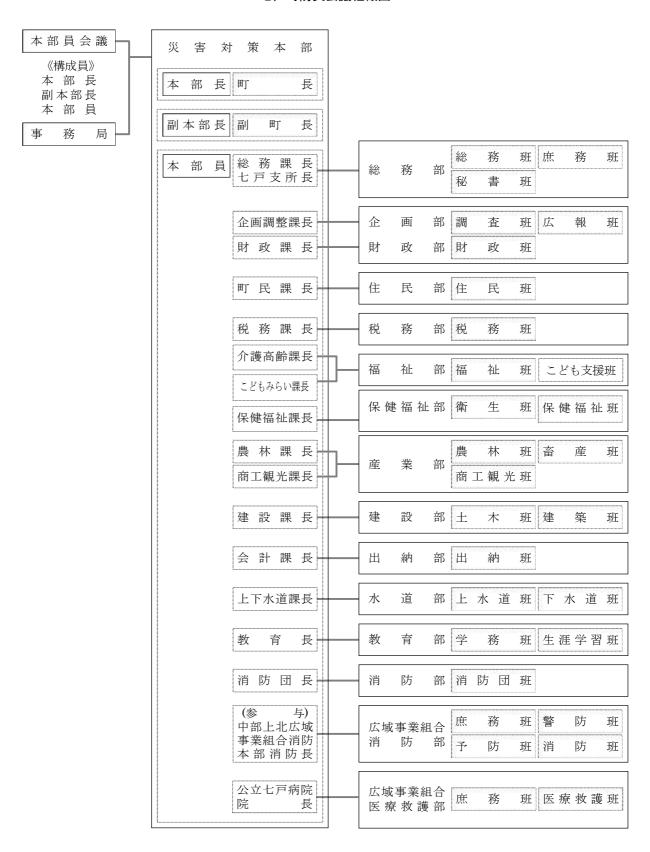
災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

- ア. 災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。
- イ. 本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長と する部及び部に班を置き事務を処理する。
- ウ. 災害対策本部に災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するため本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。

本部員会議は、災害対策の総合的基本方針の決定等を行う。

- エ. 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。
- オ. 必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者 を現地災害対策本部長として充てる。

七戸町防災会議組織図



(2) 分担事務

災害対策本部班別業務及び中部上北広域事業組合災害警備本部班別業務は次のとおりとする。

ア. 七戸町災害対策本部班別業務分担

部	部	班	班		要	 員	
名	長	名	長		女		
	1 職員・来庁者の救助・搬送に関すること。 2 各執務場所の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 3 所管施設の被害状況の把握及び保全措置に関すること。 4 所属職員・家族等の安否確認、所属職員の参集状況の把握に関 5 使用可能な所属内の業務資源の確認及び保全に関すること。 6 指揮命令系統及び業務実施体制の確立に関すること。 7 所管する施設が指定避難所、指定緊急避難場所として開設さ渡関すること。 8 住家被害状況の調査、罹災証明書の発行、被災者名簿(台帳)すること。 9 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関すること。 10 各課(他部・班)との総合調整(応援・協力)に関すること。 11 その他本部長の命じる事項に関すること。						
総務部	総務課長	総 務 班 <u> </u>	総務課長	 1 災害対策本部の運営及び統括に関すること。 2 被害状況の把握及び報告に関すること。 3 気象情報、地震情報等の総括に関すること。 4 防災会議に関すること。 5 関係官話団体との連絡調整に関すること。 6 避難指示等に関すること。 8 知事への自衛隊災害が遺要請の要求に関すること。 9 知事への防災へリコプター運航要請に関すること。 10 自衛隊との連絡調整に関すること。 11 災害財保の総括に関すること。 12 災害情報の総括に関すること。 13 受援に関する状況把握・取りまとめ、体制確保に関すること。 14 災害関係の陳情に関すること。 15 ボランティアの受入・登録、防災ボランティアセンターの運調整に関すること。 16 復興計画に関すること。 17 七戸支所との連絡調整に関すること。 18 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関すること。(給水を除く) 19 知事への応援要請に関すること。(給水を除く) 19 知事への応援要請に関すること。 11 職員の非常招集及び配置に関すること。 21 他班に属さない事項に関すること。 21 職員の非常招集及び配置に関すること。 3 諸団体(自主防災組織、町内会、分館、婦人会等)の協力要及びその動員に関すること。 4 無線及び有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。 4 無線及び有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること。 	総 務 i	果 職 韻員	
		秘書班		5 災害対策用物品、資機器材の調達に関すること。 1 議会との連絡調整に関すること。 2 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 3 視察者及び見舞者の応接に関すること。 4 被害地の視察に関すること。	議会事務	 务局職員	
企画部	企画調整課長	調査班	企画調整課長	1 運輸通信(鉄道、バス、電話及び郵便)、電気、ガス関係の 害調査に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。		整課職員	

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務	要	員
71	尺	上	,X	 災害の取材(写真を含む)に関すること。 災害の広報に関すること。 広聴活動に関すること。 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関すること。 住民相談所に関すること。 		
財政部	財政課長	財政班	財政課長	1 災害応急対策関係予算の措置に関すること。2 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。3 庁舎及び支所の被害調査に関すること。4 車両の確保及び配車に関すること。5 公共建築物の被害調査及び応急修理に関すること。	財政	課 職 員
住民部	町民課長	住民班	町民課長	1 庁舎職員等避難者の整理誘導に関すること。 2 災害現場等の案内所の設置運営に関すること。 3 指定避難所・指定緊急避難場所の開設・運営に関すること。 4 物資集積所の管理及び救援物資の管理・配布に関すること。 5 避難者の把握(立退先等)に関すること。 6 埋火葬の証明に関すること。 7 部内の連絡調整に関すること。	選挙管	課 職 員 理委員会 局 職 員
調	介護高齢課長	福祉班	介護高齢課長	1 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 被服、寝具、その他生活必需品の給与、又は貸与に関すること。 3 救援物品の受領及び保管並びに配分に関すること。 4 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付け及び被災者生活再建支援金の支給に関すること。 5 災害義援金、救援金の受付及び配布に関すること。 6 死体の埋葬に関すること。 7 部内及び保健福祉部との連絡調整に関すること。 8 福祉避難所の運営に関すること。 9 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。[こども支援班と合同]	保健福	齢課職員 祉課障害 係 職 員
	長	こども支援班	こどもみらい課長	1 児童福祉施設及び子育て支援施設の被害調査及び応急対策に関すること。2 災害時の子育て支援対策、母子保健対策に関すること。3 要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること。[福祉班と合同]4 福祉班への協力に関すること		みらい課
保健福祉部	保健福祉課長	衛 生 班 保健福祉班	保健福祉課長	1 指定避難所等における衛生保持に関すること。 2 防疫に関すること。 3 遺体の処理(埋葬を除く)に関すること。 4 廃棄物の処理及び清掃に関すること。 5 清掃施設の被害調査に関すること。 6 災害時の愛玩動物(ペット)対策に関すること。 1 医療機関の被害調査に関すること。 2 医療、助産及び保健に関すること。 3 負傷者の把握に関すること。 4 医療救護班の編成に関すること。 5 医療救援隊との連絡調整に関すること。 6 医薬品、衛生材料の調達に関すること。 7 部内及び福祉部との連絡調整に関すること。		祉課職員 ご戸病院)
税 務 部	税務課長	税務班	税務課長	1 建物、工作物の被害状況と被災者実態調査、被害届の受付並びに罹災証明の発行に関すること。 2 被害者名簿(台帳)の作成に関すること。 3 災害に伴う町税の減免措置に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。	税務	課 職 員

部	部	班	班			
名	長	名	長	分 担 事 務	要	員
産業	農林課	農林班	農林課長	1 農林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 2 主要食料の確保及び応急供給に関すること。 3 生鮮食料品等の確保に関すること。 4 農林業関係被災者への融資の斡旋に関すること。 5 農林業関係の被害証明に関すること。 6 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 7 農地等の被害証明に関すること。 8 農地及び農業用施設の応急対策に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。 1 畜産業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 2 家畜の防疫及びへイ獣処理に関すること。 3 畜産業関係の被害証明に関すること。	農業事務	課 職 員 会員 光課職員
部	長	商工観光班	商工観光課長	1 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること。2 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資の斡旋に関すること。3 燃料、雑貨等の確保に関すること。	商工観	光課職員
建設部	建設課長	土木班建設班	建設課長	1 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 2 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること。 3 水防に関すること。 4 がれき処理、障害物の除去に関すること。 5 応急復旧工事の請負契約に関すること。 1 町営住宅の被害調査に関すること。 2 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること。 3 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること。 4 被災建築物、被災宅地の応急危険度判定に関すること。 5 住宅の応急修理に必要な調査に関すること。 6 住宅金融公庫扱いの災害復興住宅資金融資の斡旋に関すること。 7 被災住家及び工作物等の現地確認、指導等に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。	建設	課 職 員
水道部	上下水道課長	上水道班	上下水道課長	1 断減水時の広報に関すること。 2 給水車の借上げ及び配車に関すること。 3 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関すること。 4 給水活動に関すること。 5 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 6 施設の復旧に関すること。 7 災害復旧資機器材の確保に関すること。 8 水質検査に関すること。 9 部内の連絡調整に関すること。 1 下水道関係被害調査及び応急対策に関すること。 2 被災地域における広報活動に関すること。	上下水	道課職員

部名	部長	班名	班長	分 担 事 務		要		員	
				1 学校施設の被害調査に関すること。 2 町立学校施設の応急対策に関すること。					
教	教	学務	教	3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 文教関係の被害記録に関すること。 5 被災児童生徒等(幼児を含む)の調査に関すること。 6 応急の教育(幼児を含む)に関すること。					
育	育	班	育	8 児童生徒等の保健及び環境衛生(幼児を含む)に関すること。 9 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。	教育 公 . 図 :	民	館		員
部	長	生涯学習班	長	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関すること。					
出納部	会計課長	出納班	会計課長	 救援金の受領及び保管に関すること。 災害関係経費の経理に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 	会	計	課	職	員
消防部	消防団長	消防団班	消防団長	 消防及び水防活動その他応急対策に関すること。 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 障害物の除去に関すること。 避難誘導に関すること。 部内の連絡調整に関すること。 	消	防	· [寸	員

備考 1. 本部長は、必要に応じて各部及び各班に対し、他の業務への応援を命じることがある。 2. 本部は、必要に応じて業務分担を一時的に変更することができる。

イ. 中部上北広域事業組合災害警備本部班別業務分担

部名	部長	班 名	班長	分 担 事 務		要	Ę j	員	
中部	事務局長	庶務班	庶務課長	1 町災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 所有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。 ※環境衛生管理事務所・清掃センター・給食センター・斎場など	庶	務	課	職	員
上北		庶務班	庶務課長	1 町災害対策本部との連絡調整に関すること。 2 消防本部の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 3 職員の非常招集及び配置に関すること。 4 関係機関への連絡及び相互応援に関すること。	庶	務	課	職	員
広域 事業 親	消防長	警防班	警防課長	 災害情報の収集及び被害状況の報告に関すること。 警報等の伝達に関すること。 救助、救急活動に関すること。 通信施設の保守に関すること。 通信の運用及び無線の統制に関すること。 消防隊の出動指令に関すること。 災害状況図及び警防活動図の作成に関すること。 緊急消防援助隊に関すること。 	警	防	課	職	員
組合		予防班	予防課長	1 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関すること。	予	防	課	職	員

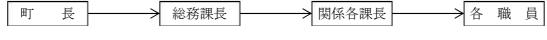
部名	部長	班 名	班長	分 担 事 務		要	į j	員	
		消防班	中央消防署長	1 消防及び水防活動その他災害応急対策に関すること。 2 被災者の救出、救護及び捜索に関すること。 3 避難指示及び誘導に関すること。 4 障害物の除去に関すること。	中,	央消	防	署署	員
	公立七三	庶務班	庶務課長	1 公立七戸病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 職員の非常招集及び配置に関すること。 3 収容患者の給食の確保に関すること。	庶管	務理	課課	職職	_
	戸病院院長	医療救護班	医事課長	 傷病者等の医療救護及び看護に関すること。 医療薬剤及び資材の供給確保に関すること。 患者の避難誘導に関すること。 保健福祉班への応援に関すること。 	医	事	課	職	員

3. 職員の動員

災害対策本部が設置された場合は、全職員が登庁して対処する。 ただし、災害状況により、本部長の指示により動員の規模を縮小できる。

(1)動員の方法

- ア. 職員の動員は、次の連絡系統により行うものとする。
- (ア) 災害対策本部設置前

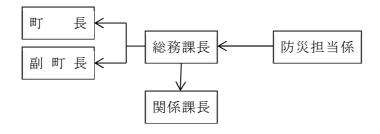


(イ) 災害対策本部設置時



- イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- ウ. 各課長(部長)は、各課(班)の応急対策に必要な職員が各課(班)における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、総務課長(総務部長)に応援職員の配置を求めることができる。
- エ. 総務課長(総務部長)は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。
- (2) 勤務時間外における非常連絡

勤務時間外における非常連絡は、次により行うものとする。



(3) 勤務時間外における職員の心得

ア. 職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、速やかに 所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。 イ. 職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長(班長)(又は参集場所の指揮者) に報告するものとする。

4. 防災関係機関等との連携

(1) 大規模災害等における国、県、防災関係機関等との連携

大規模災害時における初動期(おおむね発災後72時間)の消火、救出、救助、救護活動等を迅速かつ的確に行うため、防災関係機関等(DMAT、警察、消防、自衛隊、国土交通省等)は相互に連携するものとし、人命救助を最優先に人的・物的資源を最大限に活用するものとする。

(2) 国、県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣

町災害対策本部には、自衛隊、県、東日本電信電話株式会社、日本赤十字社、東北電力株式会社 等の国、県、防災関係機関等の情報連絡員の派遣を求めることができる。

また、国、県、防災関係機関等の情報連絡員は、必要に応じて、町災害対策本部員会議に参画するものとする。

(3)消防応援活動調整本部

緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第44条の2に基づき、消防応援活動調整本部(本部長は知事、副本部長は県危機管理局消防保安課長及び本県に出動した指揮支援部隊長)が設置され、消防の応援等の総合調整を行う。

(4) 国の現地対策本部への情報連絡員の派遣等

国の現地対策本部が設置された場合等において、情報共有の支援と状況認識の統一を図るため、 必要に応じて情報連絡員を派遣するとともに、合同会議、連絡会議、調整会議及び現地作業調整会 議等を通じ、密接な連携を確保するものとする。

第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織

町災害対策本部が設置される前及び町災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、地震による被害の状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合等は、以下により対処する。

なお、町災害警戒対策本部の組織及び運営は、町災害対策本部の組織及び運営に準じる。

1. 町災害警戒本部(警戒配備-2)

(1) 設置基準及び職員の動員

第2章2節「配備態勢」の表中「警戒配備-2」の項に定めるとおり

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき

(3) 設置及び廃止時の通知、公表

ア 町災害警戒本部を設置したときは、必要に応じ通知及び公表をする。

イ 町災害警戒本部を廃止したときの通知、公表については、設置の場合に準じる。

第5節 防災関係機関の災害対策組織

防災関係機関は、気象予報・警報、水防指令等の発令状況及び被害の状況等によって、災害対策組織を設置して対処するものとする。

1. 災害対策組織

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における災害応急対策のための組織、事務 分掌等については、防災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

2. 職員の配備基準及び動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の配備基準及び動員については、防 災業務計画等に基づき、それぞれの定めるところによる。

第3章 災害予防計画

地震災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他 災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実 施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

その中でも特に、災害時に、人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

第1節 調査研究

《総務課》

地震災害は、様々な災害が同時に、広域的に多発するところに特徴があり、また社会・経済の進展 に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が増大している。

こうした地震災害を未然に防止し、軽減するため、地域の特性を正確に把握しつつ、国との連係を 図り、地震に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、 県、町等防災関係機関の防災対策に資するものとする。

1. 地震に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた本町の自然的、社会的特性、災害危険性 等を明らかにする。また、地震観測を行うとともに、本町の地震履歴を調査分析する。

- (1) 地盤・地質等に関する調査
- (2) 液状化対策としての地形分類や浅部地盤データ収集とデータベース化
- (3) 建築物・公共土木施設等の現況調査
- (4) 地震の履歴調査
- (5) 震度情報ネットワークによる地震の観測
- (6) 地震観測システムによる微小地震の観測

2. 被害想定に関する調査研究

地震防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、地震に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

- (1) 建築物被害想定
- (2) 公共土木施設被害想定
- (3) 地盤被害想定

3. 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、 防 災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

- (1) 地区別防災カルテの作成
- (2) 防災マップの作成

4. 防災公共推進計画の推進

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や指定避難所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、県と町が一体となって最適な避難路・指定避難所等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難路・指定避難所等を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、町防災公共推進計画を策定する。さらに、住民への周知や計画に位置づけられた施策について、順次実施し、その進捗状況を管理するなどのフォローアップを実施していく。

第2節 業務継続性の確保

《総務課》

町、県及び防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

1. 実施内容

町、県及び防災関係機関は、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。

特に、町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業 継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の 配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

第3節 防災業務施設・設備等の整備

《総務課》

地震災害の発生防止及び被害の軽減のため、防災業務施設及び設備等の整備を図るものとする。

1. 地震観測施設・設備等

- (1) 町及び防災関係機関は、観測に必要な施設、設備の整備点検、更新をするとともに、地震観測体制の強化を図るものとする。
- (2) 観測所及び観測点は、次のとおりである。

ア. 地震観測施設 (気象庁)

観測所名	所 在 地	緯 度	経 度	計 測 機 器
七戸町	七戸町北天間舘 1-14	40° 47′	141° 04′	地震計・震度計

イ. 青森県震度情報ネットワーク (青森県危機管理局防災危機管理課)

[七戸地区]

市町村名	設置場所所在地	計測震度	計等座標
川町竹石	故 恒 場 別 別 任 地	北 緯	東 経
七戸町	七戸町字七戸31-2 七戸支所敷地内	40° 41′ 41″	141° 09′ 16″

[天間林地区]

市町村名	 設 置 場 所 所 在 地		計等座標
1141.1125		北 緯	東経
七戸町	七戸町字森ノ上131-4 七戸町役場敷地内	40° 44′ 30″	141° 09′ 41″

2. 消防施設・設備等

地震発生時における同時多発火災に対処できるよう、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防 火水槽、耐震性貯水槽(飲料水兼用)等の消防水利、火災通報設備その他の消防施設・設備の整備、改 善並びに性能調査を実施し、地震火災への即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図るものとする。

(1)整備状況

⇒「消防施設等の現況」は資料編参照。

(2) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を 図るなど整備していくものとする。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水 利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮するものとし、震災時における消防活動体制の確保に 努めるものとする。

⇒「消防ポンプ自動車等整備計画」、「消防水利整備計画」は資料編参照。

3. 通信施設・設備等

(1)情報ネットワークの整備

町及び各防災関係機関は、防災に関する情報伝達等の迅速化を図るため、防災行政用無線、青森

県防災情報ネットワーク(IP電話、文書データ伝送)、有線電話・FAX、無線電話(衛星電話)、 非常時対向無線、携帯電話(X(旧Twitter)やLINE等のSNS)、画像通信機器、インターネット、電子メール(エリアメール)等最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害情報及び関連情報等の収集体制の整備に努める。 特に、災害時に孤立する地域が生じるおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう努める。

町及びライフライン事業者は、Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の 多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

町は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、市町村防災行政用無線等情報伝達網(戸別受信機を含む。)及び全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備を図る。

また、それぞれの通信施設等の整備改善(耐火耐震構造等)及び施設が被災した場合の非常電源、 (停電時対応発電機)予備機等を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施 と、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに浸水・防水対策の措置等を講じる。

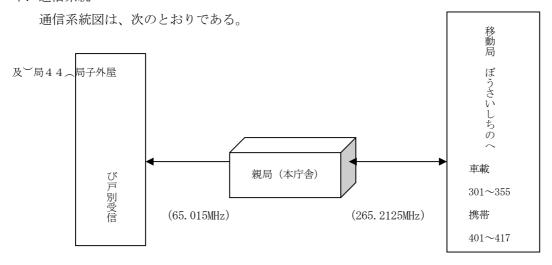
なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家 の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) 整備状況

ア. 防災行政用無線

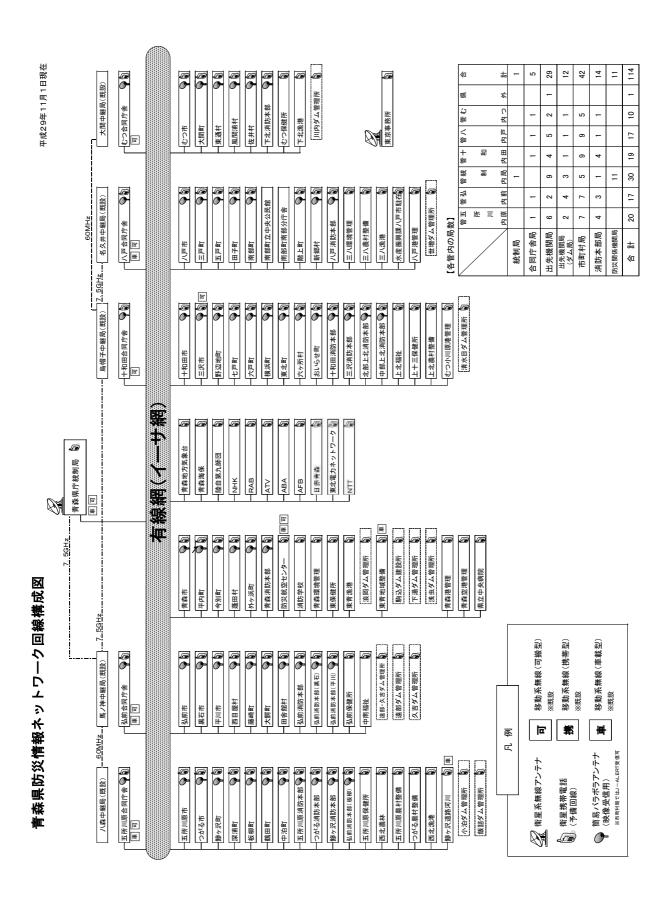
⇒「町有無線設備」は資料編参照。

イ. 通信系統



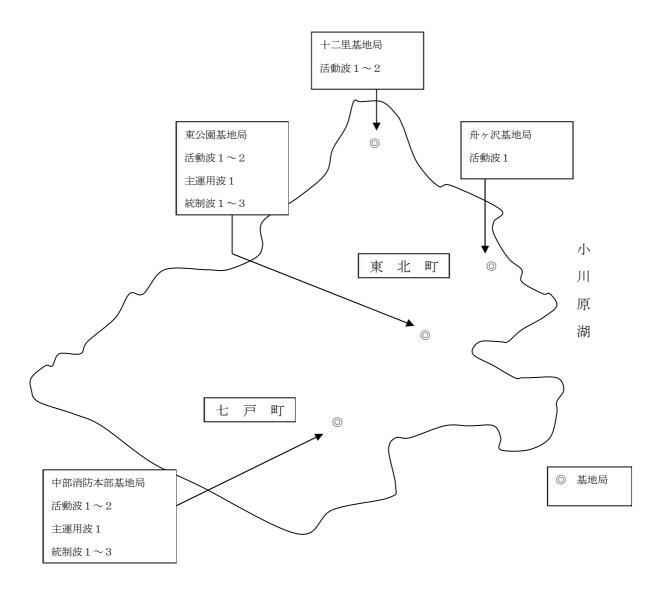
ウ. 青森県防災情報ネットワーク

青森県防災情報ネットワークは、県(災害対策本部)及び防災関係機関と各市町村を接続して おり、連絡の系統図は、次のとおりである。



工. 消防無線

消防無線の基地局、呼出し名称は、次のとおりである。



) [中部上之	比消防本部								周波数一覧
	属	配置等	呼出名称	装置名称		装周波数	_			 部活動波1(消防波) 部活動波2(数角波)
基		基地局 本部	ちゅうぶ しょうぼうほんぶ ちゅうぶ ひがしこうえん		1~6 组 1~6 组		┨┝	統制波		P部活動波2(救急波) 運用波1(県内共通波1
地		基地局十二里	5030 C03E3K			E	<u></u>	3波切替	4	連用版 1 (県内共通版 1 統制波 1 (全国波 1)
		基地局 舟ヶ沢	ちゅうぶ ふねがさわ			<u>ロー 2天夜</u> 10み実装	_	3.収別省	5	統制波2(全国波2)
,					<u></u>	1000/ 001			6	統制波3(全国波3)
₽		中央消防署	5ගටගි 5ගටකිට්1	中部卓上	1~6	全波実装		※ 十二里局及び		以外は全波実装
E		上北消防署	ちゅうぶ かみきた1	上北卓上	1~6	全波実装				
텐 미		東北消防署	ちゅうぶ とうほく1	東北卓上	1~6	全波実装				各局出力
in D									基地	
	ф	中央消防署		X2台			_			城移動局 10W
	部	上北消防署	かみきた しょうぼう	X2台					携	影移動局 5W
	上	東北消防署	とうほく しょうぼう	X2台						
幾 北 表 扇								携帯呼出名称	装置名称	実装周波数
٦	洪	広報車	ちゅうぶ こうほう1	中部広報	1~6	全波実装	移	ちゅうぶ けいたい11	中部携1	1~6 全波実装
	消防	指令車	5ตวีซี UNN1	中部指令	1~6	全波実装		ちゅうぶ けいたい12	中部携1	1~6 全波実装
	本	運搬車	ちゅうぶ しきざい1	中部資搬	1~6	全波実装	動	ちゅうぶ けいたい13	中部携1	1~6 全波実装
	本部	受令機		受令01				署活系無線アナログ1W		***************************************
				受令01	4 0	A.m.m.H	局	ほんぶしょかつ1~3		
		1号車 (タンク車) 2号車 (水槽車)	ちゅうぶ たんく1 ちゅうぶ すいそう1	中部タンク1	1~6	全波実装	携	ちゅうぶ けいたい1	中部携1	1~6 全波実装
		化学車	5ゅうぶ かがく1	中部水槽 中部化学	1~6 1~6	全波実装 全波実装		ちゅうぶ けいたい2 ちゅうぶ けいたい3	中部携2 中部携3	1~6 全波実装 1~6 全波実装
	ф	TUナ半 保険号 (ボンブ車)	5ゅうぶ ぼんぶ1	中部	1~6	全波実装	- '	ちゅうぶ けいたい4	中部携4	
9	央署	救急1	503G 8038031	中部救1	1~6	<u></u>	署	ちゅうぶ けいたいち	中部携5	
h	者	救急2	ნობშ მობმობ2	中部救2	1~6	全波実装	活	ちゅうぶ けいたい6	中部携6	
D .		可搬型移動局	ちゅうぶ かはん1	中部可搬	1~6	全波実装	系	署活系無線アナログ1W		
								ちゅうおうしょかつ1~9		
ر آ		1号車(タンク車)	かみきた たんく1	上北タンク1	1~6	全波実装	_	かみきた けいたい1	上北携1	1~6 全波実装
Ī	上	2号車(タンク車)	かみきた たんく2	上北タンク2		全波実装	_	かみきた けいたい2	上北携2	1~6 全波実装
ţ	北	指令車	かみきた しれい1	上北指令	1~6	全波実装	-	かみきた けいたい3	上北携3	1~6 全波実装
)	署	救急1	かみきた きゅうきゅう1	上北救急	1~6	全波実装	-	かみきた けいたい4	上北携4	1~6 全波実装
				***************************************			-	署活系無線アナログ1W		
		1号車 (タンク車)	F3F/ 5///	市 小 力 い 力 4	10	今 冲中壮	1	かみきたしょかつ1~6	古七堆4	1.6 全沙中壮
		1号車 (タング車) 2号車 (タング車)	とうほく たんく1 とうほく たんく2	東北タンク1 東北タンク2	1~6 1~6	全波実装 全波実装	-	とうほく けいたい1 とうほく けいたい2	東北携1 東北携2	1~6 全波実装 1~6 全波実装
	東	救助工作車	とうほく きゅうじょ1	東北救助	$\frac{1 \sim 6}{1 \sim 7}$	主波美表全波実装	1	とうほく けいたい3	東北携3	1~6 主波美表 1~6 全波実装
	北	指令車	とうほく しれい1	東北指令	1~6	_ <u></u>	1	とうほく けいたい4	東北携4	1~6 全波実装
	署	<u>担卫毕</u> 救急1	とうほく 8ゅう8ゅう1	東北救急	1~6		1	とうほく けいたいち	東北携5	
		15/10/1		トレマロコンバア	<u> </u>	エ//メヘ-X	-	署活系無線アナログ1W	ハハロリろし	- 5 工//(大久
								考込糸無線アノロアノロル		

^{⇒「}消防無線設備」は資料編参照。

オ. 非常時対向無線通信システム (無線電話)

町停電時、及び電話回線ダウン時の(本庁舎⇔支所)非常連絡回線として、整備。

整備内容

・本庁舎→曽我森展望台(中継)→川向防災無線マスト(中継)→支所

本庁舎⇔曽我森 5GHz

曽我森⇔支所 25GHz

震災等長時間にわたる停電時常時可動可能無線

4. 非常電源設備・水防施設・設備等

総務課及び防災関係機関は、当庁舎内における重要防災設備等について常日頃から具体的な設備可動訓練を検討するとともに、防災活動に必要な資機材を整備、点検する。

全庁停電時:非常用発電機整備、町内全域停電時:本庁舎、支所の防災等機能保全

重要防災設備 整備状況

- ・本庁舎:対策本部用電源・防災無線・県防災システム・全国瞬時警報システム・非常時対向 無線配備機種 DCA-100ESIB・DCA60ESHB 2台
- ・七戸庁舎: 照明用非常電源・防災無線・非常時対向無線・情報系サーバー 配備機種 DC A-100ESIB 1台

建設課及び防災関係機関は、当地域における重要水防区域、危険箇所等について常日頃から具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれを備蓄する水防倉庫を整備、 点検する。

(1)整備状況

- ア. 水防倉庫の備蓄場所
 - ⇒「水防倉庫の備蓄場所」は資料編参照。
 - ⇒「水防倉庫の資機材備蓄状況」は資料編参照。
- イ. 整備計画

水防倉庫の資機材は、適宜整備・補充を図る。

- (2) 水防資機材取扱要領
 - ア. 資材の使用に際しては、災害応急対策以外のいかなる工事にも使用しない。
 - イ. 資材の受払いについては、必ず帳簿に記入の上応急対策に使用し、不足したときは、その都度 補充する。
 - ウ. 資材の管理責任者は、年2回以上点検する。

5. 救助設備等

人命救助に必要な油圧切断機、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資器材、薬品等を整備、点検する。

- (1)整備状況
 - ⇒「救助施設・設備等の整備状況」は資料編参照。
- (2) 整備計画

上記救助施設・設備については、適宜整備・補充を図る。

6. 広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員のための活動拠点や救援物資搬送施設(二次物資拠点)等の防災拠点を確保する。

なお、他の被災市町村を支援する場合にも使用される広域防災拠点については、県との間で予め協 定を締結する。

- ※ 一次物資拠点は県が設置する広域物資輸送拠点
- ※ 二次物資拠点は市町村が設置する地域内輸送拠点

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

(1)整備状況

名称	住所	屋内外	面積 (㎡)	管理者名	電話 番号	緊援隊 宿営 場所
屋内スポーツセンター	中野 16-1	屋内	3, 717	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
ふれあいセンター	中野 16-1	屋内	1,660	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
中央公園	中野 16-1	屋外	146, 252	教育委員会 生涯学習課	62-9702	0
七戸町総合運動公園 野球場	鶴児平 1-108	屋外	17, 800	教育委員会 生涯学習課	62-9702	0
七戸町総合運動公園 多目的グラウンド	鶴児平 1-108	屋外	10,000	教育委員会 生涯学習課	62-9702	0
七戸町総合運動公園 芝生広場	鶴児平 1-108	屋外	9, 900	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
七戸町総合運動公園 サッカー場	鶴児平 1-108	屋外	20, 010	教育委員会 生涯学習課	62-9702	
道の駅しちのへ 道路・観光情報館	荒熊内 67-997	屋内	631. 12	商工観光課 ほか	62-2137	
道の駅しちのへ	荒熊内 67-997	屋内(一部屋外)	36, 759	商工観光課 ほか	62-2137	

(2) 整備計画

上記広域防災拠点については、適宜整備・補充を図る。

また、「道の駅しちのへ」については、広域的な防災拠点として活用できるよう検討を進める。

7. その他施設・設備等

(1) 重機類の整備

町は、災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を災害時に使用可能な状況としておくため、整備、点検、又は民間事業者との連携等に努める。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。さらに、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難場所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取組むものとする。

⇒「重機類の整備状況」は資料編参照。

(2)整備状況

町は、防災倉庫、防災資機材を整備する。

⇒「防災倉庫・防災資機材の整備状況」は資料編参照。

(3)整備計画

上記防災倉庫、防災資機材については、適宜整備・補充を図る。

第4節 青森県防災情報ネットワーク

[総務課]

予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、市町村(消防本部を含む。以下、この節において同じ。)、防災関係機関を接続した青森県防災情報ネットワーク及び青森県総合防災情報システムの円滑な管理運用を図るものとする。

1. 青森県防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア. 端末局間の I P電話
- イ. 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話
- (2) 文書データ伝送用端末
 - ア. 端末局間の文書データ伝送
 - イ. 青森県総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2. 青森県総合防災情報システムの運用

町及び消防機関は、青森県総合防災情報システムの円滑な活用を図るため、操作担当者を2名以上 定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得に努める。

また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の共有化

青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を町、県、 防災関係機関で共有する。

ア. 青森県総合防災情報システム端末の設置

町、県、防災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末(青森県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。)により、防災情報を収集・伝達する。 また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ. 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避難場所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより住民に提供する。

青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートにて、住民へ伝達される。

3. 町の災害対策機能等の充実

町及び防災関係機関は、青森県総合防災情報システムの活用等により、災害応急対策を実施する必要があることから、町は、必要な組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第5節 自主防災組織等の確立

《総務課》

大規模な災害が発生した場合、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態において被害を最小限に止め、災害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、住民等に対する自主防災組織結成のための働きかけ及び訓練や研修会等を通じた既存の自主防災組織の育成・強化等を推進する。

1. 自主防災組織の現況

自主防災組織等としては、少数が組織されているが、今後は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画(以下「地区防災計画」という)に基づき、平常時、災害時における効果的な防災活動が行えるように自主防災組織を育成するものとする。

2. 自主防災組織の育成強化

自主防災組織の結成は、住民が自主的に行うことを本旨としつつ、既存の町内会等の自治組織を自 主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。その際、女性の参画 の促進に努める。

- (1) 地域(集落単位)の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため啓蒙活動 (必要な資料の提供、研修会の開催等)を積極的に実施する。また、自主防災組織への女性の参画 促進に努める。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、消防団等と連携して積極的に指導するとともに、地域 住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び要配慮者を保護するための防災活動が効果的に行わ れるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなる優れたリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図る。その際、自主防災組織への女性の参画促進に努める。
- (4) 平常時においては食料や水等を備蓄し、防災知識の普及や防災訓練の会場として活用でき、災害時においては指定避難所としての機能を有する活動拠点としての施設並びに消火、救助、救護等のための資機材の整備を図る。
- (5) 防災リーダーの育成等、自動・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、地震情報や水害・ 土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

3. 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自 主防災体制をより充実強化するとともに、特に法令により義務付けられていない事業所についても強 力に設置を促進する。

なお、自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 病院、旅館、ホテル、百貨店等多数の者が利用する事業所
- (2) 危険物、高圧ガスの製造所、貯蔵所又は取扱所
- (3) 多数の従業員がおり、組織的に防災活動を行う必要がある事業所

(4) 雑居ビル等共同防火管理を必要とする事業所

4. 自主防災組織

自主防災組織は、地区防災計画を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で要配慮者に配慮した防災活動を次により行うことができる。

- (1) 平常時の活動
 - ア. 情報の収集伝達体制の確立
 - イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
 - 工. 火気使用設備器具等の点検
 - オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
 - カ. 要配慮者の把握
 - キ. 地区防災計画の作成
- (2) 災害時の活動
 - ア. 初期消火の活動
 - イ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達、避難誘導
 - ウ. 救出救護の実施及び協力
 - エ. 集団避難の実施
 - オ. 指定避難所の開設・運営
 - カ. 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5. 事業所

事業所は、災害時において果たす役割(従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献) の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

- (1) 平常時の活動
 - ア. 情報の収集伝達体制の確立
 - イ. 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ. 火気使用設備器具等の点検
 - エ. 防災用資機材の備蓄及び管理
- (2) 災害時の活動
 - ア. 初期消火の活動
 - イ. 救出救護の実施及び協力
 - ウ. その他

6. 地区防災計画の提案

地区居住者等は、七戸町防災会議に対し、策定した地区防災計画を本計画に定めることを求めることができる。七戸町防災会議は、地区居住者等の主体性を尊重した上で、本計画に定める必要があるかの判断を行う。

第6節 防災教育及び防災思想の普及

《総務課》

地震災害による被害を最小限にくいとめるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人一人が 日頃から地震災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行 動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮 し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズ の違い等男女双方及び性的マイノリティの視点に配慮するよう努める。また、地域コミュニティにお ける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

1. 防災業務担当職員に対する防災教育

自主防災組織等としては、少数が組織されているが、今後は、地域の実情に応じた防災計画に基づき防災関係機関は、それぞれ防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等あらゆる機会を利用し、防災教育の徹底を図る。

防災教育は、概ね次にかかげる事項について実施する。

- ア. 地震災害についての一般的知識の習得
- イ. 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- ウ. 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- エ. 災害を体験した者との懇談会
- オ. 災害記録による災害教訓等の習得

2. 住民に対する防災思想の普及

(1) 町、県等防災関係機関は、相互に協力し住民の防災知識の高揚及び防災知識の普及を図る。 なお、普及方法及び内容は次による。

ア. 普及方法

- (ア) 防災の日、防災週間及び防災関連行事等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) ラジオ・テレビ等の放送施設、新聞、雑誌、広報紙その他町が発行する刊行物、広報車の巡回さらには講習会、映画会、展覧会の開催その他により行うものとする。
- (ウ) 防災に関するホームページ・パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 防災に関する講演会、展覧会等を活用する。

イ. 普及内容

- (ア) 基礎的な地震災害に関すること
- (イ) 住民のとるべき措置
 - a 家庭においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・家庭における各自の役割分担
- ・災害用伝言ダイヤル等による家族の安否確認方法

- ・家具等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・最低3日分、推奨1週間分の食料、水、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品の準備
- 指定避難所、避難路の確認
- ・指定避難所における行動、警報等発表時や避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動
- ・家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取り決め
- ・飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等の家庭での予 防・安全対策
- ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(災害時)

- ・ 身の安全の確保
- ・テレビ (ワンセグメント放送を含む)、ラジオ、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な 情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車や電話の使用の自粛
- ・火の使用の自粛
- ・灯油等危険物やプロパンガスの安全確保
- 初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力
- ・炊き出しや救援物資の配分への協力
- その他
- b 職場においてとるべき次の措置

(平常時)

- ・職場の防災会議による役割分担
- ・職場の自衛消防組織の出動体制の整備
- ・ロッカー等重量物の転倒防止対策
- ・消火器、バケツ等の消火用具の準備
- ・重要書類等の非常持出品の確認
- ・防災訓練への参加

(災害時)

- ・ 身の安全の確保
- ・テレビ (ワンセグメント放送を含む)、ラジオ、市町村役場、消防署、警察署等からの正確な 情報の把握
- ・緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応
- ・自動車による出勤、帰宅等の自粛、危険物車両の運行の自粛
- 火の使用の自粛
- ・ 危険物の安全確保
- ・不特定多数の者が出入りする職場における入場者の安全確保
- 初期消火
- ・被災者の救出、救護への協力

- ・職場同士の相互協力
- その他
- (2)公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及を図る。
- (3) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - ア. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
 - イ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民に配布する。
 - ウ. 地震防災マップを作成し、住民等に配布する。
 - エ. 地震防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの 避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
 - オ. 町の地域の実情に応じ、 災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

3. 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

また、過去の教訓を踏まえ、住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施するように努める。

第7節 企業防災の促進

《総務課》

企業は、災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を踏まえ、施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るなど、企業防災に向けた取り組みに努める。

1. 事業継続計画(BCP)等の作成

企業は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画 (BCP) を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

町、県等防災関係機関は、事業継続計画(BCP)作成の取り組みに資する情報提供を行う等、管内企業の作成への取り組みを支援する。

2. 防災意識の高揚

町及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取組むものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

3. 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、 防災に関するアドバイスを行う。

第8節 防災訓練

《総務課》

地震災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における 連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、 計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1. 総合防災訓練の実施

町は、隔年、大規模地震を想定した防災訓練を企画し、防災関係機関、公私の団体、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、青森県総合防災情報システムを活用しながら個別防災訓練を有機的に連携させた訓練を行うとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践的な青森県総合防災訓練を実施する。この際、夜間等様々な条件に配慮するよう努める。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に判断を 行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

また、訓練の実施に当たっては、緊急地震速報に関する訓練を取り入れ、地震発生時の対応行動の 習熟を図るよう努めるとともに、必要に応じハザードマップを活用して行う。

なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行 うものとする。

(1)訓練内容

総合防災訓練は、県その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施するものとする。

- ア. 実施時期は、できるだけ出水期、又は台風シーズン前に、2年に1回以上実施するよう努める ものとする。
- イ. 実施場所は、毎年、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。
- ウ. 訓練内容は概ね次のとおりとする。
- (ア) 災害広報訓練
- (イ)情報収集伝達訓練
- (ウ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (工) 交通規制訓練
- (才)避難・避難誘導訓練
- (カ) 水防訓練
- (キ) 土砂災害防御訓練
- (ク) 救助・救出訓練
- (ケ) 救急・救護訓練
- (コ) 応急復旧訓練
- (サ) 生活関連訓練
- (シ) 隣接市町、隣接県等との連携訓練
- (ス) 指定避難所開設・運営訓練
- (セ) 要配慮者の安全確保訓練
- (ソ) ボランティアの受入・活動訓練
- (タ) その他災害想定に応じた必要な訓練
- (2) 火災想定

火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する ものとする。

- ア. 実施期間は、毎年設定した期日とする。
 - なお、林野火災想定の訓練にあっては、林野火災の多発する時期の前とする。
- イ. 実施場所は、林野及び街区とし、それぞれ年1回以上実施するよう努めるものとする。
- ウ. 訓練内容は、概ね次のとおりとする。
- (ア)消火訓練
- (イ)消防機関の出動訓練
- (ウ) 避難・避難誘導訓練
- (エ) 救出・救助訓練
- (オ) 救急・救護訓練
- (カ) 災害広報訓練
- (キ)情報の収集・伝達訓練
- (ク) 隣接市町、隣接県等との連携訓練
- (ケ) 要配慮者の安全確保訓練
- (コ) ボランティアの受入・活動訓練
- (サ) その他災害想定に応じた必要な訓練

2. 個別防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時において各機関が処理すべき事務または業務を迅速かつ円滑に行うため、住民等に対し災害時の被害や状況を事前に知らせないで判断を求めるブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練項目は、概ね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確に し、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- ア. 通信訓練
- イ. 情報収集伝達訓練
- ウ. 非常召集訓練
- 工. 災害対策本部設置 運営訓練
- 才. 避難 · 避難誘導訓練
- カ. 消火訓練
- キ. 救助・救出訓練
- ク. 救急・救護訓練
- ケ. 水防訓練
- コ. 指定避難所開設・運営訓練
- サ. 給水・炊き出し訓練
- シ. 図上訓練
- ス. その他各機関独自の訓練

3. 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及

啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に 努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第9節 避難対策

《総務課》

地震災害時において住家を失った住民及び地震災害に起因する水害、土砂災害、火災等の二次災害 危険箇所周辺の住民等を保護するため、 指定避難所及び避難路等の選定、避難訓練及び避難に関する 広報の実施、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。

また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県及び市町村は一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路等を確保する。

1. 指定緊急避難場所の選定

町は、地震災害が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場所を 指定しておく。

なお、指定緊急避難場所の整備に当たり、地震に起因する破堤による洪水からの緊急避難先として 使用するものについては、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、浸水 状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。また、専ら 避難生活を送る場所として整備された指定避難所を浸水からの指定緊急避難場所と間違わないよう、 両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町の協力により、近隣市町に設けることができる。

(1) 指定緊急避難場所の指定

町は、大規模地震が発生した場合に住民の生命、身体を保護するため、次により指定緊急避難場 所を指定しておく。

- ア、避難者1人当たりの必要面積を概ね2㎡以上とすること
- イ. 要避難地区のすべての住民(昼間人口や訪日外国人を含む旅行者等も考慮する。)が避難できるような場所を選定すること
- ウ. 大規模な土砂災害、浸水などの危険のないところとすること
- エ. 土砂災害警戒区域等からはずれたところとすること
- オ. 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して 避難することはできるだけ避けること
- (2) 地震火災に対する指定緊急避難場所の指定

大規模地震に起因する火災が発生した場合、密集街区での火災の延焼のおそれがあることから地 震火災に対する指定緊急避難場所の選定に当たっては上記(1)に掲げる事項のほか、次の事項に 留意する。

- ア. 大規模な火事の輻射熱を考慮し、避難者の安全を確保できる十分な広さを有する公園、緑地、 グランド(校庭)、その他公共空地を選定する。
- イ. 付近に大量の危険物等が貯蔵されていないところとする。
- ウ. 状況に応じて、他の指定緊急避難場所に移動が可能なところとする。

(3) 道路盛土等の活用

指定緊急避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道 路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(4) 臨時ヘリポートの確保

指定緊急避難場所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送できない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(5) 指定緊急避難場所等の事前指定等

ア. 指定避難所及び指定緊急避難場所は、次のとおりである。

(ア) 指定避難所

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法 施行令第20条の 6第5号の基準 を満たすもの	想定収 容人数
1	七戸農村環境改善センター 柏葉館	七戸 22-8	62-2111(支所庶務課)	0	×	158
2	天間林農村環境改善センタ	森ノ下 48-2	68-2117(財政課)	0	×	180
3	七戸町立七戸小学校	上町野 130	62-9701 (学務課)	0	×	213
4	七戸町立城南小学校	舘野 32-58	62-9701 (学務課)	0	×	270
5	七戸町立七戸中学校	鶴児平 191	62-9701 (学務課)	0	×	328
6	七戸町立天間林小学校	森ノ上180-1	62-9701 (学務課)	0	×	225
7	七戸町文化交流センター	前田 32	58-5530(世界遺産対策 室)	0	×	54
8	七戸町立七戸第二体育館	前田 32-6	62-9702 (生涯学習課)	0	×	83
9	七戸町立武道館	蛇坂 57-59	62-9702 (生涯学習課)	0	×	265
10	七戸町立天間林中学校体育 館	森ノ上16-4	62-9701(学務課)	0	×	395
11	屋内スポーツセンター	中野 16-1	62-9702(生涯学習課)	0	×	1000
12	二ツ森地区コミュニティセ ンター	二ツ森家ノ後 3- 2	68-2117(財政課)	0	×	38
13	中野地区コミュニティセン ター	手代森 52-2	68-2117(財政課)	0	×	45
14	白石地区コミュニティセン ター	堰代 6-2	68-2117(財政課)	0	×	41
15	道ノ上地区コミュニティセ ンター	道ノ上 133-2	68-2117(財政課)	0	×	49
16	森ノ上地区コミュニティセ ンター	中野 96-1	68-2117 (財政課)	0	×	30
17	四ヶ村集会所	花松林ノ根 35-1	68-2117 (財政課)	0	×	45
18	李沢地区集会所	姥沢 2-2	68-2117 (財政課)	0	×	50
19	<u></u> 听地区集会所	哘平 47-20	68-2117 (財政課)	0	×	34
20	中山間活性化センター	山舘 25-1	68-2116 (農林課)	0	×	93
21	農産物加工開発研修センタ ー	山舘 25-1	68-2116(農林課)	0	×	19
22	農村交流センター駒踊り伝 承館	沼ノ沢 39-7	68-2117(財政課)	0	×	38
23	農村交流施設絵馬の里交流 館	見町 48-1	68-2117(財政課)	0	×	17
24	七戸町天間林宿泊交流施設 かだれ天間林	花松林ノ根 35-1	68-2116(農林課)	0	×	14
25	榎林地区農産物加工等施設	榎林家ノ前 40-1	68-2117 (財政課)	0	×	114
26	坪地区農産物加工等施設	後平 112	68-2117 (財政課)	0	×	32
27	天間林老人福祉センター	森ノ上16-4	68-3500(介護高齢課)	0	0	126
28	天間林保健センター	森ノ上359-5	68-4631 (保健福祉課)	0	0	209

NO	施設名	住所	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	災害対策基本法 施行令第20条の 6第5号の基準 を満たすもの	想定収 容人数
29	七戸町総合福祉センター ゆうずらんど	立野頭 139-1	62-6790(社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会)	0	0	125
30	ふれあいセンター	中野 16-1	62-9702 (生涯学習課)	0	×	108
31	県立七戸高等学校(第一体 育館)	舘野 47-31	62-4111 (七戸高等学校)	0	×	319
32	県立七戸高等学校(第二体 育館)	舘野 47-31	62-4111 (七戸高等学校)	0	×	268
33	県立七戸養護学校(体育館)	蛇坂 57-31	62-2331 (七戸養護学校)	0	×	174
34	県営農大学校(体育館)	大沢 48-8	62-3111 (営農大学校)	0	×	261
35	道の駅しちのへ 七彩館	荒熊内 67-94	62-5777 ((株)七戸物産 協会)	0	×	26
36	道の駅しちのへ 物産館	荒熊内 67-94	62-5777 ((株)七戸物産 協会)	0	×	49
37	七戸町観光交流センター	荒熊内 207	62-2137(商工観光課)	0	×	121
38	城北児童センター	天王 67-2	62-3078(社会福祉法人 七戸美光園)	×	0	63
39	特別養護老人ホーム美土里 荘	寒水 70-17	62-2761 (社会福祉法人 美土里会)	×	0	4
40	特別養護老人ホーム天寿園	舟場向川久保 308	68-4888 (社会福祉法人 天寿園会)	×	0	10
41	パリアティブケアセンター こだま	道ノ上 54-72	68-4888 (社会福祉法人 天寿園会)	×	0	5
42	城南福祉プラザ	太田野 19-4	62-5200 (社会福祉法人 七戸福祉会)	×	0	10
43	障がい者支援施設一誠園	後平 597-1	68-2077(社会福祉法人 至誠会)	×	0	10
44	障害者支援施設あぜりあ苑	清水頭 71-80	62-2321 (社会福祉法人 つつじ会)	×	0	10
45	美土里荘デイサービスセン ター梓	寒水 70-17	62-2761 (社会福祉法人 美土里会)	×	0	3
46	美土里荘グループホーム櫟	寒水 70-17	62-2761(社会福祉法人 美土里会)	×	0	3
47	天間西児童センター	森ノ上180-7	58-7622 (こどもみらい 課)	×	0	67
48	天間林児童センター	森ノ上 284-14	58-7622 (こどもみらい 課課)	×	0	77
49	道の駅しちのへ 情報館	荒熊内 67-997	62-2137(商工観光課)	0	×	21
50	中央公民館	森ノ上210	62-2920(中央公民館)	0	×	193

(イ) 指定緊急避難場所

											,	
					対象と	こする	5異常	な現	象の	種類		
NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	洪水	崖れ土流び滑崩、石及地り		地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	指定避難所と の重複	想定収容 人数(1人 あたり 3 ㎡)
1	七戸町役場本庁舎駐	森ノ上131-										1,666 人
	車場	4	68-2117									2,000 / (
2	七戸中央公民館駐車	森ノ上 210	生涯学習課									166 人
	場	// 1. 210	62-9702									100 /
3	柏葉公園	町1	世界遺産対策	0			0					10,000 人
		•	室 58-5530									, , ,
4	天神林児童公園	天神林 18-3	建設課				\circ					764 人

	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	対象とする異常な現象の種類									
NO				洪水	崖れ土流び滑崩、石及地り			津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	指 定 避 難 所 と の重複	想定収容 人数(1人 あたり 3 ㎡)
			62-6244						-				
5	倉越児童公園駐車場	倉越 66-6	建設課 62-6244				0						833 人
6	七戸町中央公園駐車 場	中野 16-1	生涯学習課 62-9702				0						47,666 人
7	七戸町立七戸小学校 グラウンド	上町野 130	学務課 62-9701				0						3,746 人
8	七戸町立城南小学校 グラウンド	胡野 32-58	学務課 62-9701				0						4, 795 人
9	七戸町立七戸中学校 グラウンド	鰢 児平 191	学務課 62-9701				0						9, 371 人
10	七戸町立天間林小学 校グラウンド	1	学務課 62-9701				0						6,300人
11	旧七戸町立天間東小 学校グラウンド	26	財政課 68-2117				0						5,600 人
12	旧七戸町立榎林中学 校グラウンド	塚長根 17-2	財政課 68-2117				0						9, 300 人
13	七戸町立七戸第2多目 的グラウンド	前田 32-12	生涯学習課 62-9702				0						1,705人
14	旧七戸町立野々上小 中学校グラウンド	中村 55-11	財政課 68-2117				0						2, 198 人
15	旧七戸幼稚園運動場	七戸 9-1	財政課 68-2117	0			0						486 人
16	七戸町七戸運動公園 駐車場	鶴児平 1- 108	生涯学習課 62-9702				0						35, 333 人
17	二ツ森地区コミュニ ティセンターグラウ ンド	二ツ森家ノ 後 1 - 3	財政課 68-2117		0		0						366 人
18	中野地区コミュニテ ィセンターグラウン ド	手代森 52-2	財政課 68-2117		0		0						1,633 人
19	白石地区コミュニテ ィセンターグラウン ド	堰代 6-2	財政課 68-2117		0		0						1, 200 人
20	四ヶ村集会所グラウ ンド	花松林ノ根 35-1	財政課 68-2117				0						2, 166 人
21	李沢地区集会所グラ ウンド	姥沢 2-2	財政課 68-2117		0		0						733 人
22	哘地区集会所グラウ ンド	哘平 47-20	財政課 68-2117		0		0						1,200人
23	七戸町天間林商工会グラウンド	森ノ下 48	財政課 68-2117		0		0						3,033 人
24	坪地区農産加工等施 設前グラウンド	後平 112	財政課 68-2117		0		0						1,533 人
25	榎林こども園グラウ ンド	榎林家ノ前 40	幼保連携型認 定こども園榎 林 こ ど も 園 68-2042		0		0						2, 566 人
26	県立七戸高等学校グ ラウンド	舘野 47-31	県立七戸高等 学校 62-4111		0		0						6,407人
27	県立七戸養護学校グ ラウンド	蛇坂 57-31	県立七戸養護 学校 62-2331		0		0						800 人

					対象と							
NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	洪水	崖れ土流び滑崩、石及地り	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	指定避難所との重複	想定収容 人数(1人 あたり 3 ㎡)
28	公立もみのき学園グ ラウンド		公立もみのき 学園 62-3161		0	0						3,300人
29	道の駅しちのへ駐車 場	荒熊内 67- 94	商工観光課 62-2137			0						1,666人
30	七戸農村環境改善センター柏葉館	七戸 22-8	支所庶務課 62-2111	0	0	0					0	158 人
31	天間林農村環境改善 センター	森ノ下 48-2	財政課 68-2117		0	0					0	180 人
32	七戸町立七戸小学校	上町野 130	学務課 62-9701			0					0	213 人
33	七戸町立城南小学校	舘野 32-58	学務課 62-9701			0					0	270 人
34		鶴児平 191	学務課 62-9701			0					0	328 人
35	七戸町立天間林小学 校	森ノ上 180- 1	学務課 62-9701			0					0	225 人
36	七戸町文化交流セン ター	前田 32	世界遺産対策 室 58-5530			0					0	54 人
37	七戸町立七戸第2体育 館	前田 32-6	生涯学習課 62-9702			0					0	83 人
38		蛇坂 57-59	生涯学習課 62-9702			0					0	265 人
39	七戸町立天間林中学 校体育館	森ノ上16-4	62-9701			0					0	395 人
40	屋内スポーツセンタ	中野 16-1	生涯学習課 62-9702			0					0	1,000人
41	二ツ森地区コミュニ ティセンター	二ツ森家ノ 後 3-2	財政課 68-2117		0	0					0	38 人
42	中野地区コミュニティセンター	手代森 52-2	財政課 68-2117		0	0					0	45 人
43	白石地区コミュニテ ィセンター	堰代 6-2	財政課 68-2117		0	0					0	41 人
44	道ノ上地区コミュニ ティセンター	道ノ上133- 2	財政課 68-2117		0	0					0	49 人
45	森ノ上地区コミュニ ティセンター	中野 96-1	財政課 68-2117			0					0	30 人
46	四ヶ村集会所	花松林ノ根 35-1	財政課 68-2117			0					0	45 人
47	李沢地区集会所	姥沢 2-2	財政課 68-2117		0	0					0	50 人
48		哘平 47-20	財政課 68-2117		0	0					0	34 人
49	中山間活性化センター	山舘 25-1	農林課 68-2116		0	0					0	93 人
50	農産物加工開発研修センター	山甜 25-1	農林課 68-2116		0	0					0	19 人
51	農村交流センター駒 踊り伝承館	治ノ沢 39-7	財政課 68-2117		0	0					0	38 人
52	農村交流施設絵馬の里交流館	見町 48-1	財政課 68-2117		0	0					0	17 人
53	七戸町天間林宿泊交 流施設 かだれ天間		農林課 68-2116			0					0	14 人

					対象と	こする							
NO	施設・場所名	住所	管理担当 連絡先	洪水	崖れ土流び滑崩、石及地り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象	指 定 避 難 所 と の重複	想定収容 人数(1人 あたり 3 ㎡)
	林												
54	榎林地区農産物加工 等施設	40-1	財政課 68-2117		0		0					0	114 人
55	坪地区農産物加工等 施設	後平 112	財政課 68-2117		0		0					0	32 人
56	天間林老人福祉セン ター	森ノ上16-4	介護高齢課 68-3500				0					0	126 人
57	天間林保健センター	森ノ上359- 5	保健福祉課 68-4631				0					0	209 人
58	七戸町総合福祉セン ターゆうずらんど	立野頭 139- 1	社会福祉法人 七戸町社会福 祉 協 議 会 62-6790		0		0					0	125 人
59	ふれあいセンター	中野 16-1	生涯学習課 62-9702				0					0	108 人
60	県立七戸高等学校(第 一体育館)	舘野 47-31	県立七戸高等 学校 62-4111		0		0					0	319 人
61	県立七戸高等学校(第 二体育館)	舘野 47-31	県立七戸高等 学校 62-4111		0		0					0	268 人
62	県立七戸養護学校(体 育館)	蛇坂 57-31	県立七戸養護 学校 62-2331		0		0					0	174 人
63	県営農大学校(体育館)	大沢 48-8	県営農大学校 62-3111				0					0	261 人
64	彩館	荒熊内 67- 94	(株)七戸物産 協会 62-5777				0					0	26 人
65	産館	荒熊内 67- 94	(株)七戸物産 協会 62-5777				0					0	49 人
66	七戸町観光交流セン ター	荒熊内 207	商工観光課 62-2137				0					0	121 人
67		荒熊内 67- 997	商工観光課 62-2137				0					0	21 人

- イ. 災害の状況により、上記の指定避難所のみで不足する場合は、民間施設等の使用措置を講じる。 感染症対策のため、指定避難所の収容人数の制限が必要な場合についても同様とする。
- ウ. 町区域内で適当な施設を得難いときは、野外に仮設建物又は天幕を設置するか、場合によって は隣接市町に要請し、避難場所の提供を求める。

2. 指定避難所の整備等

避難者の良好な生活環境を確保するため、指定避難所の施設・設備等を整備する。なお、要配慮者、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮、家庭動物の同行避難に留意するものとする。また、女性や子供等に対する性暴力・DV の発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DV についての注意喚起のためのポスターを掲載する

など、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。

さらに、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

なお、指定管理施設が指定避難所となっている場合は、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(1) 施設・設備の整備等

ア. 施設・設備の整備

貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、 照明、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の 整備や、電力容量の拡大に努める。

イ. 食料、飲料水、その他の資機材の整備

避難生活に必要な食料、飲料水、携帯トイレ、仮設トイレ、生活必需品、マット、簡易ベッド (段ボールベッドを含む)、間仕切り等の物資や、これらの物資の備蓄場所の確保に努める。また、テレビ、ラジオ等、避難者の災害情報の入手に資する機器等の整備に努める。

ウ. 指定避難所における感染症対策

感染症のまん延を防止するため、マスク、消毒液、パーティション、体温計、運営スタッフ用 の防護具等、必要な資機材を備蓄するよう努める。

また、指定避難所における感染症対策について、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、宿泊施設等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

- ア. 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する施設とすること
- イ. 地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、速やかに被災者等を受入れることなどが可能な構造及び設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものとすること
- ウ. 地区分けをする場合においては、町内会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断 して避難することはできるだけ避けること
- エ. 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、宿泊施設等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努めること

なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結することが望まし いこと

- オ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること
- カ. 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に 応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示す

ること

また、その公示を活用して、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること

キ. 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入が困難となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定することまた、宿泊施設等の指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておくとともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

3. 標識の設置等

指定緊急避難場所等を指定したときは、指定緊急避難場所等及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。また、誘導標識は、日本産業規格に基づく災害種別一般記号を使用し、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所であるかを明示するよう努める。

4. 避難路の選定・整備

町は、街区の状況に応じて、住民が徒歩で確実に安全な場所へ避難できるよう次の事項に留意して 避難路・避難階段を整備・確保し、その周知に努める。

なお、各地域において、指定緊急避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図るものとする。

- ア. 避難路は、概ね8m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないものとすること
- イ. 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がない道路とすること
- ウ. 避難道路は、相互に交差しないものとすること
- エ. 浸水等の危険のない道路とすること

また、各地域において、気候や避難路の状況を踏まえた上で、指定緊急避難場所までの距離等の関係から、自転車により避難する必要性について検討し、可能な場合は具体的な方策を立てるものとする。

5. 避難路及び指定緊急避難場所周辺の交通規制

地震災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため、必要に応じ、七戸警察署、上北地域県 民局地域整備部と協力し、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所周辺の駐車場規制等の交通規制 を実施する。

6. 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。また、感染症の拡大のおそれがある 状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものと する。

7. 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難場所等の広報

指定避難所、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定避難所、指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定避難所と指定緊急避難場所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

地域住民に対して、指定避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア. 指定避難所の名称
- イ. 指定避難所の所在地
- ウ. 避難地区分け
- エ. その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。特に避難時の心得については、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な場所」へ移動又は「緊急安全確保」を行うべきことについて日頃から周知徹底に努める。

- ア. 避難準備の知識
- イ. 避難時の知識
- ウ. 避難後の心得
- (3) 指定避難所の運営管理に必要な知識の普及

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配 慮するよう努める。

8. 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- ア. 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- イ. 避難指示等を発令する対象区域(町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位)、指定避難所等の名称、所在地、対象世帯数並びに対象者数、避難行動要支援者の状況
- ウ. 指定避難所への経路及び誘導方法
- エ. 要配慮者の適切な避難誘導体制
- オ. 指定避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- カ. 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
- (ア) 井戸、貯水槽等給水施設・設備、給水措置
- (イ) 給食施設・設備、給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給措置
- (エ)被服、生活必需品の支給措置
- (オ) 負傷者に対する応急救護設備、 応急救護措置

- (カ) その他指定避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等 の設備等必要な事項
- キ. 指定避難所の管理に関する事項
- (ア) 避難中の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者からの各種相談の受付
- (オ) その他必要な事項
- ク. 災害時における広報
- ケ. 自主防災組織等との連携

住民の円滑な避難のため、必要に応じて指定避難所の開錠・開放について、自主防災組織等の 地域コミュニティを活用して行う。

コ. ホームレスの受入れ

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

9. 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、発災時の具体的な避難・受入方法を 含めた手順等を策定しておく。

10. その他

町は、平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び、男女共同参画の視点を取り入れた防 災対策に係る役割について、防災担当部署と男女共同参画担当部署が連携し明確化しておくよう努め る。

第10節 災害備蓄対策

《総務課》

災害時に必要な物資の備蓄は、自助・共助によることを基本とし、公助による備蓄は自助・共助による備蓄を補完する目的で行うものとする。

公助による備蓄に限界があることから、防災関係機関と連携し、住民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、住民の災害への備えを向上させるよう努める。

1. 実施内容

(1) 自助・共助による備蓄

住民、自主防災組織、事業所等は、災害時に必要となる物資を備蓄する。

備蓄物資は、停電や断水でも使用可能な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄する。特に冬期間を 考慮し、停電時でも使用可能な暖房器具、毛布を準備することや、備蓄食品は米等だけではなく調 理不要な非常食及び調理器具等を準備する。

また、自動車を保有する者は、自動車へのこまめな満タン給油に努める。

ア. 家庭における備蓄

住民は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

イ. 自主防災組織における備蓄

自主防災組織は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。

ウ. 事業所等における備蓄

事業者等は、災害時に必要な物資を「最低3日分、推奨1週間分」備蓄する。また、従業員以外の施設利用者等に対する物資の備蓄についても配慮する。

(2) 公助による備蓄

最大規模の被害想定を算定の基礎とし、被災者の避難生活に必要な食料・飲料水・生活必需品・ ブルーシート・土のう袋等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心として備蓄する。

ア. 町における備蓄

住民の備蓄物資が被災し、使用できないことを想定し、被災者の避難生活に必要な物資を幅広 く備蓄する。

また、避難所運営に必要な資機材を備蓄する。

- イ. 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- ウ. 平時から災害時応援協定を締結した民間事業者等の連絡先の確認を行うとともに、訓練等を通じて、要請手続、物資の備蓄状況及び運送手段等の確認を行うよう努める。

(3) 備蓄物資の整備

町は、青森県災害備蓄指針等を踏まえ、備蓄の整備方法を定めた災害備蓄整備計画を策定するなどにより、備蓄を推進する。

第11節 火災予防対策

《総務課、学務課、生涯学習課、世界遺産対策室、消防本部》

地震発生時の火災の同時多発による被害を防止し、または拡大を防止するため、建築物の防火対策 の推進、防火思想の普及、消防体制の充実、強化等を図るものとする。

1. 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町(消防機関)は、不燃及 び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

町(消防機関)は、火災発生及び拡大を防止するために病院、百貨店等の防火対象物に対し、防 火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の設置及 び防炎性を有する物品の使用を指導するとともに自主的な消防体制を樹立させるものとする。

(3) 消防用設備等の設置促進及び維持管理の徹底

町(消防機関)は、火災による人命の安全を確保するため、防火対象物に対する消火、警報、避難等に関する消防用設備等の適正な設置を促進し、これを常時有効な状態に維持するよう指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

町(消防機関)は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画 的かつ継続的に予防査察を実施するとともに消防法令に違反しているものに対しては、指導、勧告 を行い、重大なものについては、警告命令、告発等の措置を行い、違反処理を徹底する。

2. 防火思想の普及

(1) 一般家庭等に対する指導

ア. 町(消防機関)は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて 指導するとともに、住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火 器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及 徹底を図る。

- イ. 町(消防機関)及び県は、火災予防運動及び建築物防災運動を実施し、火災予防等の諸行事を 通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。
- (2) 学校及び教育研究機関の実験室、 薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を 有していることから、町(消防機関)及び県は、当該機関における危険物容器の転落防止について 指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

町(消防機関)及び県は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

- ア. 児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、 少年消防クラブを育成指導する。
- イ. 幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3. 消防体制の充実、強化

(1)消防計画の作成

町 (消防機関) は、具体的に実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2)消防力の充実強化

町(消防機関)は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具、消防水利施設等の整備、充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、指定避難所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図るとともに、適正な配置に努める。また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

4. 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、 火災予防対策の強化を指導、助言する。

第12節 水害対策

《建設課、農林課》

地震災害に起因する水害を防止し、または拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的 実施、河川の維持管理、水防資機材の整備、水防体制の整備等を図るものとする。

1. 河川の維持管理

常時河川巡視を行い、出水期における危険箇所の発見及び河川の不法使用等を取り締まり、河川の維持管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については風水害等災害対策編第3章第5節「防災事業」による。

(1) 河川管理施設の管理

出水時に円滑な防水活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講じる。

(2) 河川の維持規制

河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2. 住民への情報伝達体制の整備

災害に関する気象予警報、避難指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、町 防災行政用無線等の整備を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政用無線による 情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

3. 水防資機材の整備

第3章第3節「防災業務施設・設備等の整備」による。

4. 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を定める。

- ア. 水防活動組織の確立
- イ. 河川施設の管理
- ウ. 水防施設及び水防資機材の整備
- エ. 気象、水象の観測及び通報等の活用
- 才. 重要水防箇所等
- カ. その他水害を予防するための措置

第13節 土砂災害対策

《総務課、建設課、農林課》

地震災害に起因する土砂災害を未然に防止し、または拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の発表、住民への情報伝達体制等の整備、避難体制の整備等を図るものとする。

1. 各種防災事業の総合的かつ計画的実施

各種防災事業の実施に当たっては、他事業との調整を図る。

- (1) 治山事業
- (2) 砂防事業
- (3) 農地防災事業

2. 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、 危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異 常現象等についての普及啓発を図る。

3. 土砂災害緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は、大規模土砂災害が発生した場合、国、県と連絡調整し、下記の情報の提供を受け、住民に周知し、避難指示等について判断する。

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるように土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

4. 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害の誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう上 北地域県民局地域農林水産部及び地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- ア. 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- イ. ため池、用水路、その他防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ. のり切、切土、掘削又は盛土
- エ. 立木の伐採、損傷
- オ. 木材の滑下又は地引による搬出
- カ. 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- キ. 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

5. 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

(1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限

- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生じるおそれの著しい街区又は街区となろうとする土地の区域における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進
- (5) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業における上記(1)、(2)、(3)の法指定諸制度との整合性の確保
- (6) 民間開発業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対する配 慮についての指導徹底
- (7) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

第14節 建築物等対策

《建設課、財政課、企画調整課》

地震発生時の地震動による建築物本体の被害、窓ガラス、外装材等の損壊落下による被害、ブロック塀、石塀等の倒壊による被害のほか、建築物の倒壊による地震火災の発生を防止し、または被害の拡大を防止するため、公共建築物等災害予防、一般建築物等災害予防、コンピュータシステム等災害予防の促進を図るものとする。

1. 公共建築物等災害予防

防災拠点となる役場・病院、指定避難所となる学校・体育館・公民館等の耐震診断、耐震改修を実施するほか、駅等の不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の防災上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

エレベーターの地震防災対策として、地震時においても機能を維持し、支障なく安全に運転継続できるようエレベーターの耐震安全性を確保するとともに、閉じ込めを防止するため、安全装置等の改良を建築物の所有者、管理者に対して周知徹底する。

2. 一般建築物災害予防

(1) 一般建築物の耐震性確保

町は県と連携して、特殊建築物等の中間検査制度の活用並びに完了検査率の向上を図り、欠陥建築物の防止と耐震性の向上を促進する。また、民間確認検査機関を活用して、住宅の完了検査の一層の充実を図るとともに、昭和56年5月以前に建築された既存建築物については、所有者、管理者に対する耐震診断、耐震改修等に関する指導を強力かつ計画的に実施する。

(2) 窓ガラス、看板等対策

町は県と連携して、街区の道路に面する建築物の窓ガラス、外装タイル、看板等工作物の破損落下による被害の防止を図るため、窓ガラス等の設置状況等について調査を実施し、必要があるものについては、点検、改修などの指導を行う。特に、通学路及び指定避難所等周辺においては、改修を要する建築物の所有者、管理者に対して強力な改修指導を行う。

(3) ブロック塀、石塀等対策

町は県と連携して、道路沿いに設置または改修しようとするブロック塀等の所有者に対し、建築 基準に適合したものとするよう指導する。

特に、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に沿って設置されているブロック塀等については、 その実態を把握し、危険性のあるものについては改修するよう所有者、管理者に対して強力に指導 するとともに耐震改修等の補助を行うなどの措置を講じる。

(4) 家具等転倒防止対策

住民に対し建築物内の食器棚、書棚等の地震時における転倒、移動の防止対策等についてわかり やすいパンフレット、広報紙等により周知徹底する。

3. コンピュータシステム等災害予防

コンピュータシステムの損傷は、社会経済機能に大きな支障を及ぼすため、自ら保有するコンピュータのハードウェア保険及びシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取り組みを促進する。

第15節 都市災害対策

《建設課、上下水道課、総務課》

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地 区の指定、都市基盤施設の整備、防災拠点等の整備、街区の整備、建築物不燃化を図るものとする。

1. 都市基盤施設の整備

都市の安全を確保するため、次の都市基盤施設整備事業を推進する。

(1) 道路の整備

交通の円滑化を図るとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の都市防災上の 機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

(2) 公園緑地の整備

街区のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の都市防災上の空間の 確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

(3) 公共下水道事業・農業集落排水事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、街区の浸水を防止するため、下水管渠等の新設、又は改修事業を実施する。

2. 防災拠点施設整備事業

安全な生活環境の実現を図るため、防災拠点施設、ヘリポート等の救援活動拠点及び備蓄倉庫、耐 震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

3. 建築物不燃化対策

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

4. 空き家等対策

そのまま放置すれば倒壊等のおそれがある等、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが 不適切である状態にあると認められる空家等の所有者等に対し、必要な措置をとるよう助言又は指導 等を行うよう努める。

第16節 要配慮者安全確保対策

《介護高齢課、保健福祉課》

災害に備えて、地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、 要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものと する。

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努めるものとする。

〈用語の定義〉

本計画で使用している「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は次のとおりとする。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な
	避難の確保を図るために特に支援を要する者
避難支援等関係者	避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者

1. 要配慮者利用施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、本計画に名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、浸水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

施設名	所在地	水系名	河川名	施設分類 当てはまる分類の 蘭に「〇」			避難確保	/
				学校	社会 福祉 施設	病院	計画の作 成状況	備考
公立七戸病院	影津内 98-1	高瀬川	七戸川			0	0	62-2105
社会福祉法人光塵 会 明照保育園	町 7-2	高瀬川	七戸川		0		0	62-3223
ナーシングセンタ ー柏葉	笊田川久保 100-1	高瀬川	七戸川		0		0	62-2200

令和4年3月31日現在

2. 要配慮者の支援体制の整備等

(1) 町は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者の把握に努めるものとする。 また、町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安

否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

- (2)(1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。
 - ア. 氏名
 - イ. 生年月日
 - ウ. 性別
 - エ. 住所又は居所
 - オ. 電話番号その他の連絡先
 - カ. 避難支援等を必要とする理由
 - キ. その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項
- (3)(1)の名簿に登載する者の範囲は次のとおりとする。

区分	該当する要配慮者
	在宅で、次の条件に該当する方
高齢者	○ 在宅の要介護認定者(要介護3~5)
	○ ひとり暮らし高齢者 (75歳以上の介護認定なしの外出困難者)
	在宅で、次の条件に該当する方 ○ 身体障害者手帳所持者(1、2級)
障がい者	○ 身体障害有子帳所持有 (1、2 級) ○ 療育手帳所持者 (A)
	○ 精神障害者保健福祉手帳所持者
	○ 指定難病患者

なお、上記の範囲に該当する避難行動要支援者のほか、自力での避難が難しいために避難の支援を希望する要配慮者についても避難行動要支援者名簿へ掲載する。

- (4) (1) の名簿を作成するに当たり、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた又は条例で定めた避難行動要支援者に係る (1) の名簿を消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等 避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、町長は、名簿を提供する関係者 に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。
- (5) 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人一人に対応した個別避難計画の作成に努める。
- (6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障がい者に配慮し、障がいの内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。
- (7) 町等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。
- (8) 町は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の 連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

3. 避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

(1) 町は、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- (2) 町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映した ものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の 活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。
- (3) 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。
- (4) 町は、町地域防災計画に定めた消防機関、県警、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災 組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得ることにより、又は、条例 の定めにより、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援 者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るも のとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (5) 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。
- (6) 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災 計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図 られるよう努めるものとする。
- (7) 町等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (8) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備
 - ア. 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及 び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を 進める。
 - イ. 要配慮者利用施設の管理者は、平常時から町、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との 連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。
 - ウ. 町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (9) 指定避難所における連絡体制等の整備

町は、指定避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、指定避難所等での文字媒体(電光掲示板等)の活用等に努める。

- (10) 応急仮設住宅供給における配慮
 - 町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障がい者の優先的入居及び高齢者、障がい者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。
- (11) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

4. 福祉避難所の運営体制の整備

要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられるよう特別な配慮を行う福祉避難所について運営体制の整備を行う。

(1) 福祉避難所の設置・運営訓練

介護高齢課は、災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう福祉避難所を設置、運営するためのガイドラインを整備する。また、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

第17節 防災ボランティア活動対策

《総務課、学務課》

地震災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、 円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時からの防災ボランティア活動の支援体制の整備を図る ものとする。

1. 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

2. 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会 等関係機関との連携を図り、NPO・ボランティア等に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働 きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練への参加

町は、町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するNPO・ボランティア等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの構築の推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平常時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体またはボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築いていけるよう支援する。

6. 防災ボランティア活動の環境整備

町等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、町社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防 災ボランティア活動の受入や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確 保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や 訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町及び県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第18節 積雪期の地震災害対策

《建設課・総務課》

積雪期の地震による被害の拡大を防止するため、積雪期における交通の確保、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、積雪期の指定避難所、避難路の確保を図るものとする。

1. 総合的な雪害対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、 継続的推進により確立されるものである。

そのため、「七戸町地域防災計画(風水害等災害対策編等)」による雪害予防対策を各防災関係機関 が密接に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2. 交通の確保

(1) 道路交通の確保

地震災害時における応急対策に伴う輸送の増大に対処するため、除雪体制を確立し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路確保対策を推進する。

- ア. 除雪体制の確立
- (ア) 一般国道・県道・市町村道及び高速自動車国道の整合性のとれた除雪体制を確立するため、 各道路管理者相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。
- (イ)除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、地形等自然条件に適合した除雪機械の整備を 促進する。
- イ. 積雪寒冷地に適した道路整備の促進
- (ア) 冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を促進する。
- (イ) なだれ等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド・なだれ防止柵等の施設の整備を 促進する。
- (2) 航空輸送による緊急物資の受取場所の確保 《総務課》

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等に対処するため、航空輸送の確保 を図るとともに緊急物資の受取場所の確保を図る。

3. 家屋倒壊の防止

屋根雪による地震時の家屋倒壊を防止するため、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対する地域 の援助体制の確立を図る。

4. 積雪期の指定避難所、避難路等の確保等

積雪・堆雪に配慮した体系的街路を整備し、街区の日常生活道路の除雪を計画的に実施するととも に、流雪溝、融雪施設等の面的整備を促進して、指定避難所、避難路等の確保を図る。

- (1) 指定避難所等の確保等
 - 地域の人口及び地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定避難所等を指定する。
- (2) 避難路の確保
 - ア. 積雪・堆雪に配慮した体系的街路の整備
 - イ. 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
 - ウ. 機械による除排雪が困難な地域や冬期交通のあい路となる箇所における消融雪施設等の整備

(3) 避難誘導標識の設置

住民が安全に指定避難所等に到達することができるよう積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

第19節 文教対策

《学務課》

幼児・児童・生徒(以下「児童生徒等」という。)及び職員の生命、身体の安全を確保するとともに、 学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土地・建物、その他の工作物(以下「文教施設」 という。)及び設備を災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう 構造化の促進等を図るものとする。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図るものとする。

1. 防災組織体制の整備及び防災に関する計画の策定

学校等は、災害予防、災害応急対策及び復旧等の防災活動に迅速かつ適切に対応するため、平素から災害に備えて職員の役割分担の明確化等を図ることにより、防災組織体制の整備を推進する。

また、施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校等における安全に関する事項をとりまとめた防災に関する計画(学校安全計画等)を策定してその周知徹底を図る。

2. 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として地震災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、各教科・道徳(小・中学校)での安全に関する学習、特別活動の学級(ホームルーム)活動及び学校行事等の学校等の教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階や考慮すべき特性等を考慮しながら適切に行う。

(1) 学校等の行事としての防災教育

児童生徒等及び職員一人一人の防災意識の高揚のため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、 災害発生時のボランティア経験者の講話及び県、町が行う防災訓練への参加等、体験を通じた防災 教育を実施する。

(2) 教科・科目における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科、科目を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。

また、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3)職員に対する防災研修

職員の防災意識の高揚及び防災教育に関する指導力の向上のため、施設の立地条件等を踏まえた 災害予防、避難行動や指定避難所開設等の災害応急対策、防災教育の指導内容等の安全管理・防災 教育に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

3. 学校防災マニュアルの作成及び訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、学校防災マニュアルを作成するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮の上、避難の場所、避難経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡の方法等を示したマニュアルを作成しその周知徹底を図る。マニュアルの作成に当たっては、関係機関との連絡を

密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

- (2) 訓練は、実践的な想定に基づき行う。学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。
- (3) 訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じマニュアルを修正する。

4. 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校(登降園も含む。以下同じ。)時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の 指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

- ア. 通学路については、建設課、七戸警察署、上北地域県民局地域整備部、中部上北広域事業組合 消防本部等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。
- イ. 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。
- ウ. 異常気象及び災害発生時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。
- 工. 児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり、確認する。
- オ. 幼児の登下校時には、原則として個人又は小グループ毎に保護者が付き添う。

(2) 登下校等の安全指導

- ア. 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。
- イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。
- ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5. 文教施設の不燃堅ろう構造化・耐震化の促進

文教施設・設備等を地震から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による耐震化、不燃堅ろう構造化を促進するとともに既存文教施設の耐震化を促進する。また、校地等の選定・造成に当たっては、防災上必要な措置を講じる。

6. 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の 早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害発生時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を 備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7. 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切 に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

8. 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、文化財保護のための施設・設備の整備等の災害対策に努めるとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進するよう努める。

文化財の所有者または管理者は、良好な状況の下に、文化財の維持管理に当たるものとし、国指定

のものにあっては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会 及び町教育委員会、県指定のものにあっては、県教育委員会の指示に従い管理するよう努める。

第20節 警備対策

《七戸警察署》

七戸警察署長は、地震災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩 序を維持するため、災害警備体制を確立し、警備対策の万全を期するものとする。

1. 実施機関

住民の生命、身体及び財産を災害から防護するための警備対策は、町及び関係機関の協力を得て七 戸警察署長が行うものとする。

2. 措置内容

七戸警察署長は、災害の発生に備えて、次の措置を行うものとする。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所の受 入可能人数等を把握する。

(2) 災害警備訓練

警察職員に対して、災害警備に関する計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、町、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を 図り、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実 に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連絡を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄・管理する。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報を行うなど住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第21節 交通施設対策

《建設課》

交通施設の地震による被害は、社会経済活動に大きな影響を及ぼすばかりでなく災害時の応急対策活動の障害となることから、代替路を確保するための道路の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の耐震性の強化及び防災施設の整備等を図るものとする。

1. 道路·橋梁防災対策

道路管理者は、震災時において道路交通の確保ができるよう町道等の交通機能を拡充するとともに、 次により道路、橋梁の耐震、耐浪性の強化及び防災施設の整備を図る。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制及び既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。

(1) 道路の整備

災害時における道路機能を確保するため、所管道路について、次の調査、工事を実施する。

ア. 道路法面、盛土欠落危険調査

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体の崩落が予想される箇所を把握するため、道路法面、盛土欠落危険調査を実施する。

イ. 道路の防災補修工事

上記アの調査に基づき、道路の防災補修工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、 地質調査、設計等を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋梁の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、所管橋梁について、次の調査、工事を実施する。

ア. 橋梁耐震レベルの把握

構造の改善補強工事等が必要な箇所を把握するため、各道路橋示方書により確認しておく。

イ. 橋梁の耐震補強の工事

上記アの調査に基づき、補修対策工事が必要とされた橋梁について、老朽橋の架替、補強、橋 座の拡幅、落橋防止装置の整備等耐震補強工事を実施する。

ウ. 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、耐震構造とする。

(3) 横断歩道橋の整備

災害時において横断歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、所管横断歩道 橋について次の調査、工事を実施する。

ア. 横断歩道橋の点検調査

建設後の維持管理、気象条件等による構造細目の変化を把握するため、本体と階段の取付部を 中心として横断歩道橋の耐震点検調査を実施する。

イ. 横断歩道橋の工事

上記アの調査に基づき、補強等の対策が必要とされた横断歩道橋について、適切な補修工事等 を実施する。

(4) トンネルの整備

災害時におけるトンネルの交通機能の確保のため、所管トンネルについて、次の調査、工事を実

施する。

ア. トンネルの安全点検調査

補強等対策工事の必要箇所を把握するため、トンネルの耐震点検調査を実施する。

イ. トンネルの耐震補強工事

上記アの調査に基づき、補強対策工事が必要な箇所について、補強工事を実施する。

(5) 道路警戒用資機材の整備及び計画の作成

道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するとともに、より実効性の高い計画へと深化を図るものとする。

第22節 上下水道施設対策

《上下水道課》

地震災害による上下水道施設の被害を未然に防止し、又は軽減を図るため、必要な措置を講じるものとする。

1. 上水道施設

水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 上水道施設の耐震性強化等

水道事業者は、災害時における断水を最小限に止めるため、次により水道施設の耐震性の強化を 図る。

ア. 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は、耐震設計とする。

イ. 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性の強化を図り、管路は、耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、取水口上流等周辺の状況を把握し、地震時の原水、水質の安全が保持できる かを確認するとともに複数水源間の連絡管の敷設、地下水等により予備水源を確保する。

- ウ. 浄水施設及び送配水施設
- (ア) ポンプ周りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について耐震化を図る とともに、塩素中和装置等を設置し、二次災害を防止する。
- (イ)送配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を 採用するほか、異なる送配水系統間の相互連絡及び連絡管の整備を行う。

配水管路は、管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化、共同溝の整備等を行う。

工. 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震化を図る。

才. 既存施設

既存の上水道施設については耐震性診断を行うほか、既存管については漏水防止作業を実施し、 破損及び老朽化を発見して敷設替え等の改良を行う。

- カ. 浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関等に配水する 管路については優先的に耐震化を図るなど、あらかじめ定めた耐震化の目標に基づき順次計画的 に耐震化を図る。
- (2) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災性を強化する。

(3) 防災用施設、資機材の充実強化

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や浄水場、耐震性貯水槽等の施設及 び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、 可搬式発電機、運搬車両等の資機材の充実強化を図る。

また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(4) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、 関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

2. 下水道施設

下水道事業者は、次の災害予防措置を講じるよう努める。

(1) 下水道施設の耐震性強化

下水道事業者は、災害時における住民の衛生的な生活環境を確保するため、次により下水道施設の耐震性の強化を図る。

ア. 管渠

地盤の軟弱な地区などに敷設されている下水道管渠に重点を置き、補強する。

新たに下水道管渠を敷設する場合は、基礎、地盤条件等総合的な見地から検討・計画するものとし、地盤の悪い箇所に敷設する場合は、適切な管渠基礎工、入孔と管渠の接合部に可撓性伸縮継手を使用する等の工法で実施する。

イ. 終末処理場

終末処理場と下水道管渠の連絡箇所は、地震動により破損し易いため、老朽化した施設について補強するとともに、今後の設計に当たっては、耐震性を考慮し、バランスのとれた構造計画、 基礎地盤の総合的な検討を行う。

(2) 施設、設備の充実強化

下水道施設・ポンプ設備の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講じるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(3) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資材、車両等の確保体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

(4) 非常時における協力体制の確立

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努める。

第23節 危険物施設等対策

《総務課・消防本部》

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設での地震災害を防止するため、これらの施設における規制、保安指導、保安教育等の実施、自主保安体制の確立等を図るものとする。

1. 現況

地域内の危険物施設等は、次のとおりである。

(1) 液化石油ガス製造施設

事業所名	所 在 地	電話番号	貯蔵 (t)	製造形態
八戸液化ガス㈱七戸営業所	荒熊内66-151	62-4113	100(50×2 基)	液化石油ガス充 填所

(2) 火薬庫(一級)

事業所名	所在地	電話番号	最大貯蔵量 (kg)	火薬庫所在地
七戸貨物㈱	影津内38-1	68-3615	6,000	志茂川原207

2. 危険物施設

(1) 規制

町(消防機関)は、消防法等の耐震基準に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ. 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ. 予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

町(消防機関)は、既存施設における耐震性について、立入検査等により危険物施設の所有者等 に対して次の保安指導を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ. 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の管理者、危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理の向上を図るため、消防機関等と連携し講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、地震時における火災、爆発及び漏洩等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立(人員配置・業務分担)
- イ. 保安検査、定期点検
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあっては、相互援助等自主的な防 災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

第24節 複合災害対策

《総務課》

1. 方針

地震、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、災害応急対策が困難となる事象をいう。)の発生の可能性を認識し、備えを充実するものとする。

2. 実施責任者

町、県、防災関係機関等は、連携して災害対策を行う。

3. 実施内容

- (1) 町、県及び防災関係機関等は、災害応急対策に当たる要員、資機材等の投入判断について、あらかじめ複合災害を想定しておくとともに、外部からの支援を早期に要請するようマニュアル等の整備に努める。
- (2)様々な複合災害を想定した図上訓練の実施結果を踏まえてマニュアル等を見直すこととする。

第4章 災害応急対策計画

地震災害が発生した場合に、災害が発生した場合の被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等 は以下のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第1節 地震情報等の発表及び伝達

防災活動に万全を期するため、以下のとおり地震情報等の発表及び伝達を迅速かつ適切に実施する ものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び地域防災計画の定めるところにより、地震情報等を関係機関、住民その他関係 ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官に通報しなければならない。

2. 地震関係情報

(1) 緊急地震速報

ア. 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4 以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対し、緊急 地震速報(警報)を発表する。なお、震度6弱以上の揺れ、または長周期地震動階級4の揺れを 予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられる。

(注) 緊急地震速報 (警報) は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

イ. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達する。また、放送事業者等の協力を得てテレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。消防庁は気象庁から受信した緊急地震速報を全国瞬時警報システム(J-ALERT)により地方公共団体等に伝達するものとする。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線(戸別受信機を含む。)を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

ウ. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速

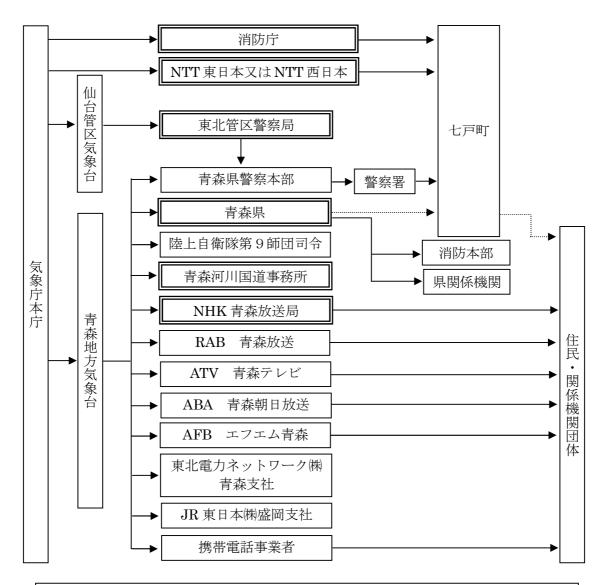
報を見聞きした時は、まず、自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。
	・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火 しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅や商業施設等 の集客施設	放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

エ. 普及啓発の推進

町は、青森地方気象台その他の防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性(地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることについて知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合があること。)や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を見聞きした時の適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

地震情報等に関する伝達系統図



- 注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法 定伝達先
- 注)点線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の 措置が義務付けられている伝達経路

(2) 地震情報

気象庁及び青森地方気象台は、次により地震及び津波に関する情報を発表する。

地震情報の種類、発表基準及び内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情 報	・震度3以上 (津波警報または注意報を発	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加し

地震情報の種類	発表基準	内容
	表した場合は発表しない)	て、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
震源・震度に関する情報*	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報*	・震度 1 以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
長周期地震動に 関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内の被害の発生可能性等について、地震 の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、 地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を 発表(地震発生から約10分後に気象庁ホームペー ジ上に掲載)
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について 以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更 新した場合や地震が多発した 場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が 多発した場合の震度1以上を観測した地震回数 情報等を発表。

※気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

※七戸町は「津波」は非該当

気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。

3. 情報等の伝達及び必要な措置

(1)情報等の伝達

- ア. 関係機関から通報される、又は全国瞬時警報システム(J-ALERT)等により受信した地震情報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員(代行員)が受領する。
- イ. 宿日直員(代行員)が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達するものとする。
- ウ. 地震情報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一

般住民に通報する。

- エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。
- (2) 町は、住民等に警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、Lアラート(災害情報共有システム)、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等の活用により、伝達手段の多重化、多様化を図る。

に法事に		伝 達	先 等		
伝達責任 者	广本出	帝红巫日	伝 達	方 法	伝達内容
19	伝達先	電話番号	勤務時間内	勤務時間外	
		建設課62-6244			
	関係各課	農林課68-2116	庁 内 放 送	関係課長へ	
総務課長	因於古味	上下水道課	及び内線電話	電話連絡する	
心伤床以		62-6243			
	消防機関	中央消防署			
	用 W I I I I I I I I I I I I I I I I I I	62-3141			
		上北地域県民局地域			
		農林水産部			
		22-8111			全ての情報、特に
	農林・畜産	JA十和田おいらせ		あらかじめ定	必要と認める情報
農林課長	関係機関	七戸支店	電話	められた担当	
	为小孩为	62-2195		責任者へ電話	
		JAゆうき青森		連絡する	
		天間林支店			
		68-3131			
	土木関係	上北地域県民局			
建設課長	機関	地域整備部			
	1双	22-8111			

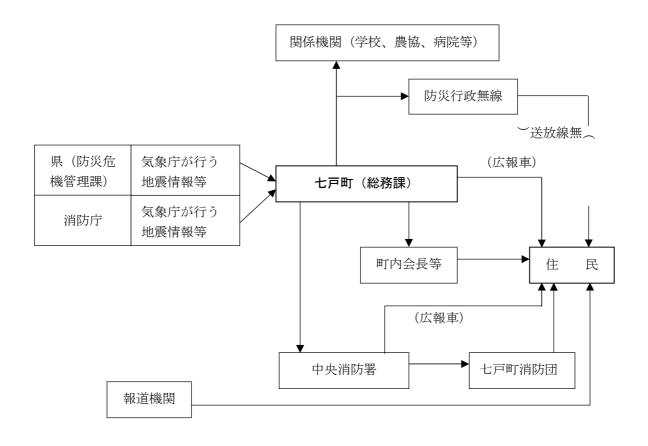
オ. 一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難の ための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円 滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通	報	内	容
総務課長	住民	防災無線放送 エリアメール	町長が特に必	必要と認める事	項	
企画調整課長	住民	広報車 携帯電話(LINE による周知)	町長が特に必	必要と認める事	項	

(3) 地震情報等の伝達系統

地震情報等の伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(4) 青森県震度情報ネットワークシステムによる震度情報の伝達

迅速な初動活動の実施のため、震度情報ネットワークの表示装置により震度3以上を確認した場合は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直職員(代行員)が上記(1)に準じて伝達する。

(5) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア. 災害が発生するおそれのある異常現象とは、次のものをいう。

(ア) 地象に関する事項

群発地震

数日間にわたり、体に感じるような地震

(イ) 水象に関する事項

異常潮位

津波、周期的な海面変動、その他潮位に異常を認めたとき

イ. 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官に通報する。

(イ) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報するとともに、警察署に報告する。

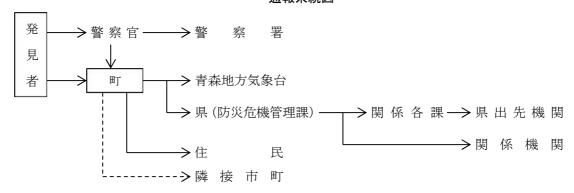
(ウ) 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する 市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町に通報する。

- a 青森地方気象台(技術課)
- b 県 (防災危機管理課)

通報系統図



(6) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者	備考
七戸警察署	62-3101	警 備 課 長	
中部上北広域事業組合消防本部	62-3142	警 防 課 長	

第2節 情報収集及び被害等報告

迅速かつ適切な応急対策を実施するため、以下のとおり情報収集を行うものとする。

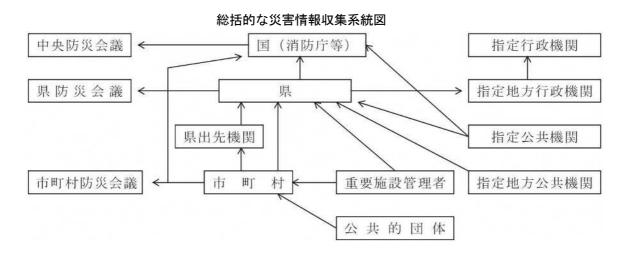
1. 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告するものとする。

2. 情報収集、伝達

町長は、それぞれの所掌する事務または業務に関して、積極的に職員を動員し、または関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

なお、「震度 5 強」以上を観測した場合にあっては、被害の有無を問わず第 1 報を消防庁に対しても 直接通報する。



(1) 災害が発生するおそれがある段階

ア. 災害情報の収集

町長は、警報等が発令され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、必要に応じ各地区の行政連絡員に調査を依頼するものとする。

イ. 災害情報の内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概況
- (ウ) 既にとった措置及び今後とろうとする措置
- (エ) その他災害応急対策上必要な事項
- ウ. 町職員、中央消防署職員の巡視

次の警報等が発令された場合は、建設課職員及び中央消防署職員は速やかに巡回車等により、 被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警 報 等 名	危険箇所等	担当課	備考	
大雨洪水警報等	町内土砂災害危険箇所等並	建設課		
八阳供小音報寺	びに河川等	中央消防署		

エ. 災害情報の報告

町長(総務課)は、収集した情報をとりまとめ、県(防災危機管理課)に報告する。

(2) 災害が発生し、又は拡大するおそれがある段階

ア. 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査するものとする。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再 度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させるものとする。

調査に当たって正確を期するため、必要に応じ各地区の行政連絡員あるいはその他関係者の協力を得て行うものとする。

総務課における調査(人的被害及び住家被害)は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期すものとする。

被害調査区分	担 当 者	協 力 団 体 名	備考
一般被害及び応急 対策状況の総括	総務課長		
人、住家等の被害 社会福祉関係被害	総務課、介護高齢課長	各地区の行政連絡員、各施設の長	
農林関係被害林業関係被害水産業関係被害	農林課長	土地改良区、農業協同組合、森林組合、内水面漁業協同組合	
商工関係被害	商工観光課長	商工会	

イ. 被害状況の報告等

(ア) 中部上北広域事業組合消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県(防災危機管理課)及び国(消防庁応急対策室)に報告する。

組織名	回線種別	町 電話		FAX	
県(防災危 機管理課)	NTT 回線	017-73	4-9088	017-722-4867	
	NII EINK			017-73	4-8017
	防災情報ネット ワーク	8-810-1-6020		文書データ伝送機能	
消防庁 応急対策室 -		平日 (9:30- 17:45)	左記以外 (宿直室)	平日 (9:30- 17:45)	左記以外 (宿直室)
	NTT回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信	8-048-500-90-	8-048-500-90-	8-048-500-90-	8-048-500-90-
	ネットワーク	43422	49012	49033	49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等(県に連絡できない場合は、国(消防庁応 急対策室)) に逐次報告する。

総務課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県(防災危機管理課)に青森県総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害(行方不明者の数を含む。)の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性

- c 避難の必要の有無及び避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生、拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、七戸 警察署等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、行方不明者として把握した 者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は、 県(外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在 京大使館等)に連絡するものとする。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)

(3) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

- ア. 総務課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で様式1~4(資料編)により、災害状況を随時県(防災危機管理課)に報告するとともに、県の各部局には上記(2)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。
- (ア)被害の状況
- (イ) 避難指示等又は警戒区域の設定状況
- (ウ) 指定避難所の設置状況
- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の収容状況
- (キ) 観光客等の状況
- (ク) 応急給水の状況
- (ケ) その他
 - a 当町以外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - b 当町以外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - c その他

イ.被害認定基準

被害認定基準は次のとおりとする。

	区分	認定基準
人	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが死亡した ことが確実な者
的	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
被	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者
害	重 傷 者	○重 傷 者 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者
	軽 傷 者	○軽 傷 者 1ヶ月未満で治癒できる見込みの者
	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問 わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位
	全壊 (全焼・全 流 失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
住	大規模半壊 (半焼)	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
家		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過
		半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なも
1	(半焼)	の。具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50% 未満のものとする。
被		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が
		甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分
害	半壊 (半焼)	が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素
		の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上5000年末のよう
		50%未満のもの 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分が
	準 半 壊	その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊(焼)、流出及び半壊には該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水に至らないで浸水したもの。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、官公署、学校、病院、公 民館、神社、仏閣等は被住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が住居してい るときは当該部分は住家とする。
家被:	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
) そ	田の流失、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のために耕作不能となったものとする。
	·	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
支の	畑 の 流 失 、 埋没及び冠水	田の例に準じる。
昏他	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校及び特別支援学校における 教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。

	区	分		認定基準
	橋		梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河		Ш	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらの ものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全す るために防護することを必要とする河岸とする。
	砂		防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	廃棄	物処	理	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道	ī 不	通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電		話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電		気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水		道	上水道又は簡易水道で断減水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	下	水	道	下水道法第2条第1項第2号に規定する下水道とする。
	ガ		ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給 停止となった時点における戸数とする。
	ブロ	ック	塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹	災	世	帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった 生計を一にしている世帯とする。
罹	災		者	罹災世帯の構成員とする。
公	立文	教 施	設	公立の文教施設とする。
農相	木水 産	業施	設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。
公	共土;	木 施	設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、 具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、港湾及び漁港とする。
その	つ他のな	公共施	設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産	被	害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
そ	林 産	被	害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
0	畜 産	被	害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
他	水 産	被	害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば海苔、漁具、漁船等の被害とする。
	商工	被	害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ①損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等の何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能 を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ②主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2. 報告の方法及び要領

(1) 方法

- ア. 被害状況等の報告は、青森県総合防災情報システム、青森県防災情報ネットワーク、固定電話、ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行うものとする。報告を的確に行うため、青森県総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達するものとする。
- イ. 固定電話が途絶した場合は、青森県防災情報ネットワークまたは警察無線等他機関の無線通信 設備等を利用する。

ウ. すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

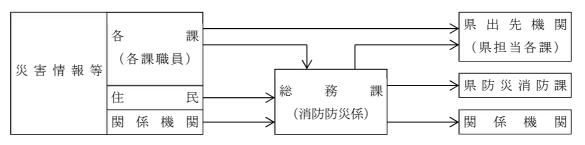
- ア. 被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・ 災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ. 被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ. 被害報告は、災害の経過に応じて把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先 させる。
- エ. 県への報告に当たっては、青森県総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請についても青森県総合防災情報システムを利用して行うものとする。

被害調査報告分担区分

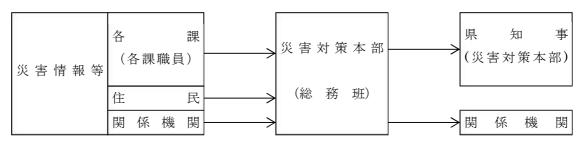
調査・報告事項	様式	調査分	県 へ の	177 - 72				
	番号	担区分	県出先機関経由	主 管 課				
被害実態調査	1	総務課						
被害者名簿	2	IJ						
災害速報、災害確定報告	3	IJ		防災危機管理課				
被害状況調	4	<i>II</i>	上北地域県民局 地域健康福祉部	健康福祉政策課				
救助の実施状況	5	11	11	"				
医療施設被害	6	保健福祉課	IJ	医療薬務課				
生活衛生施設被害	7	IJ	II	保健衛生課				
廃棄物処理施設	7	11		環境保全課				
水 道 施 設 被 害	8	上下水道課	11	保健衛生課				
水 稲 被 害	9 • 10	農林課	上北地域県民局 地域農林水産部	農産園芸課				
りんご特産果樹被害	11	JJ.	11	りんご果樹課				
畑 作 、 野 菜 、 花 き 、 桑 樹 被 害	12	"	II.	農産園芸課				
果樹類樹体被害	13	IJ	11	りんご果樹課				
畜 産 関 係 被 害	14.15	11	11	畜産課				
農業関係共同利用施 設 被 害	16.17	JJ	II	農林水産政策課、構造政策 課、農産園芸課、りんご果 樹課、畜産課				
農業関係非共同利用施 設 被 害	18	11	<i>II</i>	IJ				
農業協同組合及び農業 協同組合連合会の在庫品 等被害	19	II	n	団体経営改善課				
農地・農業用施設関係被害	20	II	" (水利防災課)	農村整備課				
林 業 関 係 被 害	21.22	IJ	11	林政課				
水 産 業 被 害	23	IJ	II	水産局水産振興課				
商工業被害	24	11		商工政策課				
観 光 施 設 被 害	24	11		観光企画課				
土 木 施 設 被 害	25	建設課	上北地域県民局	河川砂防課、道路課、				

雪田	看	. #	0 生	事『	百	様式	調査分	県 へ 0	り 報 告 先
Ē/F	1 11.	* #	又口	* '	只	番号	担区分	県出先機関経由	主 管 課
								地域整備部	港湾空港課、都市計画課
文	教	関	係	被	害	27	教育委員会	上北教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校)総務課学事課
福	祉	施	設	被	害	28	介 護 高 齢 課、保健福 祉課	上北地域県民局 地域健康福祉部	健康福祉政策課
その	の他の	の公	共施	設被	支害	29	当該各課		担当課

災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



災害対策本部設置以後の情報収集、報告系統図



3. その他

災害時において、民心の安定と、応急対策実施の円滑化を期するため、町、県出先機関等において、 努めて被災者の現状と対策の要求等を聴取する機会をつくる。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を活用するよう努める。

第3節 通信連絡

地震災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、以下のとおり通信連絡を行うものとする。

1. 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行うものとする。

2. 通信連絡手段

町及び防災関係機関は、災害時における通信連絡を的確に実施するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で通信連絡を行う。

町は、次により通信連絡を行う。

- ア. 青森県防災情報ネットワークを活用し、県と直接通信連絡を行う。
- イ.保有する防災行政無線(戸別受信機を含む。)または有線放送を基幹として、その他の手段の 活用により、当該地域の各機関、 県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他 重要な施設の管理者等との間に通信連絡系統を整備し通信連絡を行う。
- ウ. 災害に関する情報の収集伝達を円滑に行うため、 管内の警察署消防署等の協力を得て通信連絡 を行う。
- エ. 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、災害時優先電話等による電気通信設備の優先利用、 防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信施設の利用など、各種通信手段の活用により、通信連絡を行う。

3. 連絡方法

- ア. 町及び防災関係機関は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。 特に夜間、休日における通信連絡体制を確立しておく。
- イ. 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。 なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県に報告または通報しておく。

4. 通信連絡

(1) 青森県防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、町と県、他市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

- (2) 電気通信設備(電話・電報)の利用
 - ア. 災害時優先電話
 - (ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救援活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話(総務課設置)を利用して通信連絡を行う。
 - (イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。
 - イ. 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れ又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、 交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のた め緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の交換手扱い電話、電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	担当責任者	手 続
東日本電信電 話 ㈱	非常電報緊急電報	総務課長	・申し込み受付番号は115番。・「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。・必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等施設の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線施設及び専用電話施設を利用して通信を確保するものとする。

ア. 町有無線設備

次の町有無線設備は、別に定める七戸町防災行政用無線局管理運用規則に基づいて運用するものとする。

4	無線の種別		呼出名称	周波数及び 空中線電力	台数
基	地	局	ぼうさいしちのへ	153.610MHz	1
車	載無	線	ぼうさいしちのへ301~355	153.610MHz	55
携	帯 無	線	ぼうさいしちのへ401~417	153.610MHz	17

イ. 非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、 概ね次に掲げる防災機関の無線通信施設を利用する。この利用に当たって必要な手続き等につい ては、あらかじめ協議し、定めておくものとする。

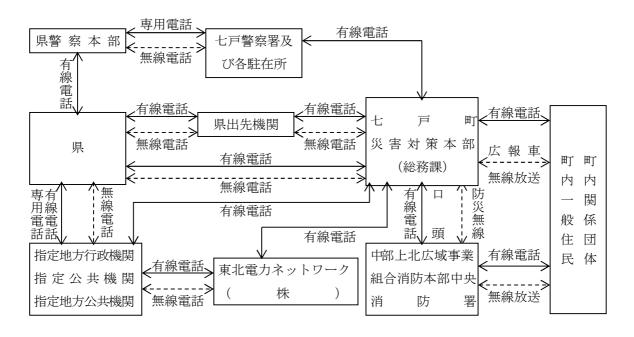
無線通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消防無線	中部上北広域事業組合消防本部	七戸町荒熊内159-4	総務課長	
警察無線	七戸警察署	七戸町大沢57-49	II	駐在所の設 備を含む 警察ルート
東北電力無線	東北電力ネットワーク㈱十和田 電力センター	十和田市西三番町7-1	JJ	電力ルート
国土交通省無線	国土交通省青森河川国道事務所 十和田道路維持出張所	十和田市大字三本木 字北平147-475	JI .	建設ルート
東日本電信電話㈱無線		青森市橋本二丁目1-6	JJ	_
タクシー無線	(株)縦貫タクシー	七戸町荒熊内211-1	JJ	

ウ. 専用通信施設の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができなくなった場合又は緊急に通信の必要がある場合は、概ね次に掲げる専用通信施設の利用を図るものとする。利用に当たっては、あらかじめ協議して定めた手続によるものとする。

専用通信施設	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
警察電話	七戸警察署	七戸町大沢57-49	総務課長	駐在所の設 備を含む
電気事業者電話	東北電力ネットワーク㈱十和田 電力センター	十和田市西三番町7-1	"	

災害通信利用系統図



※ 有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報·情報提供

地震災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及 び民心の安定を図るため、県外からの避難者や外国人住民、訪日外国人を含む観光客等にも配慮しな がら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な 災害広報を実施するものとする。

1. 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知させる ため災害情報を総括する班を設けるとともに、災害が終息したときは必要に応じて住民相談室を開 設するものとする。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し災害情報等の周知に努めるものとする。

2. 広報担当

町長が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責 任 者	広 報 先	連 絡 方 法	備考
住民担当職員	企画調整課長	住民	無線放送、ラジオ、テレビ、広報車、 携帯電話 (エリアメール、X (旧Tw itter) やLINE等のSNS)、 ホームページ等	
報道機関担当職員		報道機関	口頭、有線電話、文書等	
防災関係担当職員	総務課長	防災関係機関	有線電話、無線電話、衛星電話	
庁 内 担 当 職 員	形 伤 味 艾	庁 内	庁内放送、庁内電話	

3. 災害広報の要領

- (1) 町長は、防災関係機関及び報道機関と密接な連絡を行い、正確な情報の把握に努めるものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うものとする。
- (2) 町の実施する広報は、広報総括者(企画調整課長)に連絡するものとする。
- (3) 広報総括者は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努めるものとする。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア. 災害対策本部の設置に関する事項
 - イ. 災害の概況
 - ウ. 町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ. 避難指示等の発令状況
 - オ. 電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ. 指定避難所、防疫に関する事項
 - キ. 火災状況
 - ク. 医療救護所の開設状況
 - ケ. 給食、給水の実施状況
 - コ. 道路、河川等の公共施設の被害状況
 - サ. 道路交通等に関する事項
 - シ. 二次災害を含む被害の防止に関する事項

- ス. 一般的な住民生活に関する情報
- セ. 社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- ソ. その他必要な事項
- (5)報道機関への発表は、次のとおりとする。
 - ア. 報道機関への発表資料は広報総括者が取りまとめるものとする。
 - イ. 発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に連絡し、発表するものとする。
- (6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法により、迅速、的確に行うものとする。

- ア. 行政用防災無線による無線放送の施設による広報
- イ. 広報車による広報
- ウ. 報道機関による広報
- エ. 広報紙の掲示、配布
- オ. 指定避難所への職員の派遣
- カ. その他インターネットのホームページや電子メールの活用等
- (7) 外国人住民・訪日外国人に対して防災・気象情報が確実に伝達できるよう、国・県と連携し、多言 語化等の環境の整備を図るものとする。その際、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等 に関する情報を整理し、指定避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外 国人支援コーディネーターの活用を図る。

4. 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、総務課長は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努めるものとする。
- (2) 町長は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努めるものとする。

また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル(171番)の活用を住民に周知するよう努める。

(3)被災地方公共団体は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、地方公共団体は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者などが含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

5. 避難所への情報提供

避難所への情報ルートを確立し、伝達手段(指定避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、 広報紙、電話、ファックス、インターネットのホームページや電子メール等)を確保して必要な情報 を提供する。

第5節 自衛隊災害派遣要請

地震災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の 規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

1. 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、町長が行うものとする。

2. 災害派遣の要件等

(1) 要件

天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため(公共性)、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ(非代替性)、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合(緊急性)。

- (2)派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ア. 被害状況の把握
 - イ. 避難の援助
 - ウ. 遭難者等の捜索救助
 - 工. 水防活動
 - 才. 消防活動
 - カ. 道路又は水路の啓開、障害物の除去
 - キ. 応急医療、救護及び防疫
 - ク. 人員及び物資の緊急輸送
 - ケ. 炊飯及び給水
 - コ. 救援物資の無償貸付、譲与
 - サ. 危険物の保安又は除去
 - シ. その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3. 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア. 災害全般 知事
- イ. 航空災害 東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記災害派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊 (八戸駐屯地) の長等に通報するものとする。

また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

災害派遣要請先

市町村名	名称	電話番号
青森市	陸上自衛隊第9師団司令部	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地方総監部	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令部	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令部	0172-87-2111

市町村名	名称	電話番号
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令部	0178-28-3111
八户山	海上自衛隊第2航空群司令部	0178-28-3011

⇒資料編様式78「自衛隊災害派遣要請書」参照。

(2) 町長の知事に対する自衛隊派遣要請の要求手続

- ア. 町長は、当該町の地域に係る災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、 応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請する よう求めることができる。
- イ. 町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を災害派遣命令者(指定部隊の長)に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- ウ.派遣の要請は、文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、 電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。
 - ・災害の状況及び派遣を要する事由
 - ・派遣を希望する期間
 - ・派遣を希望する人員、車両、航空機等の概数
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4. 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、下記の事項について、派遣部隊の受入体制を 整備するものとする。

- (1)派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2)派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿営地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定
 - ア. ヘリコプター離着陸場所

第4章第20節「輸送対策」によるものとする。

イ. 車両駐車場所

名称	住所	駐車台数 (普通) (台)	駐車台数 (大型) (台)	管理者名	電話番号
屋内スポーツセンター	中野 16-1	61	3	教育委員会生涯 学習課	62-9702
ふれあいセンター	中野 16-1	42	0	教育委員会生涯 学習課	62-9702
中央公園	中野 16-1	241	3	教育委員会生涯 学習課	62-9702

名称	住所	駐車台数 (普通) (台)	駐車台数 (大型) (台)	管理者名	電話番号
七戸町総合運動公園 野球場	鶴児平 1-108	182	6	教育委員会生涯 学習課	62-9702
七戸町総合運動公園 多目的グラウンド	鶴児平 1-108	281	5	教育委員会生涯 学習課	62-9702
七戸町総合運動公園 芝生広場	鶴児平 1-108	0	0	教育委員会生涯 学習課	62-9702
七戸町総合運動公園 サッカー場	鶴児平 1-108	0	0	教育委員会生涯 学習課	62-9702
道の駅しちのへ 道 路・観光情報館	荒熊内 67-997	75	0	商工観光課 ほか	62-2137
道の駅しちのへ	荒熊内 67-997	235	21	商工観光課 ほか	62-2137

(6) その他必要な事項

5. 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6. 経費の負担

- (1) 町長が負担する経費は、次を基準とする。
 - ア. 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地,建物等の使用料及び借上料
 - イ.派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料
 - ウ. 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修 理費
 - エ. 県が管理する有料道路の通行料
- (2) 負担区分について、疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して定める。

7. その他

災害時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受入れることができるよう、町長は、知事及び自 衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地(付帯施設を含む。)を整理し、平常時から適切な情報 共有体制を構築しておく。

第6節 広域応援

地震災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、以下のとおり地方公共団体相互の広域応援対策を講じるものとする。なお、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体と相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

1. 実施責任者

災害応急対策を実施するため必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行うものとする。

2. 応援の要請等

- (1) 町長は、町内において地震災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア. 消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「災害時における 青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、応援を県に要請する。協定の運用については、 「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」による。
 - イ. 消防については、「広域消防相互応援協定」に基づく隣接消防応援隊、「青森県消防相互応援協定」に基づく県内消防応援隊、国が定める「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の規定に基づく緊急消防援助隊を応援要請する。
 - ⇒「中部上北広域事業組合消防本部緊急消防援助隊受援計画」は資料編参照。
 - ウ. 応援を求められた市町村は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応 急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。
 - エ. 水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、他の協 定締結市町村等へ応援を要請する。
- (2) 町長は、必要に応じ、広域航空消防応援(ヘリコプター)、他の都道府県の緊急消防援助隊による 応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町長は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順を確認しておくなど、実効性の確保に努めるほか、応援機関の活動拠点の整備、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定、資機材等の集積・輸送体制、応急対策職員派遣制度による対口支援に基づく他の地方公共団体からの応援職員、県内市町村等の受援体制を確立しておく。また、応援職員の執務スペースの確保にあたっては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。
- (4) 町長は、知事若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関の長若しくは指定地方公共機関の 長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保について応援を求められた場合は、 特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講じるものとする。

(5) 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締	結	機	関	応	援	内	容
沙吐坦玉片怪协 字	亚出10年0月05日	七戸町	外12市	町村並	びに7	救援	活動	並び	に資
消防相互応援協定	平成18年8月25日	消防機	関			機材	•物資		共等

協定の名称	締結年月日	締 結 機 関	応 援 内 容
大規模災害時の青森県市町 村相互応援に関する協定	平成18年9月29日	40市町村	救援活動並びに資 機材・物資提供等
大規模災害時の「南部藩ゆかり の地」相互応援に関する協定	平成8年10月21日	七戸町外県内外8市町	資機材·物資提供等
大規模災害発生時における広域防災拠点の確保及び使用に 関する協定について	令和2年8月17日	青森県	施設使用

3. 町防災関係機関等の応援協力

(1) 町長は、地震災害時において応急活動、復旧活動が円滑に行われるよう、平常時から地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締 結 機 関	応 援 内 容
災害時の医療救護活動に関する 協定	平成7年3月29日	(一社) 上十三医師会	医療救護活動
災害時における防災活動協力に 関する協定	平成18年7月14日	イオン㈱ジャスコ七戸店	救援活動並びに資機 材・物資提供等
災害時における応急対策業務に 関する協定	平成20年11月28日	七戸町建設業協同組合	応急対策業務 (応急復旧工事)
大規模災害時における倒木被害 への応急対策業務に関する協定	平成21年12月14日	上北森林組合	応急対策業務 (倒木被害復旧工 事)
災害時における施設利用に関す る協定	平成21年12月14日	東北電力ネットワーク (株)	電力復旧対策 (施設利用)
災害復旧時の協力に関する協定	平成23年4月27日	NTT東日本	公共重要通信の優先
災害復旧時の協力に関する協定	平成24年3月19日	NTT docomo	公共重要通信の優先
災害時における石油類燃料の優 先及び安定供給に関する協定書	平成24年9月14日	あぐりサービス (株) 天間林給油所 外13箇所	燃料供給活動
災害時における清涼飲料水の供 給等に関する協定書	平成24年10月15日	みちのくコカ・コーラボトリ ング (株)	飲料水供給活動
災害時における清涼飲料水の供 給等に関する協定書	平成24年9月3日	三本木商事 (株) ダイドードリンコ (株)	飲料水供給活動
災害時における災害救援ベンダ ー仕様に関する協定書	平成19年12月19日 (本庁舎設置自販機) 平成23年4月1日 (七戸支所設置自販機)	みちのくコカ・コーラボトリ ング(株)	飲料水供給活動
非常時における飲料供給に関す る覚書	平成24年7月30日	三本木商事 (株) ダイドードリンコ (株)	飲料水供給活動
災害時における物資供給に関す る協定書	平成25年3月25日	NPO法人 コメリ災害対策センター	物資供給
災害時におけるレンタル機材の 提供に関する協定書	平成28年12月1日	七戸町建設業協同組合 日本建設機械レンタル協会	資機材提供
災害時における物資等供給に関 する協定	令和元年12月13日	七戸町商工会	物資提供
災害時における物資等供給に関 する協定	令和元年12月13日	七戸町天間林商工会	物資提供
災害時の協力に関する協定書	令和2年7月28日	東北電力ネットワーク(株)	電力復旧対策
地域防災パートナーシップ協定	令和3年7月21日	青森放送株式会社	情報伝達、映像提供
災害に係る情報発信等に関する協定	令和4年2月14日	ヤフー株式会社	情報伝達
災害ボランティアセンターの設 置・運営等に関する協定書	令和5年6月27日	(福)七戸町社会福祉協議会	資機材提供・施設利 用

(2) 防災関係機関、関連事業者等の連絡先は次のとおりである。

· / b./ +b.4// b/4// b.4/ ////				
機関名	所 在 地	電話番号	担当課	連絡責任者
青森県庁	 青森市長島一丁目 1-1	017-734-9088	防災危機管理課	総務課長
		017-734-9089		
七 戸 町 役 場	1.6.7	0176-68-2111	総務課	
中部上北広域事業組合消防本部		0176-62-3142	警 防 課	総務課長
中部上北広域事業組合庶務課		0176-62-5151	庶 務 課	事務局長
上北地域県民局県税部	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4241	総 務 課	税務課長
上北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室	蛇坂 55-1	0176-62-2145	福祉調整課	保 健 福 長 高 長 も 課 。 と も 課 ら も ま も ま も ま も ま も ま も ま も も も も も も も も も も も も も
上 北 地 域 県 民 局地域健康福祉部保健総室	十和田市西十二番町 10-15	0176-23-4261	保 健 部	保健福祉課 長
上北地域県民局	(合同庁舎) 十和田市西十二番町 20-12	0176-22-8111	指導調整課	農林課長
地域農林水産部	(旧農村整備事務所) 十和田市西二番町 10-21	0176-23-5245	指導調整担当	11
	十和田市西十二番町 19-23	0176-23-6235	業 務 課	IJ
上北地域県民局地域整備部	十和田市西十二番町 20-12	0176-23-4311		企画整備課:
上 北 教 育 事 務 所	蛇坂 55-1	0176-62-2128	総 務 課	学務課長
七 戸 警 察 署	大沢 57-49	0176-62-3101	警 備 課	総務課長
東北農政局青森県拠点	八戸市大字長苗代字狐田45-3	0178-29-2113	庶 務 総 括	農林課長
三八上北森林管理署	十和田市西二番町 1-27	0176-23-3551	総 務 課	"
青森地方気象台	青森市花園一丁目 17-19	017-741-7413	防災業務課 • 技術課	総務課長
野辺地公共職業安定所	野辺地町字昼場 12-1	0175-64-8609	管 理 課	総務課長
三 沢 防 衛 事 務 所	三沢市平畑一丁目 1-31	0176-53-3116	業 務 課	"
陸上自衛隊第9師団	青森市大字浪館字近野45	017-781-0161	第5普通科連隊	"
北 部 航 空 方 面 隊		0176-53-4121	防 衛 部	II
東日本電信電話㈱青森支店	青森市橋本二丁目1-6	017-774-9550	災害対策担当	"
七 戸 郵 便 局	七戸205-3	0176-62-2700	局 長	11
	道ノ上 62-9	0176-68-3060	局 長	"
十和田おいらせ農協七戸支店	笊田川久保8-3	0176-62-2195	支 店 長	農林課長
ゆうき青森農協天間林支店	森ノ上 198	0176-68-3131	支 店 長	農林課長
東北電力ネットワーク株十 和 田 電 力 セ ン ター	十和田市西三番町 7-1	0176-25-5001		総務課長
N H K 青 森 放 送 局	青森市松原二丁目 1-1	017-774-5111	放 送 部	"
青森放送㈱十和田支局	十和田市西二番町 4-11	0176-23-6271		"
青森テレビ㈱十和田支局	十和田市西三番町 1-42	0176-23-9121		"
青森朝日放送㈱青森放送センター	青森市荒川字柴田 125-1	017-762-1111		<i>II</i>
七戸町商工会	七戸48-3	0176-62-2521	事 務 局	商工観光課 長
七戸町天間林商工会	森ノ下 48-3	0176-68-2189	事 務 局	商工観光課 長

第7節 航空機運用

県は、大規模災害時において、航空機(ヘリコプター及び固定翼機)を保有する防災関係機関相互 の連携体制の確立を図るとともに、航空機等の安全運航及び効率的な運用調整を行うことから、必要 な情報提供を行う。

1. 実施責任者

県防災へリコプター等の運航要請は、町長及び中部上北広域事業組合消防本部消防長が行うものと する。

2. 航空機の活動内容

航空機を有する防災関係機関等は、大規模災害時において、それぞれの航空機の機動性等を活かし、 災害直後の初動時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

(1) ヘリコプター活動

災害対策活動に従事するヘリコプターは、ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合において、次の活動を行う。

- ア. 情報収集活動
- (ア)被害状況の把握と伝達
- (イ) 地上及び海上部隊の活動支援のための情報提供
- イ. 捜索・救助・救出活動
- ウ. 搬送活動
- (ア) 救急患者等の搬送(転院搬送を含む。)
- (イ) 救援隊・医師等の人員搬送
- (ウ)被災地への救援物資の搬送(医薬品等を含む。)
- (エ) 応急復旧用資機材等の搬送
- (オ) 孤立地域からの被災者の搬送
- 工. 広報活動
- (ア)避難指示等の広報(避難誘導を含む。)
- (イ) 民心安定のための広報
- オ. その他の活動
- (ア) 林野火災等の空中消火
- (イ) その他ヘリコプターにより対応すべき活動
- (2) 固定翼機活動

災害対策活動に従事する固定翼機は、固定翼機による活動が有効と認められる場合において、次 の活動を行う。

ア. 情報収集活動

被害状況の把握と伝達

- イ. 搬送活動
- (ア) 救急患者の県外医療機関への搬送
- (イ) 県外からの救援隊・医師等の人員及び救援物資の搬送
- (3) 地上支援活動

航空機活動を支えるため、次のような地上支援活動を行う。

- ア. ヘリコプターの駐機場及び場外離着陸場の確保
- イ. ヘリコプターの安全な活動のための情報提供
- ウ. ヘリコプターの離着陸に係わる調整支援(搭乗人員の確認、掌握、誘導)
- エ. ヘリポート運営支援(立入制限、散水、人員等の統制、給油等)
- オ. その他必要な活動(管理施設の提供等)

3. 安全運航体制の確保

ヘリコプターを有する防災関係機関は、以下のような安全運航体制の確保に努める。

- ア. 大規模災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災 地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、東京航空局三沢空 港事務所、陸上自衛隊東北方面隊及び航空自衛隊北部航空方面隊等との連携により安全運航体制 を確保する。
- イ. 被災地上空を飛ぶ報道へリコプターが、救出救助活動の支障となる場合は、被災地上空からの 一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。
- ウ. 県は、航空機の飛行調整や場外離着陸場等の安全管理等において支援が必要と認められた場合、 航空支援員の派遣要請を町等に対して行うこととし、その活動内容等については、「大規模災害 時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定」の定めるところによる。
- ※ 「航空支援員」とは、県防災航空隊員勤務経験者で、県内各消防機関から提出される航空支援員 候補者名簿に登録された者をいう。

4. 県防災ヘリコプターの運航要請

(1) 運航要請の要件

ア. 「公 共 性」: 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。

イ. 「緊 急 性」: 差し迫った必要性があること。

ウ. 「非代替性」: 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(2)活動内容

ア. 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集等

救援物資、人員等の搬送

災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等

イ. 火災防御活動

林野火災における空中消火

偵察、情報収集

消防隊員、資機材等の搬送等

ウ. 救助活動

中高層建築物等の火災における救助等 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

工. 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

(3) 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに青森県総合防災情報システムにより 行う。

ア. 転院搬送

NO.	項目	内容
1	発生場所	病院名
2	緊急性の有無	傷病の状況
3	傷病者情報	傷病者の人数、年齢、性別、氏名、傷病名、傷病程度、バイタル
4	処置状況・必要資器材	酸素、モニター等の機内持ち込みの有無
5	同乗者	医師、看護師、家族、同行者等
6	搬送先医療機関	調整済みの場合は連絡、未調整の場合は県で調整
7	飛行場外着陸場	搭乗に使用する飛行場外離着陸場
8	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者 (消防等)
9	気象状況	天候、目視距離(視程)、風速
10	依頼責任者氏名·連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
11	搬送先責任者氏名•連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
12	無線コールサイン	呼び出し名(相互呼び出しを通報)

イ. 救助事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標(UTM、緯度経度)
2	緊急性の有無	孤立のみ・負傷・傷病の有無
3	孤立者情報	孤立者の人数・傷病者の人数
4	輸送先	孤立地域から輸送する場所
5	飛行場外着陸場	降機する飛行場外離着陸場
6	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者 (消防等)
7	気象状況	天候、目視距離(視程)、風速
8	依頼責任者氏名・連絡手段	市町村、警察、消防担当者等依頼する者の氏名と連絡先
9	搬送先責任者氏名·連絡手段	搬送先がわかる場合は先方の担当者
10	無線コールサイン	呼び出し名(相互呼び出しを通報)

ウ. 火災事案

NO.	項目	内容
1	発生場所	住所・目標(UTM、緯度経度)
2	概要及び延焼状況	火災の状況についての情報
3	給水ポイント	他給水・自給水(場所:)
4	飛行場外着陸場	給水・燃料補給を行う飛行場外離着陸場
5	地上安全管理	飛行場外離着陸場の安全管理実施者 (消防等)
6	地上隊の状況	地上隊の活動状況・規模等
7	気象状況	天候、目視距離(視程)、風速
8	現場指揮者 (依頼責任者) と	ヘリとの連絡担当者
	の連絡手段及び連絡先	連絡手段・連絡先
9	無線コールサイン	呼び出し名(相互呼び出しを通報)

(4) 受入態勢

町長又は中部上北広域事業組合消防本部消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、 知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

ア. 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

- イ. 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配
- ウ. 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- エ. その他必要な事項

第8節 避難

地震災害が発生した場合において災害から住民(訪日外国人等の旅行者を含む。)を保護するため、 警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて 指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1. 実施責任者

(1) 避難指示等

避難のための立退きの指示並びに指定避難所の開設及び避難者の受入は町長が行うものとする。 なお、法律に定める特別の場合は、避難指示等を町長以外の者が実施する。

実	施責	任者	内 容 (要 件)	根 拠 法
町		長	災害全般	・災害対策基本法第60条
鬱	察	官	災害全般 (ただし、町長が避難のための立ち退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき)	1 • 次主対策且不注策61条
知		事	災害全般 (ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき)	・災害対策基本法第60条
自	衛	官	" (警察官がその場にいない場合に限る)	・自衛隊法第94条
受け	T又はそ た職員 j管理者		洪水の氾濫についての避難の指示	・水防法第29条
		の命を 職 員	地すべりについての避難の指示	・地すべり等防止法第25条

(2) 指定避難所の設置

町長 (災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長)

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行うものとする。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内 容 (要 件)	根拠法
町長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合 で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特 に必要と認めるとき	・災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受け た町の職員が現場にいないとき又はこれらのものから 要求があったとき	・災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜ られた部隊等の 自 衛 官		・災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団 員		 消防法第28条 ル 第36条
水防団長、水防団 員又は消防機関 に属する者	洪水 水防上緊急の必要がある場合	・水防法第21条

2. 避難指示等の伝達

実施責任者は、避難指示等を発令したときは、できる限り、避難指示理由、避難先、避難経路及び 避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、広報車、伝達員等により、住民に周知徹底す る。

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

- (1) 周知徹底の方法、内容
 - ア. 避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね 次の方法によるものとする。
 - (ア) 信号(警鐘、サイレン)により伝達する。

洪水による避難の避難指示等は、次の信号による。

警 鐘	信号	サ	イ	レ	ン	信	号
乱	打	٥	4 1 <i>/</i> \	th.	- T.I.	ý	4 1 <i>/</i> \
		#	的1分 	新り 、	5秒 <u>止</u>	元	约1分 -

- (イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- (ウ) 防災行政無線(同報無線)により伝達する。
- (エ) 広報車により伝達する。
- (オ) 区域内の町内会長及び行政連絡員による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (カ) 電話により伝達する。
- (キ) Lアラート(災害情報共有システム)
- (ク) 携帯電話 (緊急速報メール機能を含む)
- イ. 町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。
- (ア) 避難が必要である状況、避難指示等の理由
- (イ) 危険区域
- (ウ) 避難対象者
- (工)避難路
- (オ) 指定避難所
- (カ) 移動方法
- (キ) 避難時の留意事項
 - (参考) 行政連絡員等は、避難に当たり次の事項を住民に周知徹底するものとする。
 - ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
 - ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。 (食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話(充電器を含む。)等)
 - ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア、避難指示等を発令したときは、次の系統により関係機関に通知又は報告するものとする。



(ア) 町長が避難指示等を発令したとき又は他の実施責任者が避難のための立退きを指示した旨の 通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

また、避難指示等を解除した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難指示等を発令した場合
 - 災害等の規模及び状況
 - 避難指示等を発令した日時
 - 避難指示等の対象地域
 - 対象世帯数及び対象人数
 - 指定避難所開設予定箇所数
- b 避難指示等を解除した場合
 - 避難指示等を解除した日時
- (イ) 警察官が避難のための立退きの指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知するものとする。
- (ウ) 水防管理者が避難のための立退きの指示をしたときは、その旨を七戸警察署長に通知するものとする。
- (エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を七戸警察署長に通知するものとする。
- イ. 避難指示等を発令したときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡し協力するものとする。
- ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官は、その旨を町長に通知するものとする。

3. 避難行動

(1)目的

「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「生命又は身体を保護するための行動」である。

居住者等は、身の安全を確保するという観点から、災害時に適切かつ円滑な避難行動をとることができるよう、平常時から次に掲げる事項をできる限り事前に明確に把握するとともに、当該避難行動をとれるよう準備・訓練等をしておく必要がある。

- ①災害種別毎に、自宅・施設等がある場所にどのような命を脅かす脅威があるのか
- ②それぞれの脅威に対して、どのような避難行動をとれば良いか(避難先、避難経路、避難手段、 家族等との連絡手段等)
- ③どのタイミングで避難行動をとれば良いか
- (2) 避難行動の分類(立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保)

身の安全を確保するためにとる次の全ての行動が避難行動であるが、指定緊急避難場所や安全な

親戚・知人宅等に避難する「立退き避難」が避難行動の基本である。

ア. 立退き避難

災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等にいては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。

イ. 屋内安全確保

災害から身の安全を確保するためには災害リスクのある区域等からの「立退き避難」が最も望ましいが、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定(浸水深、浸水継続時間等)が明らかになってきていること等から、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断でとる行動である。

ウ. 緊急安全確保

「立退き避難」を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫(切迫とは、災害が発生直前、又は未確認だが既に発生している蓋然性が高い状況)し、立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等することが「緊急安全確保」である。

127

避難行動の一覧表

避難行動	避難先	(三午冬四)	居住者等が平常時にあらかじ	リードタイム※1	当該行動をとる	当該行動が関係する
20年美田1 1 男月	姓無尤	(詳細)	め確認・準備すべきことの例	の確保の有無	避難情報	災害種別
緊急安全確保	・安全とは限ら	・上階へ移動	・急激に災害が切迫し発生し	リードタイムを確	警戒レベル5	洪水等
	ない自宅・施	・上層階に留まる	た場合に備え、自宅・施設等	保できないと考え	緊急安全確保	土砂災害
	設等	・崖から離れた部屋に移動	及び近隣でとりうる直ちに	られる時にとらざ	(※津波は避難	高潮
	・近隣の建物(適	・近隣に高く堅牢な建物があ	身の安全を確保するための	るを得ない行動	指示のみ発令)	津波
	切な建物が近	り、かつ自宅・施設等より	行動を確認等			
	隣にあると限	も相対的に安全だと自ら			(七戸町は津波	(七戸町は高潮・津
	らない)	判断する場合に移動 等			は非該当)	波は非該当)
~~~~~	_~~~~~	· ~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	一戒レベル4までに必ず避難~~~	~~~~~~	~~~~~~	~~~~~
立退き避難	安全な場所	・指定緊急避難場所(小中学	・避難経路が安全かを確認	リードタイムを確	警戒レベル3	洪水等
		校・公民館・高台・津波避	・自主避難先が安全かを確認	保可能な時にとる	高齢者等避難	土砂災害
		難ビル・津波避難タワー	・避難先への持参品を確認	べき行動		高潮
		等)	・地区防災計画や個別避難計	(※津波は突発的	警戒レベル4	津波
		・安全な自主避難先(親戚・	画等の作成・確認 等	に発生するため、	避難指示	
		知人宅、ホテル・旅館等)		リードタイムの確		
		等		保の可否は個々に	(※津波は避難	
				異なる)	指示のみ発令)	
屋内安全確保	安全な自宅・施	・安全な上階へ移動	・ハザードマップ等で家屋倒	リードタイムを確	警戒レベル3	洪水等
	設等	・安全な上層階に留まる 等	壊等氾濫想定区域、浸水深、	保可能な時にとり	高齢者等避難	高潮
			浸水継続時間等を確認し、自	得る行動		(土砂災害と津波は
			宅・施設等で身の安全を確保		警戒レベル4	立退き避難が原則)
			でき、かつ、浸水による支障		避難指示	
			※2を許容できるかを確認			
			・孤立に備え備蓄等を準備			
			等			

^{※1} リードタイムとは、指定緊急避難場所等への立退き避難に要する時間のこと。リードタイムを確保可能であれば、基本的には、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を安全に完了することが期待できる。

^{※2} 支障の例:水、食料、薬等の確保が困難になるおそれ、電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ。

#### 4. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

#### (1) 原則的な避難形態

- ア. 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所になるべく一定地域又は集落 ごとにこれを行うものとする。
- イ. 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主的避難に努めるものとする。

#### (2) 避難誘導及び移送

ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行 品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別 避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われる よう努める。

- イ. 避難誘導員は、町職員、消防職員、消防団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害 の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法(引き連れ法)、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法(指差し法)のいずれか、あるいは併用により実施する。
- エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。

#### 5. 指定緊急避難場所の開放

町長は、災害が発生する恐れがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難等の発令と併せて指定緊 急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

なお、避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。指 定避難所においても同様とする。

#### 6. 指定避難所の開設

町長は、避難指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、土砂災害等の 危険性に十分配慮しつつ、直ちに指定避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。 なお、開設に先立ち、開設予定の指定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認す るとともに、避難者を受入れた後も周辺の状況に注意して安全性の確認を行う。

避難者の受入に当たっては、受入対象者数、指定避難所の受入能力、避難期間等を考慮して受入を割り当てるとともに、指定避難所ごとの避難者の把握に努める。また、感染症発生を考慮し、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等においては、指定避難所が密になる状況を避けるため、避難者を分散させて割り当てるとともに、必要に応じて他の安全な避難所への誘導、案内等を行うよう努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

さらに、要配慮者に配慮して、必要に応じて福祉避難所を開設する。被災地以外の地域にあるものも含め、社会福祉施設等を福祉避難所としたり、又は民間賃貸住宅、旅館やホテル等を実質的に福祉 避難所として開設するよう努める。 また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務班(総務課)と保健福祉班(保健福祉課)が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉班(保健福祉課)は、総務班(総務課)に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

#### (1) 事前措置

- ア. 指定避難所に配置する職員については、あらかじめ町区域の各方面別に担当を定めておき、指 定避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ. 指定避難所配置職員の員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、避難状況により増員するものとする。
- ウ. 指定避難所に配置する職員について、住民班(町民課)の職員のみで不足する場合には、総務 班(総務課)に応援職員を要請するものとする。

#### (2) 指定避難所の開設手続

- ア. 町長は、指定避難所を開設する必要があると認めるときは、町民課長に開設命令を発する。町民課長は、町長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して指定避難所を開設するものとし、直ちに職員を配置して所要の措置をとるものとする。なお、学校が指定避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。指定避難所の事前指定等については、第3章第9節「避難対策」の1. (5)による。
- イ. 町長 (総務課) は、指定避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告するものとする。

また、指定避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 開設した場合 指定避難所を開設した日時
  - 場所(指定避難所名を含む。)及び箇所数
  - 避難人数
  - 開設期間の見込み
- (イ) 閉鎖した場合 指定避難所を閉鎖した日時
  - 最大避難人数及びそれを記録した日時
- ウ. 避難所開設の連絡

避難所を開設したときは、速やかに避難者に周知し、収容すべき住民を誘導保護するものとする。

(3) 指定避難所に受入れる者

指定避難所に受入れる対象者は次のとおりである。

- ア. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ. 避難指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者
- (4) 指定避難所開設期間

指定避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 指定避難所における職員の任務

ア. 一般的事項

- (ア) 指定避難所開設の掲示
- (イ)避難者の受付及び整理

- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成
- イ. 本部への報告事項
- (ア) 指定避難所の開設(閉鎖)報告
- (イ) 指定避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項
- ウ. 指定避難所の運営管理
- (ア) 費用

指定避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を 超えない範囲とする。

- (イ) 指定避難所の責任者及び連絡員の指定
  - a 指定避難所を開設したときは、指定避難所の管理責任者、連絡員を指定し、指定避難所の運 営管理と避難者の保護に当たらせるものとする。
  - b 指定避難所の管理責任者は、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等 について、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の 協力が得られるよう努める。
  - c 指定避難所におけるプライバシーを確保するとともに、要配慮者に配慮し、良好な生活環境 の確保に努める。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

- d 女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。 特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配 布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配 慮した運営管理に努める。また、男女共用の多目的トイレの活用など性的マイノリティにも配 慮する。
- e 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケア の実施に努める。
- f 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。
- g 指定避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講じるよう努 める。
- h 指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。
- i 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に 早期に移行できるよう、その支援に努める。
- j 福祉支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。
- k 指定避難所における感染症対策のため、レイアウトの設定に当たっては、避難者間の距離の 確保、間仕切りの設置等に留意する。また、換気や消毒等の衛生管理を行うとともに、手洗い

やマスクの着用等、個々の避難者が可能な対策について、避難者の協力を得るよう努める。また、避難者の受入時・受入中の定期的な健康確認を行う。感染が疑われる者が発生した場合には、別室への隔離等の措置を講じるとともに、上十三保健所に連絡し、必要な指示を受けるものとする。

### 7. 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入園者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施するものとする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

#### 8. 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を 設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

- ア. 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- イ. 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- ウ. 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- エ. 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等 の標示板、ロープ等で明示する。
- オ. 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。
- (ア) 設定の理由

警戒区域とした理由を簡素に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

(イ) 設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等をなるべくわかりやすく周知する。

## 9. 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、地域防災無線、 簡 易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保するとともに、孤立状態の解消に努める。

また、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、食料、飲料水及び生活必需品等の救援物資の搬送による物資供給など必要な対策を行う。

# 10. 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

#### 11. 広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指

定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

- (2) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (3) 町は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- (4) 町は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。
- (5) 町は、所在が把握できる広域避難者に対しては、生活必需品等の物資等が提供されるよう努める。

# 12. 訪日外国人旅行者対策

町は、通訳ボランティアを指定避難所に派遣するなどして支援体制の確保に努めるほか、被災状況、 指定避難所等の場所及び避難路、指定避難所等におけるルール等に関する情報提供を多言語により行 うよう努める。

## 13. 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に 関する協定に基づき、避難者の誘導及び移送の実施またはこれに要する人員及び資機材について応 援を県に要請する。
- (2) 町は、自ら指定避難所の開設・運営が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、指定避難所の開設・運営についての応援を県に要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難又は 応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合、他の市町村に協議し、他の都道府県の市町村 への受入依頼については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- (4) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

# 14. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

### 第9節 消防

大規模地震災害において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、二次的に発生する多発火 災による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

# 1. 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、中部上北広域事業組合消防本部消防長が行うものと する。

### 2. 出火防止。初期消火

火災による被害を防止し、又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、出火防止、初期消火を行い、また、中央消防署長は、日頃からあらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

#### 3. 消火活動

地震による火災は同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数の不足、消防車等の通行障害の発生等が想定され、その際にはすべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、中部上北広域事業組合消防本部消防長は、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼阻止線を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

## 4. 救急・救助活動

災害によっては広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、中部上北広域事業組合消防本部消防長は、医療機関、(一社)上十三医師会、日本赤十字社青森県支部、七戸警察署と協力し、 適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

## 5. 町消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、実践的な訓練等を通じた人的救助活動等の支援等具体的対策等については、町消防計画による。

## 6. 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。また、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

### 第10節 水防

地震の発生に伴い二次的に発生する洪水、浸水による被害の軽減を図るため、以下のとおり水防活動を行うものとする。

#### 1. 実施責任者

災害時における水防活動は、水防管理者(町長)が行うものとする。

#### 2. 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、町長(水防管理者)は直ちに河川、ため池、水路等を巡視し、既往 の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たるものとする。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者及び県と連携 し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警 戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等の 指示を実施する。

## 3. 水門、樋門の操作

水門、樋門、高圧又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

#### 4. 応急復旧

河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、 必要な応急措置を講じるものとする。

## 5. 水防計画

水防計画の策定に当たっては、水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するものとする。

## 6. 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に 基づき応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

水防管理者は、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

### 第11節 救出

地震災害により生命、身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態にある者の救出または捜索を 実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

#### 1. 実施責任者

災対法その他法令に定められた応急対策実施責任者は勿論、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行うものとする。

#### (1) 町及び消防機関

災害により救出を要する事態が発生した場合は、町及び消防機関は、七戸警察署その他の関係機 関と連絡を密にしながら救出を実施する。

#### 2. 救出方法

- (1) 陸上における救出
  - ア. 町職員、警察官、消防機関、地区住民等により救出隊を編成する。
  - イ. 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の収容状況その 他の情報収集を行う。
  - ウ. 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。
  - エ. 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、 知事に対し県防災へリコプターの運航要請及び自衛隊への災害派遣要請の要求を行うほか、町内 土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期するものとする。
  - オ. 救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。
  - カ. 被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送するものとする。
  - キ. 消防機関は、衛生班(保健福祉課)の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図る。

#### 3. 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

#### 4. 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内(4日以後は遺体の捜索として扱う。)に完了するものとする。

ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

# 5. 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った 者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報するものとする。

機関名	担当課	所 在 地	電 話	備考
七戸町役場	総務課	森ノ上131-4	68-2111	
中央消防署	警 防 課	荒熊内159-4	62-3141	119番
七戸警察署	警 備 課	大沢57-49	62-3101	110番

# 6. 救出資機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町長が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達するものとする。

#### 7. 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ緊急消防援助隊による応援及び自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

また、町及び県は、自衛隊等の救援活動を容易にするため、救援活動の活動拠点として提供する公園、グラウンド等を自衛隊の指定部隊長等とあらかじめ協議し、候補地を指定するとともに、状況の変化に応じた情報の更新を行う。

町は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、 設備、人員等について県と意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用 により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

# 8. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

### 第12節 食料供給

地震災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、以下のとおり必要な米穀等の調達及び炊き出し、その他の食品の供給(備蓄食品の供給を含む。)措置を講じるものとする。

#### 1. 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料の供給、供給のための調達等は、備蓄状況を考慮し、町長が行うものとする。

- (1) 米穀の確保・調達
- (2) その他の食品の確保・調達
- (3) 炊き出し及びその他の食品の供給(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長が実施する)。

#### 2. 食料の確保

(1)調達担当

調達担当は、農林班(農林課)とする。

- (2) 食料の確保
  - ア. 町長は、住民が各家庭や職場で、平常時から「最低3日分、推奨1週間分」の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、集落会等を通じて啓発する。
  - イ. 住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や柔らかい食品など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。
  - ウ. 流通備蓄の実効性を確保するため、公共的団体等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。
- (3) 米穀の調達
  - ア. 応急用食料等を調達する場合
  - (ア) 町長は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。
  - (イ) 災害地が交通・通信の途絶によって相当期間孤立し、町長が知事の指示を受けられない場合は、次により政府米を調達する。
    - a 町長は、直接東北農政局青森県拠点に対して緊急引渡しを文書により要請し調達する。
    - b 町長は、上記 a により調達したときは、連絡がつき次第速やかに知事に報告する。
  - イ. 米穀の届出事業者から直接購入する場合

町長は、町内の届出事業者への米穀を供給しているルートが災害により断たれたときは、東北 農政局青森県拠点に対し、新たな供給ルートが確保されるよう要請する。

- ウ. 米穀の調達先、調達可能数量等は、次のとおりである。
- (ア) 米穀小売業者

#### [七戸地区]

調達先	所 在 地	電話	調達可能数量	備考
(株)小原商事	海内14-12	ı	600kg	

調達先	所 在 地	電話	調達可能数量	備考
(株)米万商店	笊田34-1	62-5121	600kg	

#### [天間林地区]

調達先	所 在 地	電 話	調達可能数量	備考
ゆうき青森農協天間林支店	森ノ上198	68-3131	1,500kg	
(有)東日本物流	森ノ上130-35	68-3563	1,500kg	

#### (イ) 政府指定倉庫等

#### [七戸地区]

調達先	所 在 地	電 話	収 容 力	備考
十和田おいらせ農協七戸支店	笊田川久保7-5	62-2195	40,200袋	

#### [天間林地区]

調達先	所 在 地	電 話	収 容 力	備考
ゆうき青森農協天間林支店	森ノ上198	68-3131	102,000袋	

#### (4) その他の食品及び調味料の調達

町長は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア. パン、おにぎり、即席めん等の調達

町長は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

要請により、知事が農林水産省に出荷要請を行い、農林水産省は調達可能量を緊急に調査し、最も効率的に供給を行える企業団体等を選定し、出荷を要請する。

#### イ. 副食、調味料の調達

町長は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求めるものとし、地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

要請により、知事は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達するものとし、さらに必要に応じて指定地方公共機関に要請して調達し、町に供給する。

- ウ. 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。
- (ア) 副食等調達並びにうどん麺類等製造所等

# [七戸地区]

調達及び製造先	所 在 地	電 話	備 考
イオン七戸十和田駅前店	荒熊内67-990	60-1777	
野田食品街	七戸246	62-2138	
㈱スーパーカケモ七戸店	笊田川久保16-2	60-1215	
マエダストア七戸店	七戸町笊田81-2	27-1500	

## [天間林地区]

調達及び製造先	所 在 地	電話	備 考
ゆうき青森農協天間林支店	森ノ上198	68-3131	

#### (イ) インスタント食品調達先

# [七戸地区]

調達及び製造先	所 在 地	電 話	備 考
イオン七戸十和田駅前店	荒熊内67-990	60-1777	
野田食品侑	七戸246	62-2138	

調達及び製造先	所 在 地	電 話	備 考
㈱スーパーカケモ七戸店	笊田川久保16-2	60-1215	
薬王堂青森七戸店	笊田川久保18	62-3344	
コメリ七戸店	笊田78-1	60-8221	

#### [天間林地区]

調達及び製造先	所 在 地	電話	備 考
ゆうき青森農協天間林支店	森ノ上198	68-3131	
薬王堂青森天間林店	森ノ上130-44	51-0231	
サンデーホームマート天間 林支店	道ノ上67-2	69-1335	

#### (ウ)調達、救援食料の集積場所

調達食料及び救援食料の集積場所は、次のとおりである。

#### [七戸地区]

施設名	所在地	管理者	電 話	施設概況	対象区域	備考
柏葉館	七戸22-8	支所長	62-6661	鉄筋コンクリ2階建て	全域	

# [天間林地区]

施設名	所在地	管理者	電 話	施設概況	対象区域	備考
中央公民館	森ノ上210	館長	68-2920	鉄筋コンクリ2階建て	全域	

# 3. 炊き出し及びその他の食品の供給

#### (1) 炊き出し担当

- ア. 炊き出し担当は福祉班(介護高齢課)とする。
- イ. 炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。

# (2) 供給対象者

炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。

- ア. 指定避難所に収容された者
- イ. 住家の被害が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水等であって炊事ができない者
- (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を 対象とする。
- (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
- ウ. 被害を受け一時縁故先に避難する者
- (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
- (イ)被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
- エ. 旅人、一般家庭の来訪者、列車の旅客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者 なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講じる場合は対象としない。
- オ. 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

# (3) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

指定避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量(1歳以上、

#### 1人1日当たり)

- ・エネルギー 1,800~2,200kcal
- ・たんぱく質 55g

・ビタミンB1 0.9mg以上、ビタミンB2 1.0mg以上、ビタミンC 80mg以上

# (4) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を 行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

# (5) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

# (6) 炊き出しの実施場所

# [七戸地区]

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	器材等の 整備状況	炊き出し実施 班 の 構 成	備考
上川目生活改善 センター	上川目·道地川目 地区	200 食	釜·食器類	福祉班等	
倉岡川目生活改善 センター	倉岡川目地区	200 食	JJ	JJ	
就業改善センター	町内全域	1,000食	"	"	
南公民館	町内全域	200 食	"	"	

# [天間林地区]

実 施 場 所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	器材等の 整備状況	炊き出し実施 班 の 構 成	備考
中部上北学校給食センター	町内全域	6,000食	釜、食器類	福祉班等	
七 戸 町 中 央 公 民 館	森ノ上地区	500食	IJ	JJ	
七 戸 町 ふ れ あいセンター	中野地区	1,000食	IJ	JJ	
坪地区農産物加工等施設	坪地区	500食	IJ	JJ	
听 集 会 所	<b>哘地区</b>	200食	IJ	IJ	
七 戸 町 農 村環境改善センター	天間舘地区	200食	IJ	JJ	
榎林地区農産分 加 工 等 施 設	榎林地区	500食	IJ	JJ	
四ヶ村集会所	四ヶ村地区	200食	11	JJ	·
李沢集会所	李沢、甲田地区	200食	11	<i>II</i>	
白 石 集 会 所	白石地区	200食	11	11	

# (7) 炊き出しの協力団体

炊き出しは、必要に応じ次の協力団体に協力を求めるものとする。

団 体 名	代表責任者	会員数	所 在 地	連絡方法	備考
日赤七戸奉仕団	盛田 惠津子	91	立野頭139-1(七戸町社会 福祉協議会)	62-6790	
日赤天間林奉仕 団	向中野 暢子	44	立野頭139-1(七戸町社会 福祉協議会)	62-6790	
七戸町食生活改 善推進員協議会	道地 早苗	47	森ノ上359-5(保健福祉課)	68-4631	

(令和4年4月1日現在)

# 4. 救援食料の配分方法

# (1)配分担当等

- ア. 食料品の配分担当は住民班(町民課)とする。
- イ. 住民班の構成は次のとおりとする。

集積場所	班 長	班 員	備考
柏葉館	1名	4名	
中央公民館	1名	4名	

#### (2) 配分要領

町長は、指定避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

なお、健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、栄養バランスを考慮した配分についても必要に応じて行う事とする。

- ア. 炊き出しは、指定避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。
- イ. 炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、日赤奉仕団、食生活改善推進 員協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。
- ウ. 避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料(米穀、しょう油等)と して供給することは避ける。
- エ. 避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に 人員を把握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

#### オ. 炊き出しの配分

炊き出し担当の責任者は、数量等を把握し、配分班長から一括配分を受けるものとする。炊き 出し担当の責任者が被災者に配分する際は、受給者名を記録し、適切な配分を期するものとする。

カ. 個人に対する配分

配分班長は、受給者名を記録するとともに、行政連絡員等を通じ配分するものとする。

キ. 応急対策従事者に対する配分

配分班長は、各応急対策従事者の責任者に対し、所要数量を配分するものとする。

# 5. 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣を含め応援を要請する。

# 第13節 給水

地震災害により水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水を確保できない者に対し、給水するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

# 1. 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行うものとする。(災害救助法が適用された場合は知事及び 知事から委任された町長)

# 2. 飲料水の確保及び給水

#### (1) 給水担当

給水担当は上水道班(上下水道課)とする。

#### (2) 給水対象及び給水量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、1人1日3リットル程度の飲料水を供給する。

なお、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等、継続して多量の給水を必要とする 施設への給水確保について配慮する。

#### (3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

#### (4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

- ア. 消火栓を使用できるところでは、これを給水所とする。
- イ. 配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。
- ウ. 配水池を緊急遮断し、給水車等を使用して給水する。

### 3. 給水資器材の調達等

被災者に対する飲料水及び浄水薬品等は、次により確保するものとする。

### (1) 給水資器材の調達

- ア. 地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保するものとする。
- イ. 地域内所在の給水資器材は、次のとおりである。

種類 所有者	給能	水 タ 力	' ン 数	ク 量	浄	水	薬	品	連	絡	先	備	考
町水道事業所		1 m³×	2基			E塩素暦 3 m³×	酸ナトリワ 1 個	ウム	62	2-21	11		

#### (2) 水源

飲料水として適当な水源は、次のとおりである。

施設名	設備	備考
作田川水源取水口	計画取水量2,640㎡/日	深山国有林518林班
七戸浄水場	高区配水池No.1 容量100 m3	鶴児平1内
計画配水量2,400㎡/日	高区配水池No.2 容量400 m³	(国内グロード・1 P )
低区配水地	低区配水地 容量800 m3	鶴児平199
鶴児平ポンプ場 計画配水量1 200㎡/月	深井戸	鶴児平1-108
_	作田川水源取水口 七戸浄水場 計画配水量2,400㎡/日 低区配水地	作田川水源取水口 計画取水量2,640㎡/日 七戸浄水場 高区配水池No.1 容量100㎡ 計画配水量2,400㎡/日 高区配水池No.2 容量400㎡ 低区配水地 低区配水地 容量800㎡ 鶴児平ポンプ場 深北戸

水道区分	施設名	設 備	備考
	見町配水場 計画配水量1,500㎡/日	見町配水地 容量640 m³	鶴児平56-42
	小坪川水源取水口	計画取水量2,510㎡/日	天間舘国有林1412林班
	伏流水浅井戸	計画取水量1,000㎡/日	天間舘国有林1412林班
天間林上水道 計画配水量3,940㎡/日	天間林第1浄水場 計画配水量3,910㎡/日	配水地No.1 容量750㎡ 配水地No.2 容量1,000㎡	五庵ノ下226-4
	天間林第2浄水場 計画配水量750㎡/日	配水地(高架タンク) 容量540㎡	鉢森平181-266
荒屋・上川目簡易水道 計画配水量845㎡/日	野々上浄水場 計画配水量845㎡/日	浄水池 容量36㎡	渡ノ上71-24
計画部/大重845M/日	鷹ノ巣配水地	配水地 容量290 m³	槻木沢49-109
倉岡簡易水道 計画配水量217㎡/日	七戸浄水場から受水(配水)		鶴児平1内

# 4. 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図るものとする。

# (1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、保有する資材で対応するものとするが、必要と認めるときは、近隣事業所または知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

- (2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。
  - ア. 断水の状況及び給水場所の広報
  - イ. 取水、貯水、導水、浄水、送水、及び配水施設の復旧工事

# 5. 応援協力関係

- (1) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材の確保について水道災害相互応援協定に基づき、県(健康福祉部長)へ応援を要請する。
- (2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

# 6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第14節 応急住宅供給

地震災害のため住宅に被害を受け、自らの資力により住宅を得ることができない者及び被害住家の 応急修繕をすることができない者を救済するため、以下のとおり応急仮設住宅の設置若しくは借上げ 又は被害住家の応急修理を行うものとする。

# 1. 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設若しくは借上げ又は被害住家の応急修繕は、町長が行うものと する。(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長)

# 2. 応急仮設住宅の建設及び供与

# (1)建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した 建設予定地リスト等から次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

- ア. 二次災害の発生のおそれのない場所
- イ. 飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所
- ウ. 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- エ. 被災者の生業の見通しがたつ場所

### (2) 建設方法

応急仮設住宅の設計書等は、あらかじめ基本となるものを町で作成しておき、工事は建設業者に 請負わせて、災害発生の日から遅くとも20日以内に着工し、速やかに建設するものとする。

#### (3) 供与

### ア. 対象者

災害により、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住宅を得ることができない者とする。

なお、具体的な入居対象者は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産がない失業者
- (ウ) 特定の資産がない寡婦、母子世帯、高齢者、身体障がい者世帯及び傷病者等
- (エ) 特定の資産がない勤労者、中小企業者
- (オ) 前各号に準じる経済的弱者

ただし、離れ屋あるいは居住可能な倉庫等が残存している場合は対象外とする。

### イ. 規模

規模は、一戸当たり29.7㎡を基準とする。

#### (4) 入居者の選考

入居者の選考に当たっては、民生委員・児童委員等の意見を聞き、被災者の資力、その他の生活 条件を十分調査のうえ決定する。また、災害時要援護者については、優先的に入居できるよう配慮 する。

なお、入居者には、本制度の趣旨を十分認識させるとともに、「応急仮設住宅使用貸借契約書」 を締結させる。

### (5) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、 入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めと する生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、家庭動物の受入や、応急仮設 住宅における福祉仮設住宅の設置に配慮する。

### (6) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設 に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

#### (7)貸与期間及び終了後の処分

応急仮設住宅として被災者に貸与する期間は、建築工事完了の日から2年以内とし、その目的が 達成されたときは処分する。

# 3. 住宅の応急修理

被災しながらも応急対策すれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急修理を推進する。

### (1) 対象者

災害により、住家が半壊(半焼)し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

なお、具体的な応急修理の対象者は、上記2の応急仮設住宅の設置要領(3)と同様とする。

#### (2) 応急修理の方法

ア. 応急修理は、建設業者に請負わせて行う。

イ. 応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常欠くことのできない部分に限るものとする。

# (3) 応急修繕期間

災害発生から1か月以内とする。

# 4. 建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建築等は、建設班(建設課)が担当し、契約方式は、リース方式(賃貸借契約)又は買取り方式(売買契約)とする。なお、緊急に必要なものについては、地方自治法上、随意契約が認められている。

#### (2) 建築資材の調達

関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

### (3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅等の建設に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努めるものとする。

名 称	代 表	電話番号	技術者等人員数	備考
七戸町建設業協同組合	田中 秀治	62-6501	-人	
七戸地区連合大工組合	鳥谷部 松男	68-2707	28人	

# (4) 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

# 5. 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設若しくは借上げまたは被害住家の応急修理が困難な場合、これらの実施またはこれに要する人員及び建築資材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援 に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

# 6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第15節 遺体の捜索、処理、埋火葬

被災地の住民が地震災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推 定される場合、以下のとおり捜索並びに遺体の処理及び応急的な埋火葬を行うものとする。

### 1. 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の捜索は、町長(災害救助法が適用された場合は知事)が行うものとする。
- (2) 災害時における遺体の処理は、警察官の協力を得て、町長(災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長)が行うものとする。
- (3) 災害時における遺体の応急埋火葬は、町長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長)が行うものとする。

### 2. 遺体の捜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者 ア. 行方不明の状態になってから相当の期間を経過している場合

- イ. 災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の指定避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合
- ウ. 災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合
- (2)遺体の捜索の方法

遺体の捜索は、町職員、警察官、消防吏員、消防団員等により捜索班を編成し、実施する。 なお、遺体の捜索に際しては、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係の医療機関と緊密 な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の捜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア. 実施責任者
- イ. 遺体発見者
- ウ. 捜索年月日
- 工. 捜索地域
- オ. 捜索用資機材の使用状況(借上関係内容を含む。)
- カ. 費用

# 3. 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準じる。

- (2)遺体の処理の方法
  - ア. 七戸警察署は、医師等の協力を得て、遺体の検視・遺体調査、身元確認等を行う。
  - イ. 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。
  - ウ. 町は、大規模災害時に、多数の遺体が発生する事態に備えて、町は、県及び県警察と連携し、 多数の遺体の検視及び一時保管が可能なイベント施設、公民館、体育館又は廃校等の屋内施設の 確保に努める。

町は、遺体の身元確認又は埋火葬が行われるまでの間、当該屋内施設に遺体を一時保管するものとする。

エ. 一時保存所の設置予定場所を次のとおり定めておくものとする。

#### [七戸地区]

	施設	名	管 理 者	電話番号	所在地	施設概況	収容能力	備	考
青	岩	寺	青山 晃淳	62-3222	町7		30		
瑞	龍	寺	蒔田 益宗	62-2040	後川原61		30		
金	剛	寺	苫米地 亮宣	62-2264	海内22		30		

#### [天間林地区]

	施設	名	管 理 者	電話番号	所在地	施設概況	収容能力	備考	
正	洞	院	葛原 隆男	68-2102	森ノ上54-2		30		
長	昌	寺	菊池 龍達	68-4275	鉢森平156-3		30		
_	乗	寺	鳥谷部 隆祥	68-4421	森ケ沢165-1		30		

#### (3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- ア. 実施責任者
- イ. 死亡年月日
- ウ. 死亡原因
- エ. 遺体発見場所及び日時
- オ. 死亡者及び遺族の住所氏名
- カ. 洗浄等の処理状況
- キ. 一時収容場所及び収容期間
- ク. 費用

# 4. 遺体の埋火葬

# (1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、概ね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

- ア. 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき
- イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき
- ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ 等が入手できないとき
- エ. 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難である とき

# (2) 死体の埋火葬の方法

- ア. 埋火葬の程度は応急仮葬であり、埋火葬に必要な物資の支給及び納骨等の役務の提供によって 実施するものとする。
- イ. 埋火葬は、原則として火葬とする。
- ウ. 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂または寺院に一時的保管し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ ものとする。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

エ. 埋火葬及び埋蔵予定場所は、次のとおり定めておくものとする。

# (ア) 火葬場

名 称	所 在 地	管理者	電話	1日処理 能力	使用 燃料	備考
公立中部上北斎場	太田103-1	七戸町長	62-2555	8体	灯油	

# (イ) 埋蔵予定場所

# [七戸地区]

	施設名		管 理 者	電話番号	所在地	埋葬可能人員	施設概況	備考
七	戸 霊	遠	庶務課長	62-2111	倉越66-1	200		
青	岩	寺	青山 晃淳	62-3222	町7	30		
瑞	龍	寺	蒔田 益宗	62-2040	後川原61	30		
金	岡川	寺	苫米地 亮宣	62-2264	海内22	30		

# [天間林地区]

	施設	: 名	管 理 者	電話番号	所在地	埋葬可能人員	施設概況	備考
正	洞	院	葛原 隆男	68-2102	森ノ上54-2	30		
長	昌	寺	菊池 龍達	68-4275	鉢森平156−3	30		
_	乗	寺	鳥谷部 隆祥	68-4421	森ケ沢165-1	30		

# 才. 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておくものとする。

- (ア) 実施責任者
- (イ) 埋火葬年月日
- (ウ) 死亡者の住所、氏名
- (エ) 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係
- (オ) 埋火葬品等の支給状況
- (カ)費用

# 5. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内の期間で実施する。

# 6. 費用

遺体の捜索、処理及び埋火葬に要する費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

# 7. 応援協力関係

町長は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の捜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へあっせんを依頼する。

# 8. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第16節 障害物除去

地震災害により土石、竹木等が住家またはその周辺に運ばれ、または道路等に堆積した場合、また、 道路上に大量の放置車両や立ち往生車両が発生した場合、被災者の保護、災害の拡大防止及び緊急通 行車両の通行の確保のため、以下のとおり障害物を除去するものとする。

# 1. 実施責任者

(1) 住居等の障害物の除去は、町長が行うものとする。

町長(災害救助法が適用された場合は知事)から要求があったとき又は緊急の必要があり現場に 町職員がいないときは、警察官が行うものとする。

(2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行うものとする。

# 2. 障害物の除去

(1) 住居等における障害物の除去

#### ア. 対象者

災害により、住家等が半壊(焼)又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない 部分または玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自 らの資力では当該障害物を除去することができない者

#### イ. 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、または土木建築業者等の協力を得て速 やかに行う。
- (イ)除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要欠くことのできない場所に運びこまれた 障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

### ウ. 実施期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

### 工.費用

災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

オ. 障害物除去班の編成

障害物除去班は、次のとおり編成するものとする。

班長、運転手、機械操作員、土木技術者、作業員(消防団員を含む。)10名(1班編成)

(2) 道路に堆積された障害物

道路、河川、鉄道における障害物の除去は、次により行う。

- ア. 道路及び河川における障害物の除去
- (ア) 道路の障害物における除去は、 当該道路の管理者が行い、 交通の確保を図る。ただし、国 土交通大臣が指定した重要物流道路及び代替・補完路となっている道路については、当該道路 の管理者が必要に応じて国へ交通の確保のための支援を要求する。
- (イ) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合であって、緊急通行車両の通行 を確保するために緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転 者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。
- (ウ) 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

- (エ) 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。
- イ. 鉄道における障害物の除去

鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

# 3. 除去した障害物の処理

町長は、除去した障害物について次のとおり処理するものとする。

(1) 除去した障害物の集積場所は次のとおりである。

集	漬 :	地	所	在	地	電話番号	収容能力	管理者	備	考
中部上北環	境衛生	三管理								
事	務所		鉢森平	185-4		0175-63-4429	48, 000 m³	所 長		
中部上北:	最終処	分場								

# (2) 工作物等の保管

除去した工作物等で、所有者等に返還する必要があると認められるものについては、必要な手続きをし、保管するものとする。

### 4. 資機材等の調達

町長は、障害物の除去に必要な機械、器具等の確保を図るものとする。

(1) 障害物の除去に必要な機械、器具は、町所有のもののほか、町内の業者等から借上げるものとする。

ただし、不足する場合については、知事又は隣接市町長の応援を求めるものとする。

- (2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、機械、器具に併せて確保するものとする。 作業要員の確保は、第4章第21節「労務供給」による。
- (3) 障害物の除去に要する機械、器具等の現有状況は、次のとおりである。

所	属の名	3称	保 管 先	電話番号	車 種 等	台 数	備考
					大型自動車	5	
					中型自動車	4	
財	政	課	役場車庫外	68-2117	普通自動車	7	
					小型自動車	3	
					小型貨物	1	
					普通自動車	2	
					ダンプトラック	4	7 t: 3台、2 t: 1台
建	設	課	役場車庫外	62-6244	ドーザ	7	内ショベル3台
	収	ɪ木	仅物中與介	02-0244	グレーダ	3	
					特殊車	5	
					(ロータリー車)	J	

※車種区分は道交法より 平成25年2月18日現在

# 5. 応援協力関係

町は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、県へ障害物の除去の実施またはこれに必要な 人員及び資機材について、 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に 要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建

設業者等との協定の締結に努める。

# 6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与

地震災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品(以下「生活必需品」という。)をそう失、またはき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対し、給(貸)与するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

# 1. 実施責任者

被災者に対する生活必需品等の給与、貸与及び調達は、町長(災害救助法が適用された場合または 災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱(以下「法外援護」という。)の適用基準に達した場合は知 事及び知事から委託を受けた町長)が行うものとする。

### 2. 確保 調達

#### (1)調達担当

調達担当は、福祉班(介護高齢課)とする。

#### (2) 確保

- ア. 町は、住民が各家庭や職場で、平常時から「最低3日分、推奨1週間分」の生活必需品を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、集落会等を通じて啓発する。
- イ. 町は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄 に努める。
- ウ. 町は、流通在庫備蓄を確保するため、公共的団体等との間で災害時の生活必需品の調達に関する協定の締結を推進するなどの実効性の確保を図る。
- エ. 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うなど、速やかな物資調達のための準備に努める。

#### (3)調達

町内の災害時応援協定締結業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、指定避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

調達先及び調達可能数量は、おおむね次のとおりとする。

### [七戸地区]

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
食料・衣服	イオン七戸十和田駅前店	荒熊内67-990	60-1777	必要に応じ必要量調達
食 料	野田食品侑	七戸246	62-2138	"
"	㈱スーパーカケモ七戸店	笊田川久保16-2	60-1215	JJ
"	マエダストア七戸店	七戸町笊田81-2	27-1500	JJ
衣服	トダイ呉服店	七戸320	62-2216	11
日用品	かんぶんホームセンター 七戸店	笊田19-7	62-3300	,,
日用品・食 料	薬王堂青森七戸店	笊田川久保18	62-3344	n.
日用品	コメリ七戸店	笊田78-1	60-8221	JJ

# [天間林地区]

品名	調達先	所在地	電話番号	備考
日用品	あぐりサービス㈱	森ノ上198	68-3700	必要に応じ必要量調達
IJ.	ささき薬品	森ノ上206-6	68-2068	II .
日用品・食 料	薬王堂青森天間林店	森ノ上130-44	51-0231	IJ
IJ	サンデーホームマート天 間林支店	道ノ上67-2	69-1335	IJ

# (4) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

#### [七戸地区]

施設名	所在地	管理者	電 話	施設概況	対象区域	備考
柏葉館	七戸22-8	館長	62-6661	鉄筋コンクリ2階建て	全域	

#### [天間林地区]

施設名	所在地	管理者	電話	施設概況	対象区域	備考
中央公民館	森ノ上210	館長	68-2920	鉄筋コンクリ2階建て	全域	

# 3. 給(貸)与要領

(1)給(貸)与対象者

住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)及び床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活 必需品をそう失し、又は破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者とする。

(2) 給(貸) 与の対象として認められる品目

災害のため供給する生活必需品は、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化する事を踏まえ、時宜を得た物資の調 達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被 災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、避難所及び応急仮説住宅の暑さ寒さ 対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

- ア. 寝具
- イ. 外衣
- ウ. 肌着
- エ. 身の回り品
- 才. 炊事道具
- 力. 食器
- キ. 日用品
- ク. 光熱材料
- ケ. 高齢者、障がい者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材
- (3)期間

災害発生の日から原則として10日以内とする。

# 4. 配分方法

- (1)配分担当等
  - ア. 配分担当は、福祉班(介護高齢課)とする。

イ. 福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 1名 協力員 5名

#### (2) 配分方法

- ア. 福祉班長は、避難者の数の確認、避難者名簿の作成等を行い、生活必需品を給与又は貸与する 必要があると認める被災者を調査し、救助物資配分計画を作成するものとする。
- イ.物資管理者は、救助物資配分計画により、各地区協力員の協力を得て、被災者に配分し、受領 書を徴するものとする。
- ウ. 救助物資配分計画は、次の事項を明確にするものとする。
- (ア) 必要とする被災者数(世帯人員ごととする。)
- (イ) 品名、数量
- (ウ) 受払数量

# 5. 応援協力関係

町長は、備蓄物資の状況等を踏まえ、自ら生活必需品の給(貸)与の実施が困難な場合、県へ生活必需品の給(貸)与の実施またはこれに要する人員及び生活必需品の調達等について、 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

# 6. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。 なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

# 第18節 医療、助産及び保健

地震災害により医療、 助産及び保健機構が混乱し、 被災地の外国人住民・訪日外国人旅行者を含む住民が医療または助産等の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合、以下のとおり医療、助産及び保健措置を講じるものとする。

# 1. 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健応急措置は、関係機関の協力を得て町長(災害救助法が適用された場合、知事及び知事の委託を受けた日本赤十宇社青森県支部長並びに知事から委任された町長)が行うものとする。

### 2. 救護班の編成

- (1) 医療、助産及び保健の実施は、災害の状況に応じ、被災者に対する医療、助産及び保健を実施する ため、医療機関の協力を得て、医師1名、看護師2名、保健師2名、事務員2名の救護班を編成し行 うものとするが、緊急を要する場合は、最寄りの病院等に移送し、行うものとする。また、救護班の 数及び分担区域については、災害の程度に応じて町長が決定する。
- (2) 救護班は、その使用する医薬品、衛生材料等を携行するものとする。
- (3) 町救護班で不足の場合は、県等の応援を要請するものとし、その場合においては、町医療救護班を包含し編成するものとする。

# 3. 救護所の設置

救護班による医療救護を実施するときは、必要に応じ救護所を設置するものとする。 救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

#### [七戸地区]

設置	設置予定施設名		所 在 地	受入能力	施設状況	備考
柏	葉	館	七戸22-1	100人	鉄筋コンクリ2階建て	

### [天間林地区]

設置予定施設名	所 在 地	受入能力	施設状況	備考
天間林保健センター	森ノ上359-5	100人	鉄筋コンクリ2階建て	

# 4. 医療、助産及び保健の実施

- (1) 対象者
  - ア. 医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
  - イ. 助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
  - ウ. 保健の対象者
  - (ア) 災害のため避難した者で、指定避難所における環境不良等により健康を害した者
  - (イ)健康回復のため、適切な処置等が必要な者
  - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
  - (エ) 指定避難所における栄養の偏りにより健康状態の悪化がみられる者
- (2) 範囲
  - ア. 診察
  - イ. 薬剤又は治療材料の支給

- ウ. 処置手術その他治療及び施術
- エ. 病院、診療所又は介護老人保健施設への入院、入所
- 才. 看護、介護
- カ. 助産 (分べん介助等)
- キ. 健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク. 栄養相談指導

# (3) 実施方法

# ア. 医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタッグを有効に活用しながら負傷程度を 識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院 又は診療所に移送して治療する。また、寝たきり老人等については、医師の判断により介護老人 保健施設に移送して看護・介護する。

#### イ.助産

上記アに準じる。

#### ウ. 保健

原則として救護班により、巡回保健活動に当たるものとするが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所又は病院若しくは診療所に移送する。

# (4)期間

# ア. 医療

災害発生の日から原則として14日以内とする。

# イ. 助産

分べんした日から原則として7日以内とする。

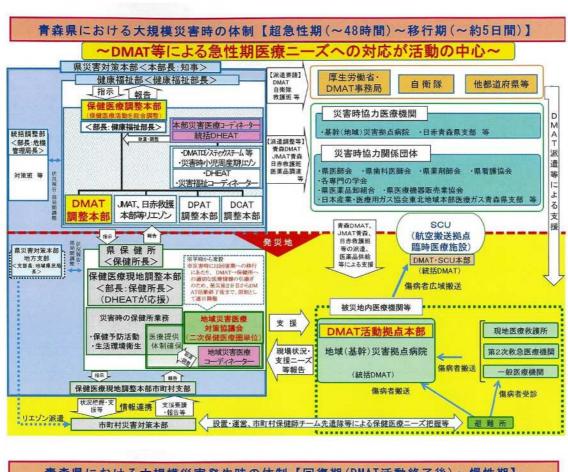
#### ウ. 保健

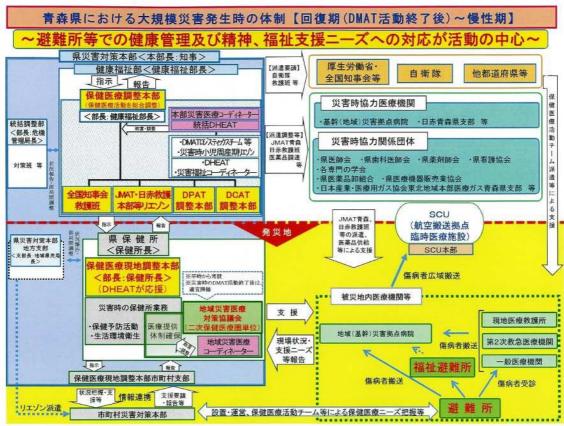
保健を必要とした日から、随時

# (5) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所

フェーズ	活動の中心	主な活動場所
超急性期(48 時間迄) ~ 移行期(約5日間迄)	急性期医療ニーズへの対応	DMAT 活動拠点本部 (災害拠点病院等)
回復期~慢性期	避難所等で高まる保健、医療 及び福祉分野等の支援ニーズ への対応	・指定避難所 ・福祉避難所

(6) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及び主な活動場所





# 5. 医薬品等の調達及び供給

(1) 医療及び助産の実施のため必要な医薬品、衛生材料等が不足する場合は、医療救護班(保健福祉課)において、町内の次の関係業者から調達するものとする。

# [七戸地区]

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量	備考
	// 11.46	电加油力	救急医薬品	INHI 75
薬王堂青森七戸店	笊田川久保18	62-3344	必要に応じ必要量調達	
下田薬局	七戸56-1	62-6767	必要に応じ必要量調達	
七戸調剤薬局	寺裏32	62-6850	必要に応じ必要量調達	
ワカバ調剤薬局七戸 店	影津内98-25	62-3973	必要に応じ必要量調達	
イオン薬局七戸十和 田店	荒熊内67-990	60-1777	必要に応じ必要量調達	

#### [天間林地区]

調達先	所在地	電話番号	品目別調達可能数量	備考
前 连 元	別狂地	电前笛万	救急医薬品	畑 与
薬王堂青森天間林店	森ノ上130-44	51-0231	必要に応じ必要量調達	
天馬薬局	道ノ上63-3	69-1011	必要に応じ必要量調達	

(2) 町内において医薬品、衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町に対し、調達あっせんを要請するものとする。

# 6. 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第20節「輸送対策」による。

# 7. 医療機関等の状況

町内の医療機関の状況は、次のとおりである。

なお、町長及び医療機関は、災害時に医療施設等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、住民に周知を図る。

# [七戸地区]

施設名	所 在 地	電話番号	診療科目	医師数	病床数	施設の状況
公立七戸病院	影津内98-1	62-2105	内・小・外・整・ 皮・眼・耳・理	11	160	自家発電有
しちのへ内科クリ ニック	荒熊内212-1	58-6868	内・精神	1	0	自家発電無

# [天間林地区]

施設名	所 在 地	電話番号	診療科目	医師数	病床数	施設の状況
工藤医院	道ノ上63-4	68-2666	内	2	19	自家発電無

# 8. 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ自衛隊の派遣(助産を除く)や、必要に応じて災害派遣医療チーム(DMAT)や災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を含め応援を要請する。

また、町は、救護班等の指揮及び救護班等の支援に関する必要な情報について、町を応援する県保 健医療現地調整本部員等と情報連携することとし、県は、県保健医療現地調整本部員等が収集した被 災者の健康管理に関するニーズ等の情報の整理及び分析を行い、救護班等の指揮及び救護班等の支援 に関する必要な調整について県保健医療現地調整本部及び県保健医療調整本部にて行うこととする。

町は県と連携し、災害時を想定した情報の共有、整理及び分析等の保健医療活動の実施体制の整備 に努めるものとする。

# 9. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第19節 被災動物対策

地震災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置 を講じるものとする。

# 1. 実施責任者

災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を 得て町が行う。

# 2. 実施内容

県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置する。町は、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。

### (1) 指定避難所における家庭動物の適正飼養

町は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。

### (2) 特定動物の逸走対策

特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

# 3. 応急協力関係

町長は、県等から応援の要請を受けた場合、これに積極的に協力する。

# 第20節 輸送対策

地震災害時において被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、以下のとおり車両等を調達し、実施するものとする。

# 1. 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長(災害救助法が適用された場合は知事又は知事から委任を受けた町長)が行うものとする。

# 2. 輸送の実施

(1) 輸送車両等の調達

町及び防災関係機関は、 自ら所有する車両等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

- ア. 公共的団体の車両等
- イ. 運送業者等営業用の車両等
- ウ. その他の自家用車両等
- (2) 応急救助のための輸送
  - ア. 対象
  - (ア)被災者の避難輸送
  - (イ) 医療、助産及び保健に係る輸送
  - (ウ)被災者の救出に係る輸送
  - (エ) 飲料水供給に係る輸送
  - (オ) 救援物資の輸送
  - (カ)遺体の捜索及び処理に係る輸送
  - イ. 期間

各救助種目別に定められている救助期間の範囲内とする。

#### (3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、救援物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定し、県が開設する一次物資拠点(広域物資輸送拠点)、町が開設する二次物資拠点(地域内輸送拠点)を経て、各指定避難所に支援物資を届ける輸送ネットワークを形成するため、道路、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、体育館、道の駅等の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設等を把握しておく。

なお、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用い、 あらかじめ登録されている一次物資拠点を速やかに開設できるよう、施設の管理者の連絡先や開設 手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努める。

- ア. 車両による輸送
- イ. 鉄道による輸送
- ウ. 航空機による輸送
- エ. 人夫等による輸送
- (4) 緊急通行車両として事前届出した車両の活用
  - ア. 緊急通行車両の確認

町の防災関係車両が、災害対策基本法第76条第1項に基づいて通行の禁止又は制限した道路を通行しようとする場合、知事又は公安委員会に申出て、緊急通行車両であることの確認を受け、緊急通行車両の標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けて通行することができる。

# イ. 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時において応急対策を的確かつ円滑に行うため、緊急通行車両として使用が予定される車両について、公安委員会に予め届出しておくことができる。

# 緊急通行車両として事前届出した車両の保有状況

管理主管課	No. (登録番号)	保管場所	車両	台数
総務課		影津内63-1外	消防ポンプ車	13
"	八戸800さ4020	森ノ上131-4	ランクルプラド	1
上下水道課	八戸800さ8953	七戸31-2	パジェロ	1
"	八戸800さ8953	IJ	ハイラックス	1

# 3. 輸送力の配分

- (1) 輸送力の配分担当は、庶務班(総務課)とする。
- (2)配分方法
  - ア. 災害応急対策の実施担当責任者は、必要な輸送力の目的、種類、数量等の必要な事項を明らかにし、庶務班長に輸送力供給の要請を行うものとする。
  - イ. 庶務班長は、前項の要請に基づき、調達所要数を把握し、直ちに輸送力の確保措置を講じ、配 分計画を作成し、実施担当責任者に配分するものとする。
- (3) 輸送力の確保
  - ア. 町所有車両の確保

車両等の掌握、管理は、財政班(財政課)が行うものとする。

⇒「町所有車両」は資料編参照。

## イ. 町所有以外の輸送力の確保

町所有車両により応急措置の輸送力を確保できないときは、次により町所有以外の輸送力確保 に努めるものとする。

# (ア) 自動車の確保

自動車の確保は、次の順位により確保手続をとるものとする。

a 公共的団体の自動車

#### 白動車保有状況

# [七戸地区]

名 称	所 在 地	責 任 者	電話	マイクロバス	トラック
十和田おいらせ農協七戸支店	笊田川久保7-5	代表理事組合長	62-2195	1	4

# [天間林地区]

名 称	所 在 地	責 任 者	電話	マイクロバス	トラック
ゆうき青森農協天間林支店	森ノ上198	代表理事組合長	68-3131	1	5

#### b 陸上運送業者の自動車

# 自動車保有状況

# [七戸地区]

	名		称		所 在 地	代 表 者	電 話	車両数
七	戸	貨	物	(株)	影津内38-1	石田 博也	62-2165	17
中	長	運	送	(株)	寒水41-19	中村 健	62-2097	30
七	戸 小	型	運送	(株)	豊間内36-3	井内 照男	62-2722	5
シ	ンナ	ナ	運輸	(有)	大沢57-43	新山 治三郎	62-3119	16
タ	力		ヒ	口	倉越39-24	新山 貴広	62-5955	7

# [天間林地区]

	名	禾	尔		所 在	地	代 表	き 者	電	話	車両数
(有)	市ノ	渡	建	材	森ノ下155-1		市ノ渡	正美	68-4	1576	8
甲	田	殞	Ė	材	姥沢41-4		甲田	健司	63-3	3206	5
(有)		清		和	貝塚家ノ前11-	-4	長久任	呆 勲	56-4	1881	5
(有)	築	田	木	材	舟場向川久保3	55	簗田	雅美	68-2	2508	5
(有)	丸	喜	運	輸	底田65-19		田中	しずえ	68-4	1477	11
(有)	原	幸	運	送	原久保32		西野	幸一	68-2	2030	5
(有)	十 枝	内	運	輸	森ケ沢309-1		十枝内	伸一郎	68-2	2692	8
(有)	丸	清	建	設	小又18-1		小又	益子	68-3	3178	8

(青森県トラック協会上十三支部)

# (イ) 鉄道による輸送力の確保

道路の被害等により自動車による輸送が不可能な場合等鉄道輸送が適切な場合は、鉄道事業者に要請し、輸送力を確保するものとする。

# (ウ) 航空機による輸送力の確保

陸上の一般交通が途絶した場合等、緊急に航空機による輸送が必要となったときは、第4章 第5節「自衛隊災害派遣要請」による自衛隊航空機及び海上保安部の航空機確保について知事 に要請依頼するものとする。

- a 航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにするものとする。
- (a) 航空機使用の目的及びその状況
- (b)機種及び数量
- (c)期間及び活動内容
- (d) 発着地点又は目標地点
- b ヘリコプター発着場所を次のとおり定めておくものとする。

表に「周囲の状況」を追加記載すること

# [七戸地区]

発 着 地 点	所 在 地	面積	電 話	備考
七戸運動公園サッカー場	鶴児平1-108	20, 010 m²	62-9706	

# [天間林地区]

発 着 地 点	所 在 地	面積	電話	備考
天間林運動公園野球場	森ノ上16-4	10, 000 m²	62-9706	
種苗管理センター上北農場	柳平43	45, 000 m²	68-4311	

# (エ) 人夫等による輸送の確保

人夫等による輸送に必要な労務の確保は、第4章第21節「労務供給」によるものとする。

# 4. 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。要請は、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づく応援又は知事へ 自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量(重量を含む。)
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

# 5. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第21節 労務供給

地震災害時において応急措置を迅速かつ的確に実施するため、以下のとおり必要な人員の動員及び 雇上げ、奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

# 1. 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務対策は、町長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任を受けた町長)が行うものとする。
- (2)町長は、法令の定めるところにより指定公共機関及び指定地方公共機関から労働力の確保に関し、 応援を求められた場合は、これに協力するものとする。

### 2. 労務者の雇用

- (1) 労務者の雇用の範囲
  - ア. 被災者の避難
  - イ. 医療救護における移送
  - ウ. 被災者の救出(救出する機械等を操作する場合を含む。)
  - 工. 飲料水の供給(供給する機械等を操作する場合及び浄水用医薬品等の配布に要する場合を含む。)
  - オ. 救援物資の整理、輸送及び配分
  - カ. 遺体の捜索及び処理
- (2) 労務者の雇用は、原則として野辺地公共職業安定所を通じて行うものとする。

地域内において、労務者の雇用ができない場合又は不足する場合は、知事又は他の市町村長に対し、奉仕団、ボランティア団体等の派遣あっせんを依頼するものとする。

- (3) 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにするものとする。
  - ア. 労務者の雇用を要する目的
  - イ. 作業内容
  - ウ. 所要人員
  - エ. 雇用を要する期間
  - オ. 従事する地域
  - カ. 輸送、宿泊等の方法
- (4) 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

### [七戸地区]

名 称	管 理 者	所 在 地	電話番号	収容可能人員	備考
中村旅館	中村 喜太郎	七戸236	62-6001	100人	
東八甲田温泉	田島 政義	荒熊内67-81	62-6756	100人	

# [天間林地区]

名 称	管 理 者	所 在 地	電話番号	収容可能人員	備考
天間林老人福祉センター	介護高齢課長	森ノ上16-4	68-2249	40人	福祉避難所
ふれあいセンター	生涯学習課長	中野16-1	69-1111	70人	避難所

# (5) 労務者の賃金

雇用による労務者の賃金は、町内の通常の実費とする。

# 3. 技術者等の従事命令等

災害時において応急措置を実施する上で技術者等の不足、または緊急の場合は、関係法令に基づき 従事命令または協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	実費弁償	費 用 損害補償
1	<ul> <li>災(1) のに)のに)の生項)の生項)のにうのに)の生項)のよび事急に</li> <li>急害及急す設急す掃他に</li> <li>患通他けのる緊に</li> <li>な進応関施応関清他に</li> <li>那通他けのる緊に</li> <li>の生項)ののお序す)保項</li> <li>を生拡た関める及急る、の関めの災る維項輸関他の大めすがの事びの事びの事が保す</li> <li>予規害社持</li> <li>送す災防のの事がの事が保す</li> <li>予規害社持</li> <li>送す災防のの事がのの事件け生教項設復項疫健る</li> <li>(4) のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)のに)の</li></ul>	(町長)	第71条第1項 ( # 第 72 条 第 2 項)	命令   加令	(1) 医師 (2) 保護 (2) 保護 (3) 保護 (4) 大土者 (4) 大土者 (5) 業 (6) 鉄業 道者 (7) 能の (8) 原 (8) 原 (9) 別の (10) と	交県則第11条(統一条)	<b>県施にる</b> を を を を を を を を を を を を を	災害救助法施 行 令 に 定 め
	災害救助作業 被災を 被災 で が 変 で の の は 関 す る 事 項	知事 東北運輸局 長 知事		命令	1と同じ 輸送関係者 (1)の(6)~(10)に掲 げる者 1と同じ	公用令書を 交付 1 と同じ	県施行細 則 に る 額 を 支給	
			第8条	命令		_ ,		ma to tel a day
3	災消の防の法とのでは、 ののでは、	警察 官 憲 事 で き で き で き で た た り の 自 衛 官	第65条第1項 災害対策基本法 第65条第2項 災害対策基本法 第65条第3項		町の区域内の住民又は応急措置の実施 すべき環境 にある者			町る(防係償定中従作にの条額「団るのめ、事業係定例を非員損基る消者従るめで補常員損基政防、従るめで補常負損基政防、従るめば関等害準令作水事規額め 消に補を」業防者定)
4		消防団員	第 5 項		火災の現場付近にある 者			3に同じ
5		水防管理者 水防団員 消防機関の 長	水防法第24条	従事	水防管理団体の区域内に居住する者 又は水防の現場にある者			3に同じ

# 4. 奉仕団の活用

災害応急対策を実施する際に不足する労務は、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種 団体の協力を求め、又は労務者の雇用を行い、確保を図るものとする。

# (1) 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の各種団体の協力を得て編成するものとする。

# (2) 奉仕団の従事作業

奉仕団の従事作業は次のとおりとし、労務の種別により適宜協力を求めるものとする。

- ア. 避難誘導の補助及び避難所の奉仕に関すること。
- イ. 炊き出し及び給水の奉仕に関すること。
- ウ. 救援物資支給の奉仕に関すること。
- エ. 清掃及び防疫の奉仕に関すること。
- オ. その他災害応急措置の応援に関すること。
- (3) 奉仕団の連絡調整

災害時における奉仕団の協力活動については、町長または日本赤十字社青森県支部長が連絡調整 を図る。

(4) 日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況

町内における日赤奉仕団、その他NPO・ボランティア等の現況は、次のとおりである。

団 体 名	代表責任者	会員数	所 在 地	連絡方法	備考
日赤七戸奉仕団	盛田 惠津子	33	立野頭139-1(七戸町社会 福祉協議会)	62-6790	
日赤天間林奉仕団	附田 尚子	27	立野頭139-1(七戸町社会 福祉協議会)	62-6790	
七戸町連合婦人会	天間 愛子	90	森ノ上210(中央公民館)	68-2920	

# 5. 労務の配分計画等

- (1) 労務配分担当は庶務班(総務課)とする。
- (2) 労務配分方法
  - ア. 各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、庶務班長に労務供給の要請を行うものとする。
  - イ. 庶務班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図ると ともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努めるものとする。

# 6. 応援協力関係

- (1) 職員の派遣要請及びあっせん要求
  - ア. 町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に応援を要請する。
  - イ. 町長は、要請先に適任者がいない等の場合、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。
- (2) 応援協力

町長は、応急措置を実施するための労働力が不足する場合、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

# 7. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第22節 防災ボランティア受入・支援対策

地震災害時において町の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、 防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立 するものとする。

# 1. 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受入や支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、 町長が行うものとする。

# 2. 防災ボランティアセンターの設置

町は、災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター(以下、「センター」という。)の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

## (1) センターの役割

- ア. 町災害対策本部との連絡調整を行う。
- イ.被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口(電話)等を 設置する。
- ウ. 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- エ. 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- オ. 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- カ. 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。
- キ. 指定避難所での運営支援及び救援物資の仕分・配布を行う。

# (2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等を収集し、収集した情報を整理し、その対応を行う町、県など関係機関へ情報提供する。

# (3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や 経験を有する地元NPO・ボランティア等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的 な役割や運営を任せる。

# (4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュ アル等について定めておく。

ボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、センターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

# 3. 応援協力関係

- (1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 町は、避難状況、指定避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況 の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
- (3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

# 第23節 防疫

災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未 然に防止するため、以下のとおり防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

# 1. 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置は、関係機関の協力を得て、町長が行うものとする。

### 2. 災害防疫実施要綱

#### (1) 防疫班の編成

衛生班(保健福祉課)は、防疫業務を実施するため、次により班を編成して感染症予防のための 防疫措置を実施するものとする。

班 名	人 員	業務内容	備考
防 疫 班 1~3班	1 班当たり 3~5名	感染症予防のた めの防疫措置	<ul><li>○班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする</li><li>○1~3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり</li></ul>

区分	構	成	備考
巨刀	班 長	班 員	/
1班	1名	3名	○収容に当たっては、特別班を編成する。
2班	1名	3名	○各班は状況に応じて共同作業を実施し、また、状況に応じて上北地域県
3 班	1名	3名	民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所)の指揮に従う。

# (2) 予防教育及び広報活動

県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図るものとする。

#### (3)消毒方法

- ア. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下この節において「法」という。)第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施するものとし、実施に当たっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」(以下この節において「規則」という。)第14条に定めるところに従って行うものとする。
- イ. 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する ものとする。
- ウ. 冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する ものとする。

# (4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施するものとし、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

# (5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講じることとし、実施に当たっては規則第16条に定めると ころに従って行うものとする。

# (6) 生活の用に供される水の供給

ア. 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用

に供される水の供給を行うものとする。

- イ. 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意するものとする。
- ウ. 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の 衛生的処理について指導を徹底するものとする。

#### (7) 患者等に対する措置

- ア. 災害地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所 電話:0176-23-4261)へ連絡するものとする。
- イ. 臨時の予防接種は、知事の指示により実施するものとする。
- ウ. 感染症指定医療機関は次のとおりである。

感染症指定医療機関	所 在 地	電 話	備考
公立七戸病院	影津内98-1	62-2105	
十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	23-5121	

# (8) 指定避難所の防疫指導等

指定避難所は、施設が応急仮設なものであり、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、防疫活動を実施するものとするが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

また、「町避難所運営マニュアル (令和3年3月策定)」の、「WⅢ 避難所運営委員会の活動 2 活動班 (3) 防疫に関する対応 (P30)」に基づき、防疫の対応を行うものとする。

### (9)報告

# ア. 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、ねずみ族、昆虫等駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所)を経由して知事に報告し、必要な指示を受けるものとする。

#### イ. 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保 健所)を経由して知事に報告するものとする。

# ウ. 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保 健所)を経由して知事に報告するものとする。

#### 工. 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保 健所)を経由して知事に報告するものとする。

### (10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておくものとする。

- ア. 被害状況報告書
- イ. 防疫活動状況の報告
- ウ. 防疫経費所要見込額調及び関係書類
- エ. 消毒方法に関する書類
- オ. ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

- カ. 生活の用に供される水の供給に関する書類
- キ. 患者台帳
- ク. 防疫作業日誌

# (11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段より整備・点検し、また、調達先についても予め定めるとともに、 備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行うものとする。

# (12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあっせんを要請する。

# [七戸地区]

調達先	所在地	電話番号	調達物品	備考
薬王堂青森七戸店	笊田川久保18	62-3344	クレゾール等	
下田薬局	七戸56-1	62-6767	JJ	
七戸調剤薬局	寺裏32	62-6850	JJ	
ワカバ調剤薬局七戸 店	影津内98-25	62-3973	II	
イオン薬局七戸十和 田店	荒熊内67-990	60-1777	II	

# [天間林地区]

調達先	所在地	電話番号	調達物品	備考
薬王堂青森天間林店	森ノ上130-44	51-0231	クレゾール等	
天馬薬局	道ノ上63-3	69-1011	<i>''</i>	

# (13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知)の「災害防疫実施要綱」によるものとする。

# 3. 応援協力関係

- (1) 町長は、県の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の 確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する ほか、知事へ自衛隊の災害派遣要請要求を含め応援を要請する。

# 第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

被災地における環境衛生の保全のため、以下のとおりごみ、し尿及び死亡獣畜の収集、処理等及び 環境モニタリング調査等を行うものとする。

# 1. 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の応急清掃は、町長が行うものとする。

### 2. 応急清掃

#### (1) ごみ処理要領

## ア. ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びに中部上北広域事業組合清掃センターの収集車により、被災地 と指定避難所のごみ収集に当たるが、被害じん大等で収集が困難な場合は、運輸業者、建設業者 等の車両を借上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

#### イ. ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、中部上北広域事業組合清掃センターにおいて焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 不燃性のもので再資源化ができないごみは、中部上北広域事業組合最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (エ) 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分設定による再資源化ができず、焼却処理等ができない場合または処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処理する。

#### (2) し尿処理要領

#### ア. し尿の収集及び運搬

- (ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集、運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて $2\sim3$ 割程度のくみ取りを実施する。

### イ. し尿の処分

収集したし尿は、し尿処理施設で処理し、処理能力を上回る場合または施設が使用不可能なと きは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処理する。

#### (3) 死亡獣畜の処分

死亡獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊の死体(家畜伝染病予防法等関係法令に係るものを除く。)) の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理 法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し適正に処理することを指導する。

なお、 搬送が不可能な場合は、 上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所)に相談した上で適切な方法で搬送する。

#### (4) 災害廃棄物処理班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、中部上北広域事業組合清掃センター及び関係許可業者により実施するが、 災害によりこれが不可能である場合又は緊急を要する場合は、衛生部長は衛生班長に指示し、消防 団員の出動を要請し、そのつど災害廃棄物処理班を編成して実施するものとする。

#### ア. ごみ処理班

				7	幾械器具等		地域		
班名	責任者	班員	Į	ごみ収集 運搬車	トラック	その他	分担	処理場	備考
1班	衛生班長(保	衛生組合員 消防団員等	2名 5名	1	1		七戸	中部上北最終	処理場は 2名配置
2班	健福祉課長)	衛生組合員 消防団員等	2名 5名	1	1		天間林	北 東 於 処分場	処理場は 2名配置

#### イ. し尿処理班

				7	幾械器具等		地域		
班名	責任者	班員		ごみ収集 運搬車	トラック	その他	分担	処理場	備考
1班	衛生班長(保		:名 i名	1	1		七戸	구 태 그	処理場は 2名配置
2班	健福祉課長)		:名 i名	1	1		天間林	北 最 終 処分場	処理場は 2名配置

#### (5) ごみ及びし尿処理施設の選定

ごみ及びし尿の処理施設は、次のとおり選定しておくものとする。

施設名	管 理 者	処 理 能 力	処理方法	備考
中部上北清掃センター	七戸町長	60 t / 日	焼却	
IJ	"	10 t / 日	破砕圧縮	
<b>ッ</b> 最終処分場	"	48, 000 m ³	埋立	
中部上北衛生センター	"	60k1/日	高負荷酸化	

#### (6) 災害廃棄物の処理

発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集・運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じるものとする。

なお、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した 解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものと する。

# 3. 収集運搬資機材の調達

収集運搬資機材は、中部上北広域事業組合清掃センター及び関係業者所有のものを借上げるものと する。

中部上北広域事業組合及び許可業者所有の収集運搬資機材は次のとおりである。

名 称	電話	ħ	機械器具等				
2 物	电前	ごみ収集車	汲取車	作業用品	その他	備考	
中部上北清掃センター	63-2336	6			24t		
県南清掃㈱	23-4351		28		138k1		

# 4. 応援協力関係

町長は、自ら清掃業務の実施が困難な場合、当該業務の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ関係機関への応援協力依頼を要請する。

# 5. 環境汚染防止

町長は、大気汚染に関しては、調査地点の選定、検体の採取等、県が行う調査に協力し、水質汚濁 に関しては、必要に応じ、事業者の指導、環境モニタリングなど必要な措置を講じる。

# 第25節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定

地震等による被災建築物の倒壊、落下物に伴う二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図るため、以下のとおり建築物等の応急危険度判定を行うものとする。

また、被災宅地の危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止する。

#### 1. 実施責任者

余震等による二次災害を防止するための被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定は、 県等関係機関の協力を得て、町長が行うものとする。

#### 2. 危険度判定制度

応急危険度判定士等は、建築物の被災状況を現地調査の上、危険度を判定し、判定結果を表示する ことにより、建築物及び宅地の所有者等に注意を喚起する。

# 3. 応急危険度判定体制の確立

町長は、被災建築物の応急危険度判定のため、県が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地 危険度判定士の要請・登録に協力する。

#### 4. 被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

# 5. 応援協力関係

町長は、自ら又は町内の被災建築物応急危険度判定士によっても建築物の応急危険度判定の実施が 困難な場合及び被災宅地危険度判定士によっても宅地の危険度判定の実施が困難な場合、災害時にお ける青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

#### 第26節 文教対策

地震災害が発生した場合において、児童生徒等の生命、身体の安全を確保するとともに、応急の教育を実施するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

#### 1. 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長)及び町教育委員会が行うものとする。
- (2) 災害時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長(園長を含む。以下同じ)が行うものとする。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行うものとする。

# 2. 地震に関する情報等の把握並びに避難の指示

校長(園長を含む。以下同じ。)は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。また、配慮すべき特性を持つ児童生徒等への指示や伝達の困難さと行動の不自由さによる精神的動揺、混乱等を防止するため、合図等に工夫するほか、重度障害児の避難は、教職員が背負うなど十分配慮して避難の支持を行う。

# 3. 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

町教育委員会は、県教育委員会及び県との連携のもと、次の方法により教育施設を確保し、応急の 教育を実施する。

- (1) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。
- (2) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。 (分散授業または二部授業を含む。以下(4)及び(5)の授業についても同様とする。)
- (3) 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休業し、自宅学習の指導をする。
- (4) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、同一市町村内の文教施設が使用可能な場合は、当該学校等において授業を行う。
- (5) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、同一市町村内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

各学校ごとの代替予定施設は、おおむね次のとおりとする。

#### [七戸地区]

学 校 名	児童生徒数	予定地及びる	亡の場所	収容能力	備	考
七戸小学校	195人	七戸体育館	蛇坂	700人		
七戸中学校	180人	10万件月路	工口火	700人		
城南小学校	112人	七戸高等学校体育館	舘野	300人		

#### [天間林地区]

学 校 名	児童生徒数	予定地及び	その場所	収容能力	備	考
天間林小学校	265人	ふれあいセンター	森ノ上	150人		
天間林中学校	139人	中央公民館	森ノ上	200人		

(令和3年度学校基本調査 集計結果)

(6) 校舎が指定避難場所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記(1)から(5)までに準じて授業を行う。

#### 4. 臨時休業等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、または授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

- (1) 校長は、大災害が発生し、又は発生が予想される場合で児童生徒等の安全確保が困難なときは、必要に応じ、臨時休業又は授業打ち切り若しくはあらかじめ定めた計画により、避難等の措置を講じるものとする。
- (2) 校長は、臨時休業措置を登校前に決定したときは、児童生徒等にその旨周知し、授業打ち切り又は避難等を行う場合は、児童生徒等を安全に帰宅させるなど必要な措置を講じるものとする。

### 5. 学用品の調達及び給与

町教育委員会は、児童生徒等が学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障があると認めるときは、 次により学用品を給与するものとする。

#### (1) 給与対象者

災害により住家が全壊(焼)、半壊(焼)、流失又は床上浸水の被害を受け、学用品を喪失し、又は損傷し、就学に支障をきたした小学校児童(義務教育学校の前期課程の児童を含む。)及び中学校生徒(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。)

#### (2) 学用品の種類等

- ア. 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの。
- イ. 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と 認めるもの。
- (3) 学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達するものとする。

#### ア. 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達するものとする。

イ. 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、次の業者等から調達する。なお、町教育委員会において調達が不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼し、確保するものとする。

- (ア) 文房具 (ノート、鉛筆、定規等)
- (イ) 通学用品(運動靴等)

調達先	所在地	電話番号		備考				
	7月11年11日	电前钳力	ノート	鉛筆	定規	運動靴	その他	NH 3-5
丸美屋商店	上町野42-3	62-2266	200	600	50	50		
ツクタカルチャー販売	森ノ上261-1	68-2100	200	600	50	50		
まるよし	道ノ上66-9	68-2092	200	600	50	50		

#### (4) 給与の方法

- ア. 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に給与するものとする。
- イ. 教科書及び教科書以外の教材については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内 に給与するものとする。
- ウ. 校長は、給与計画を作成し、保護者の受領書を徴し、配付するものとする。

#### 6. 応急の教育方法

(1) 町教育委員会は、次の措置を講じるものとする。

# ア. 授業

学校施設又は教職員が不足する場合は、応急的に分散授業又は二部授業等を行うものとする。

イ. 教職員の確保

学校内操作により対応できない場合は、県教育委員会と協議して必要な教職員の確保に努める ものとする。

- (2) 校長は次の措置を講じるものとする。
  - ア.被害の程度、教育の場所、教員の状況等に応じて臨時の学級編制、日課表の編成、指導計画、 現員による担任計画を作成する。
  - イ. 長期にわたって授業の実施ができない状況にある場合は、学習の方法、量及び学校との連絡方法をあらかじめ周知徹底させるとともに、子供会等の組織を活用するなど教育効果が低下しないよう努める。

#### 7. 被災した児童生徒等の健康管理

校長及び町教育委員会は、被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。特に精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協力を得ながら、必要に応じて心のケアや地域の医療機関等との連携による健康相談等を行う。

#### 8. 学校給食対策

- (1) 校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・設備等について、町長と協議し、速やかに復旧措置を講じるものとする。
- (2) 学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会(電話 017-738-1010)及び関係業者の協力を 得て確保するものとする。

# 9. 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行うも のとする。

#### (2) 文化財対策

文化財は貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

- ア. 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文 化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会に報告する。
- イ. 被災文化財の被害拡大を防ぐため、関係機関と協力して応急措置を講じる。

ウ. 被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が関係機関の指導・助言により必要な措置を講じるものとする。

# 10. 教育施設の現況

#### (1) 学校施設の状況

#### [七戸地区]

	学	校	名		所 在	地	教室数	教員	員数	児童	屋内体育施設
	,		• Н		// 12		1/11/2/	男	女	生徒数	面積(m²)
七	戸	小	学	校	上町野130		20	8	11	195	1,010
城	南	小	学	校	舘野32-58		18	5	7	112	1, 158
七	戸	中	学	校	鶴児平191		28	10	12	180	1, 582

# [天間林地区]

学校名	所 在 地	教室数	教員数	児童	屋内体育施設
子 仅 石	刀 生 地	叙主效	男女	生徒数	面積(m²)
天 間 林 小 学 校	森ノ上180-1	26	7 17	265	980
天 間 林 中 学 校	森ノ上16-4	19	7 9	139	1, 187

#### (2) 学校以外の教育施設の状況

# [七戸地区]

	施	設	名		所 在	地	施設概況	応急の教育時収容 可能人員数(人)	備	考
柏		葉		館	七戸22-1		ホール、会議室	200		
七	戸	体	育	館	蛇坂57-36		ホール	600		

#### [天間林地区]

施設名	所 在 地	施設概況	応急の教育時収容 可能人員数(人)	備考
屋内スポーツセンター	中野16-1	ホール	800	
ふれあいセンター	中野16-1	ホール	100	

# 11. 応援協力関係

- (1) 教育施設及び教職員の確保
  - ア. 町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他 の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。
  - イ. 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設 及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、市町村教育委員会又は知事へ応援を要請する。
- (2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合、学用品等の給与の実施について、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請するほか、知事へ応援を要請する。

#### 12. その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

# 第27節 警備対策

地震災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全 と秩序の維持を図るため、以下のとおり警備対策を行うものとする。

# 1. 実施責任者

災害時における警備対策は、七戸警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行 うものとする。

# 2. 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として 措置する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2)被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4)被災地における交通規制
- (5)被災地における社会秩序の維持
- (6)被災地における広報活動

# 3. 応援協力関係

町及び自主防犯組織は、県警察の実施する警備活動に協力する。

# 第28節 交通対策

地震災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、以下のとおり交通施設の 保全及び交通規制等を行うものとする。

#### 1. 実施責任者

- (1) 交通規制等の措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な対策は、町長が行うものとする。
- (2) 交通の危険を防止し、円滑な運営を図るための交通規制等の措置は、道路管理者、公安委員会及び七戸警察署長が連携を保ち、行うものとする。

# 2. 道路等の被害状況の把握

- (1) 道路管理者は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を 早急に調査把握するものとする。
- (2) 道路管理者は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報するものとする。

## 3. 交通施設の保全

- (1) 道路の応急措置
  - ア. 道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早急に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講じる。
  - イ. 道路管理者は、応急復旧に長時間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に、付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
  - ウ. 道路管理者は、被害が広範囲にわたり、被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ、比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。ただし、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路となっている道路については、当該道路の管理者が必要に応じて国へ応急復旧の支援を要請する。
  - エ. 道路管理者は、道路占有工作物(電力、ガス、上下水道、電話)等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全確保措置を命じる。

#### (2) 応援協力関係

災害の状況により、道路管理者のみでは、応急復旧が困難な場合あるいは大規模な対策を必要とするときは、町内の関係機関及び建設業者、他の市町村長並びに知事へ協力を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の災害派遣要請の要求を知事に要請するものとする。

# 4. 交通規制

- (1) 道路管理者の交通規制
  - ア. 道路管理者は、災害により道路・等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、 交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認 められた場合は、通行の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議の上、青森県公安員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知する。緊急を要し、あら

かじめ青森県公安委員会に通知するいとまがなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知する。

- イ.公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急自動車、 災害応急車両及び緊急物資輸送車両等の通行を確保するため緊急に必要があると認めるときは、 区間又は区域を指定して、一般車両の通行の禁止又は制限を実施する。
- ウ. 七戸警察署長は、道路の損壊、火災の発生等により道路交通に危険が生じるおそれがあると認めるとき、又は交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、交通規制を実施する。
- エ. 道路の交通規制の実施方法は、次のとおりとする。

道路管理者、公安委員会及び七戸警察署長は、交通の規制が必要であると認めるときは、災害の規模、う回道路等の関係を総合的に判断したうえ相互に連携を図りながら、速やかに規制標識、規制予告板及びう回案内板の設置並びに危険箇所の標示設置等を行い、交通規制を実施する。

#### (2) 交通規制の連絡等

災害時において交通規制等を行った実施機関は、町長及び関係機関に対し、交通規制等の目的、 区域、措置事項等を連絡し、自動車の運転者、地域住民に周知徹底を図るなど、相互協力に努める ものとする。

#### 5. 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、県へ応急工事の実施またはこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、災害時における青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、応援を県に要請する。

# 第29節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

地震災害が発生した場合において、日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできない電力・ガス・ 上下水道・電気通信・放送の各施設を防護し、その機能を維持するため、以下のとおり応急措置を講 じるものとする。

#### 1. 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行うものとする。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者(事業所)に応急措置を要請するとともにその実施に協力するものとする。

#### 2. 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した、次の要領により実施する。

- (1) 電力施設応急措置(東北電力ネットワーク㈱十和田電力センター)
  - ア. 施設の被害状況の把握及び体制確立 (非常災害対策本部の設置)
  - (ア) 災害により、電力施設に被害が発生し、または発生するおそれがあるときには「十和田電力 センター非常災害対策実施マニュアル」に基づいて非常災害対策本部を設置する。
  - (イ)非常災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、警戒体制、第1非常体制、第2非 常体制により応急対策を実施する。
  - (ウ) 非常災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び、緊急事態における復旧方針等の災害対策の 基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
  - (エ) 非常災害対策本部は、被害が甚大で事業所のみでは早期復旧が困難な場合は、支店・支社災害対策本部に応援の要請をするとともに、関係工事業者、運送業者等に対して協力を要請する。
  - (オ) 非常災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化 を図るため、輸送ルートの選定、車両の確保に努める。

#### イ. 要員及び資機材等の確保

- (ア) 非常災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策 を実施する。
- (イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画の もとに効率的に実施する。
- (ウ) 応急復旧は、人命に係る箇所、災害対策の中枢となる官公署、報道機関及び避難所等を原則 的に優先する。

また、被害の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧する。

# ウ. 情報収集及び安全広報

- (ア) 災害により、電力施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ)被害状況及び復旧状況について、町災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとと もに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

#### エ. 町内変電所の所在地

#### [七戸地区]

変電所名	所 在 地	認可出力kVA	備考
七戸変電所	上町野	50,000	
[王問林州区]			

# [天間林地区」

変 電 所 名	所 在 地	認可出力kVA	備考
上北変電所	卒古沢	3, 610, 000	

#### (2) ガス施設応急措置

#### ア. 体制確立

- (ア) 災害により、ガス施設に被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は「七戸町地域防 災計画」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、ガス施設の応急復旧等の具体的方針について決定する。
- (ウ) 災害対策本部は、被害が甚大で町のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して 協力の要請をする。
- (エ) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図 るため、輸送ルートの選定、車両の確保に努める。

#### イ. 要員及び資機材等の確保

- (ア) 非常災害対策本部は、管轄区域内の被害状況を総合的に検討し、復旧体制を確立し応急対策 を実施する。
- (イ) 復旧作業は、各班の業務分担に基づき全組織が一体となり、緊密な連絡と適切な復旧計画の もとに効率的に実施する。
- (ウ)応急復旧は、人命に係る箇所、災害対策の中枢となる官公署、報道機関及び避難所等を原則 的に優先する。

また、被害の状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難度を勘案し、供給上復旧効果 の最も大きいものから復旧する。

#### ウ. 情報収集及び安全広報

- (ア) 災害により、ガス施設に被害発生が予測され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定め る体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ)被害状況及び復旧状況について、町災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとと もに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

#### (3) 上水道施設応急措置

# ア. 体制確立

- (ア) 災害により、水道施設に被害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は「七戸町地域防 災計画」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、応急給水、水道施設の応急復旧等の具体的方針について決定する。
- (ウ) 災害対策本部は、被害が甚大で町のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して 協力の要請をする。
- (エ) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図 るため、輸送ルートの選定、車両の確保に努める。

#### イ. 要員及び応急措置

- (ア)給水、配水幹線及び軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに、地域住民からの漏水、断水等の通報があった場合は、無線車により連絡を密にして迅速に被害場所の現地調査を行うなど、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
- (イ) 各施設の被害状況に応じて、バルブ閉止、塩素漏洩防止対策等の必要な措置を講じて、水の 確保及び二次災害の防止を図る。
- (ウ) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し給水池とし、これに給水設備 を設置して運搬給水に備える。
- (エ)主要配水幹線は、給水池として使用することを考慮して耐震管路を敷設してあることから、 これに給水施設を設けて給水所とするほか、その他の管路についても使用可能な消火栓は給水 所とし、給水拠点の確保に努める。

#### ウ. 情報収集及び安全広報

- (ア) 家庭飲料水の確保については、報道機関を利用して広報するとともに、無線放送、広報車等 により現状に即した広報活動を実施する。
- (イ)被害状況の復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通知するとともに、無線放送、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

#### 工. 応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、町長は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、 水道災害相互応援協定に基づき、県(健康福祉部長)へ応援を要請する。

# (4) 下水道施設応急措置

#### ア. 体制確立

- (ア) 災害により、下水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「七戸町地域防 災計画」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、被害が甚大で町のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者等に対して協力の要請をする。
- (エ) 災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため輸送ルートの選定、車両の確保に努める。

#### イ. 要員及び応急措置

- (ア) 汚水管渠については主要幹線及び地盤の軟弱な地域を重点的に人孔・路面の沈下等の目視調査を行うとともに、住民通報や道路管理者からの通報を併せて迅速に現地調査を行い、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
- (イ)人孔の浮上や周辺地盤の沈下した箇所には、道路管理者と調整し安全棚 (バリケード)等を 設置し、安全対策を施す。
- (ウ) 汚水管渠の被災地域の水洗トイレ等の使用中止などを広報車で周知させるとともに、被災状況の度合いに応じ簡易トイレの必要台数の把握に努め確保する。
- (エ)マンホールポンプ場の停電時は、バキューム車による汚水の引抜作業又は非常用発電機を搬入してマンホールからの溢水を防ぐ。
- (オ) 処理施設については、流入水の増加に応じて、予備機器も運転し、施設内浸水のないような

運転に切り替える。また、停電時には非常用自家発電により運転を行うなど、処理機能の低下、 停止を防止する。

(カ) 各施設の被害状況に応じ、停電、破損等に対する応急措置を実施し、機能維持に努めるとと もに応急措置に必要な機材、資材の確保に努める。

#### ウ. 情報収集及び安全広報

- (ア) 各施設の被害状況は、機械、人員により把握するとともに、関係機関から情報を収集する。
- (イ)被害状況の復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通知するとともに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

#### 工, 応急協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、県に支援要請を行う。

#### (5) 電気通信設備応急措置

ア. 設備の被害状況の把握及び通報並びに体制確立

災害により電気通信設備に被害を受け、またはその恐れがあるときは、電気通信事業者各社の 定める規則に基づき、情報連絡室または災害対策本部を設置する。

#### イ. 情報収集及び連絡

- (ア) 電気通信設備の被害状況を把握するとともに、関係機関から気象、交通、道路、河川及び電力等の状況に関する情報を収集する。
- (イ) 電気通信設備の被害及び復旧状況は、七戸町災害対策本部、報道機関及び関係機関へ通報する。
- ウ. 要員及び資機材等確保

災害の発生が予想されるときには、その状況に応じて要員の待機、資機材等の点検を行うなど、 準備警戒の措置をとる。

- (ア) 災害対策用資材物品の点検
- (イ) 無線機等の出動準備
- (ウ) 異常ふくそうに対する措置の検討
- (エ) 予備電源設備、移動電源車の稼動準備
- (オ) 出動要員の確保 (呼出し等を含む。)
- (カ) 食料、飲料水、燃料等の確保

#### 工. 応急復旧

災害により電気通信設備に被害を受けたときには、東日本電信電話(株)青森支店において定める災害等対策実施規則に基づき、直ちに応急復旧に当たるほか、災害の規模及び状況に応じて、通信を確保するため次の措置を行う。

- (ア) 災害時用公衆電話(特設公衆電話)の設置
- (イ) 移動無線機による応急通信の確保

青森支店と各自動電話交換所間の通信途絶等が発生したときは、移動無線機等を設置して応 急通信回線を作成する。

#### オ. 非常電話、緊急通話の確保

災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び街頭公衆電話の通信を確保するが、異常ふくそう状態が解消しないときは、それら

に対しても段階的に利用を制限する。

#### カ. 安全広報

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、掲示、テレビ、ラジオ、新聞等を通じて広報を行う。

#### (6) 放送施設応急措置

[日本放送協会青森放送局、株式会社青森テレビ、青森放送株式会社、青森朝日放送株式会社、 株式会社エフエム青森]

#### ア. 放送施設対策

町長は、災害時において、地域内に放送施設を有する各事業者(各事業所)に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者(各事業所)の自主判断とする。

#### (ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信 系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り換え、災害関連番組の送出継続に努める。

#### (イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

#### (ウ) 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時の放送所 を開設し、放送の継続に努める。

#### イ. 視聴者対策

町長は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講じるよう依頼する。

#### (ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

# (イ)情報の周知

避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置等により、視聴者への情報の周知を図る。

#### 第30節 危険物施設等災害応急対策

地震災害が発生した場合において、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類施設、毒物・劇物施設、放射性同位元素使用施設の被害(放射性物質の大量の放出による被害を除く)の拡大を防止し、又は最小限にとどめるとともに、二次的災害の発生を防止するため、以下のとおり応急措置を講じるものとする。

また、施設の関係者及び周辺住民に対する危険防止を図るため、必要な措置を行う。

#### 1. 実施責任者

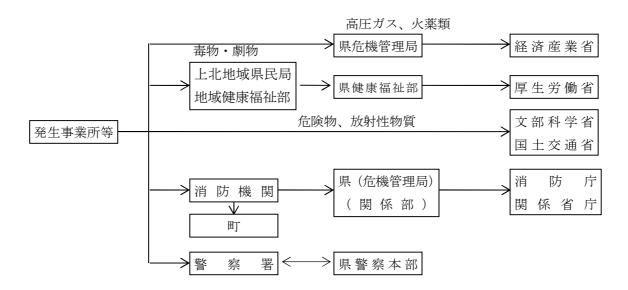
- (1) 災害時における危険物等による被害の防止のために必要な応急措置は、町長、中部上北広域事業組合消防本部消防長及び知事が行うものとする。
- (2) 危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線使用の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。

## 2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。(『火災・災害等即報要領』)

- (1) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で500㎡ 程度以上の区域に影響を与えたもの又は与えるおそれのあるもの
- (2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
  - ア. 海上、河川への危険物等が流出したもの又は流出するおそれのあるもの
  - イ. 大規模タンクからの危険物等の漏えい等
- (3) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故



#### 3. 危険物の応急措置

(1) 危険物製造所等の管理者等の措置

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、速やかに火気使用を禁止する等災害に 対応する応急保安措置を実施するとともに、速やかに中央消防署に通報し、必要な指示を受けるも のとする。

#### (2) 町長の措置

- ア. 県へ災害発生について、直ちに通報する。
- イ. 町(消防機関)は、製造所、貯蔵所または取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合するよう命じ、又は、施設の使用の停止を命じる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

- ウ. 町(消防機関)は、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。
- エ. 消防計画等により消防隊を出動させ災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被 害防止について、十分留意して行う。

- オ.火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は他の市町村に対して応援を 要請する。
- カ. さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、 化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要な資機材の確保等について応援を要請する。
- (3) 七戸警察署の措置

危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、また自らその措置を講じる。また、町 (消防機関) 職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合はその旨町 (消防機関) へ通報する。

# 4. 高圧ガスの応急措置

- (1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置
  - ア. 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所 に移し、または大気中に安全に少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったとき は、直ちにこれを安全な場所に移し、または水(地)中に埋める等の安全措置を講じる。
  - イ. 県、県警察及び町(消防機関)へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると 認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (2) 町長の措置

危険物の場合に準じた措置(ただしイを除く。)を講じる。

(3) 七戸警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講じる。

#### 5. 火薬類の応急処置

- (1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置
  - ア. 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。
  - イ. 上北地域県民局地域健康福祉部保健総室(上十三保健所)七戸警察署及び中部上北広域事業組合中央消防署へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (2) 町長の措置

危険物の場合に準じた措置(ただしイを除く。)を講じる。

(3) 七戸警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講じる。

#### 6. 毒物・劇物の応急措置

- (1) 毒物・劇物営業者の措置
  - ア. 毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏えいまたは地下に浸透し、 保健衛生上危害が発生し、またはそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講じる。
  - イ. 県、県警察及び町(消防機関)へ災害発生について、直ちに通報するとともに、必要があると 認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (2) 町長の措置
  - ア. 県へ災害発生について、直ちに連絡する。
  - イ.火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を 防止する。
  - ウ. 大量放出に関しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。
- (3) 七戸警察署の措置

危険物の場合に準じた措置を講じる。

# 7. 放射性同位元素使用施設における応急措置

- (1) 放射性同位元素使用施設の管理者の措置
  - ア. 災害の発生について速やかに文部科学省、原子力規制委員会、七戸警察署、中央消防署に通報する。
  - イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講じる。
  - ウ. 被害拡大防止等の措置を講じる。
  - エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被爆しないよう措置を講じる。
- (2) 町長の措置

放射線源の露出(密封線源)、流出(非密封線源)等について速やかに県に報告するものとし、 被害状況に応じ危険区域の設定、被害拡大防止等の措置を講じる。

(3) 七戸警察署の措置

町と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒交通規制等の措置を講じる。

# 8. 医療活動

医療活動については第4章第18節「医療、助産及び保健」により実施する。

# 9. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第20節「輸送対策」及び同章第28節「交通対策」により実施する。

#### 10. 危険物等の大量流出に対する応急対策

- (1) 中央消防署は、危険物等が大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を 行う。
- (2) 七戸警察署は、危険物等が大量流出した場合、町と連携し避難誘導立入禁止区域の警戒、交通規制を行うほか防除活動を行う。

#### 11. 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況 等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

# 12. 災害広報

災害時の災害広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報について適切に提供する。

#### 13. 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

# 14. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊の災害派遣要請については、第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

# 第5章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び 社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

# 第1節 公共施設災害復旧

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧体制を確立のうえ、災害復日 事業計画を作成し、実施するものとする。

#### 1 災害復旧体制の確立

- (1) 町長は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、迅速、適切な災害復旧対応をする。
  - ア. 本庁舎と支所等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと
  - イ. 災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適 否を確認すること
  - ウ. 被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと エ. 査定を受けるための体制を確立しておくこと
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に対応できる体制を整備しておく。
- (3) 施設・設備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動するものとする。

#### 2 大規模災害における対応

町は工事の実施に高度な技術または機械力を要する場合の町道の災害復旧に関する工事について、 必要に応じて国による権限代行制度に基づく支援を要請する。

#### 3 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく応急復旧対策を講じるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

- (1) 公共施設災害復旧計画作成
  - ア. 災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
  - イ. 災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
  - ウ. 緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その 指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、原型復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行うものとする。

- エ. 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、 施行の促進を図る。
- オ. 査定に失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調 査の上、町単独災として実施する。
- カ. 大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の 払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討す るとともに、工法にも検討を加えて計画する。
- (2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

- ア. 公共土木施設災害復旧
- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 砂防設備災害復旧事業
- (ウ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (エ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (才) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (カ) 道路災害復旧事業
- (キ)下水道災害復旧事業
- (ク) 公園災害復旧事業
- イ. 農林水産施設災害復旧
- ウ. 文教施設等災害復旧
- 工. 厚生施設等災害復旧
- オ. その他の公共的施設災害復旧

#### 4 災害復旧資金の確保

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保する ために、起債その他所要の措置を講じるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又 は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

- (1) 県の措置
  - ア. 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
  - イ. 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
  - ウ. 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
  - 工. 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。
- (2) 東北財務局青森財務事務所の措置
  - ア. 必要資金の調査及び指導 関係機関と緊密に連携のうえ、町、県等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。
  - イ. 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜 を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

#### ウ. 災害つなぎ資金の融通

町、県に対し、災害つなぎ資金(財政融資資金地方短期資金)の融通を行う。

#### (3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地 及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

#### 5 計画的な復興

大地震等により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあっては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討したうえ、大規模災害からの復興に関する法律に基づいて復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

#### (1) 復興計画の作成等

- ア. 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を 作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ. 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
- ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の 物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮 するものとする。

# (2)復興の理念、方法等

- ア. 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ. 街区等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整理 事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な街区の形成を推進する。
- ウ. 住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施 策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

# 第2節 民生安定のための金融対策

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講じるよう県に働きかけるものとする。

#### 1 農林水産業復旧資金の活用

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第136号)に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金(災害復旧)等の円滑な融資について指導する。

# 2 中小企業向け復興資金の活用

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工 団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

# 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講じるものとする。

#### 1 被災者に対する職業のあっせん

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により職業を失した者に対し、次のとおり必要な 就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

#### (1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

#### (2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

#### (3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要 に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

#### (4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

#### 2 租税の徴収猶予、減免

町、国及び県は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、 徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

# 3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す 郵便物の料金免除措置を講じる。

# 4 生業資金の確保

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講じる。

#### (1) 生活福祉資金の貸付

実施機関:青森県社会福祉協議会

申込先:町社会福祉協議会

#### (2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関:県

申込先:こどもみらい課、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室/福祉こども総室

#### (3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関:町

申込先:保健福祉課、介護高齢課

#### 5 生活再建の支援

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国 及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

#### 6 義援物資、義援金の受入

# (1) 義援物資の受入

住民、企業等からの義援物資について、受入を希望するもの及び受入を希望しないものを把握し、 その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

#### (2) 義援金の受入、配分

住民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れ、県は配分委員会を組織し、協議の上、町を通じて被災者に配分する。また、町で受入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

#### 7 住宅災害の復旧対策等

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

#### (1) 災害復興住宅資金

町は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

#### (2) 災害特別貸付金

町は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで被災者に対する貸付金の融資を住宅金融 支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借 入れの指導を行う。

# (3) 住宅相談窓口の設置

住宅金融支援機構は、県と協議の上、必要と認められる市町村に住宅相談窓口を設置し、相談を 受け付ける。

# 8 生活必需品、復旧用資機材の確保

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復 旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資 の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講じる。

#### 9 罹災証明の交付体制の確立

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の 担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、 応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に 努める。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付のため、税務課と建設課が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、 応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、町に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の 調査の迅速化を図るものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努める。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較し町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

# 10 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

#### 11 被災者の住宅確保の支援

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定 入居を行う。また、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つ ことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

# 12 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公共性の高い保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の1つであることから、その制度の普及及び加入の促進に努めるものとする。

# 13 援助、助成措置の広報等

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

# 第6章 日本海溝•千島海溝周辺海溝型地震防災 対策推進計画

# 第1節 総 則

#### 1. 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 16 年 4 月 2 日法律第 27 号。以下「特別措置法」という。)第 6 条第 1 項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的としており、当該地域に隣接している当町においても当該計画に準じた措置を講じるものとする。

#### 2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、第1章第5節「各機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めるところによる。

# 第2節 災害対策本部の設置等

# 1. 災害対策本部の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震(以下この章において「地震」という。)が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに七戸町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。なお、災害警戒本部及び災害対策本部(以下「災害対策本部等」という。)の設置基準については、第2章第2節「配備態勢」に準じる。

# 2. 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、第2章第2節「配備態勢」及び同第3節「七戸町災害対策本部」 に定めるところに準じる。

# 3. 職員の動員

第2章第3節「七戸町災害対策本部」に定めるところに準じる。

#### 第3節 地震発生時の応急対策等

# 1. 地震発生時の応急対策

(1)情報の収集伝達における役割

第4章第1節「地震情報等の発表及び伝達」に定めるところに準じる。

(2)被害状況等の情報収集・伝達

第4章第2節「情報収集及び被害等報告」及び同章第3節「通信連絡」に定めるところに準じる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、通信施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避 難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次被害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

(5) 救助・救出・消火・医療活動

ア. 救助・救出

第4章第11節「救出」に定めるところに準じる。

イ.消火

第4章第9節「消防」に定めるところに準じる。

ウ. 医療活動

第4章第18節「医療、助産及び保健」に定めるところに準じる。

#### (6)物資調達

第4章第12節「食料供給」、同章第13節「給水」及び同章第17節「被服、寝具、その他生活必需品の供(貸)与」に定めるところに準じる。

# (7) 輸送活動

第4章第20節「輸送対策」に定めるところに準じる。

# (8) 保健衛生・防疫活動

第4章第18節「医療、助産及び保健」及び同章第23節「防疫」に定めるところに準じるほか、 災害時の広域医療活動に必要な資機材の確保、トリアージ等の災害時に必要な技能を有する災害医 療従事者の育成等を進める。

# 2. 資機材、人員等の配備手配

(1) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

町及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、七戸町地域防災計画地震災害対策編に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

#### 3. 他機関に対する応援要請

第4章第5節「自衛隊災害派遣要請」、同章第6節「広域応援」及び同章第7節「航空機運用」に定めるところに準じる。

# 第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

各施設等の整備については、次の各施設に掲げる事項に留意しながら計画的な整備に努めるものと する。

なお、施設等の整備はおおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

#### 1. 建築物、構造物等の耐震化

#### (1) 建築物の耐震化の推進

住宅やオフィス等の耐震化を進めるために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図るほか、緊急輸送道路沿いの住宅・建築物に対する補助制度や税制優遇措置の活用促進により、住宅・建築物の耐震診断、耐震補強を促進する。

#### (2) 耐震化を進めるための環境整備

住民や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・ 提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化や分かりやすいマニュ アル策定等、 耐震化の促進支援策の充実を図る。

また、木造住宅密集市街地等の住宅や、多数の人が利用する建築物に対する耐震改修の指示等、耐震化促進のための制度の確実な運用を進める。

#### (3) 公共施設等の耐震化

町は、庁舎、学校、病院、公民館等様々な応急対策活動や指定避難所となりうる公共施設等の耐 震化について数値目標を設定するなど、その耐震化の促進を図る。

# 2. 指定緊急避難場所、避難路の整備

指定緊急避難場所の計画的整備、耐震性を考慮した上で、建築物を指定緊急避難場所に指定する整備等により、各地域における指定緊急避難場所を早急に確保する。

また、指定緊急避難場所、避難路の確保に当たっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、 土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。

なお、冬期においては、避難路の積雪や凍結によって避難が困難となることが予想されるため、避 難路の除雪・防雪・凍結防止対策等を強化する。

# 3. 通信施設の整備

町は、第3節の1に定める情報の収集及び伝達計画に従い、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を第3章第2節3に準じて整備する。

# 第5節 防災訓練計画

防災訓練計画については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の事項に配慮したものとする。

1. 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

特に避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施にも配慮する。

- 2. 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3. 1の防災訓練は、地震発生直後からの災害応急対策を中心とする。
- 4. 町は、防災関係機関及び居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するものとし、地域の実情に合わせて、より高度かつ実践的に行う。
  - (1)動員訓練及び本部運営訓練
  - (2)情報収集、伝達訓練
  - (3) 警備及び交通規制訓練
- 5. 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要な助言と指導を求める。

# 第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災 上必要な教育及び広報を推進する。

#### 1. 町職員に対する教育及び広報

災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。防災教育は、各課、各機関ごとに行い、その内容はおおむね次の事項とする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

## 2. 住民等に対する教育及び広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施するとともに、県に対し、必要に応じて、住民等に対する教育・広報に関する助言と指導を求める。

現地の地理に詳しくない観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努める。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行い、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

なお、その内容は、おおむね次の事項とする。

- (1) 日本海構・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の適切な対応に関する知識
- (4) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動 車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報入手の方法
- (6) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における指定緊急避難場所及び避難路に関する知識
- (9) 避難生活に関する知識
- (10) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊 防止等の対策の内容
- (11) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

# 3. 児童、生徒等に対する教育及び広報

第3章第19節「文教対策」に準じるものとし、特に次のことに配慮した実践的な教育及び広報を 行う。

- (1) 過去の地震災害の実態
- (2) 地震が発生した場合の対処の仕方
- (3) 保護者、地域住民と共にハザードマップ等の作成に取り組み、地域の様子を把握すること

# 4. 防災上重要な施設管理者に対する教育及び広報

町は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮し、防災上重要な施設の管理者は、研 修の参加に努める。

# 5. 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

# 七戸町地域防災計画 [地震災害対策編]

発行日 令和5年10月 発 行 青森県 七戸町

〒039-2792

青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4

TEL: 0176-68-2111 FAX: 0176-68-2804

企画·編集 七戸町 総務課